



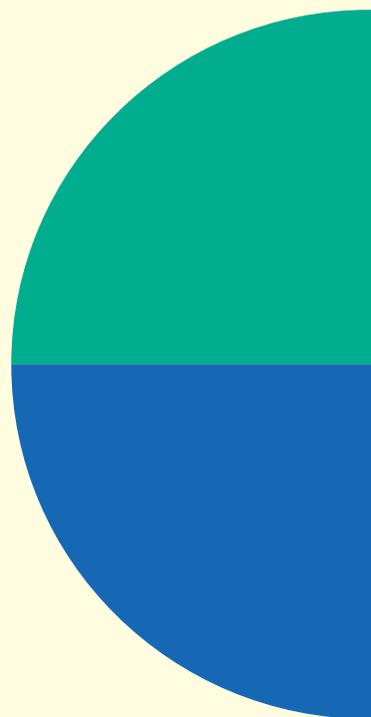
浦安市総合計画



人が輝き躍動するまち・浦安

人が輝き躍動するまち・浦安

浦安市総合計画



「人が輝き躍動するまち・浦安」をめざして



浦安市は、恵まれた立地条件と海面埋立事業による行政面積の拡大を背景に、東京湾岸ゾーンの魅力ある都市としてめざましい発展を続けています。

このようななかで、本市はその時々为社会環境の大きな変化を捉え、昭和48年に「浦安町総合開発計画」を、昭和59年には「浦安市基本構想」を策定し、まちづくりの基本目標を「緑あふれる海浜都市」と定め、その実現をめざして、市民の皆様のご理解と協力を得ながら、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

しかしながら今日、少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化、地方分権の進展など本市を取り巻く時代の潮流は、大きな変化を見せており、また市民の価値観も物の豊かさより、ゆとりやくつろぎを重視する方向に変化してきています。

このため、これからのまちづくりにあたっては、本市が直面している課題の解決はもとより、変貌する社会環境や多様化する市民ニーズに的確に対応した施策の推進が一層重要となっています。

そして、時代の潮流が「もの」から「こころ」へ、また「ハード」から「ソフト」へ向かっていくなかで、その中心にあるのは、「人」であり「一人ひとりの市民」であることから、この総合計画ではまちづくりの基本目標を「人が輝き躍動するまち・浦安」と決めました。

また、都市像として「生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市」、「創造と交流で築く市民文化都市」、「水と緑に囲まれた快適環境都市」、「利便の高い暮らしを支える安全都市」、「多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市」の5つを掲げるとともに、15の施策の大綱を掲げました。

さらに、施策の大綱に沿って53の具体的施策を掲げるとともに、特に優先的かつ重点的に取り組む必要のある「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」、「安心・安全なまちづくり」、「環境にやさしい暮らしの推進」、「魅力ある水辺空間づくり」、「個性を生かした元町まちづくり」、「行動が広がりが心かよう情報化の推進」、「市民が主役のまちづくり」といった7つの施策や事業について「21世紀を創造するまちづくり重点プラン」としてまとめ、総合的に取り組むこととしています。

景気低迷の影響などから、本市の財政は厳しい状況が続くことが予想されますが、このような時こそ市政の進むべき目標を示し、市民の皆様と協働しその実現に向け努力を重ねていくことが必要です。

私は、市民の皆様と手を携えて全力でこの厳しい状況を乗り越え、まちづくりの基本目標である「人が輝き躍動するまち・浦安」の実現をめざし、この総合計画を積極的に推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本書を発行するにあたり、策定に多大なご指導、ご協力をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、明日の浦安を考える市民懇話会委員の皆様、学識者の先生方や市議会の皆様、そして、ご意見をお寄せくださった多くの市民の方々に厚く御礼申し上げます。

浦安市長

松崎秀祐

目次

総合計画の目的と構成	1
浦安市の沿革	3
総合計画の施策体系	5

浦安市基本構想

第1章  基本構想策定にあたって	9
第2章  まちづくりの基本理念	10
第3章  まちづくりの基本目標	11
第4章  都市像	12
第5章  都市構成の基本的な考え方	13
第6章  施策の大綱	14
第7章  構想実現のために	18

浦安市基本計画

第1章 基本計画の基本的考え方	
1 基本計画の意義	21
2 基本計画の期間	21
3 将来人口と世帯数	21
3-1 人口	22
1) 地域別人口	22
2) 年齢3区分別人口	22
3-2 世帯数	22
1) 世帯数と平均世帯人員	22
4 財政の見通し	23
第2章 都市構成の基本方針	
1 土地利用の方向	26
2 拠点の形成	27

第3章

21世紀を創造するまちづくり重点プラン

1	子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり	30
2	安心・安全なまちづくり	31
3	環境にやさしい暮らしの推進	32
4	魅力ある水辺空間づくり	33
5	個性を生かした元町まちづくり	34
6	行動が広がり心かよう情報化の推進	35
7	市民が主役のまちづくり	36



第4章

計画の内容

1	生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市	37
1-1	生涯健康づくりを推進する	37
1-1-1	健康づくりの推進	37
1-1-2	地域医療体制の確立	39
1-2	やさしさと思いやりのある福祉を推進する	41
1-2-1	在宅福祉の推進	41
1-2-2	子ども・子育て家庭の支援	44
1-2-3	自立・社会参加の促進	47
1-2-4	生活支援制度の充実	49
1-3	相互に支え合う福祉の基礎をつくる	51
1-3-1	地域福祉の推進	51
1-3-2	福祉のまちづくりの推進	54
2	創造と交流で築く市民文化都市	55
2-1	ふれあいと交流に満ちたまちづくりを進める	55
2-1-1	コミュニティの推進	55
2-1-2	国際化への対応	57
2-1-3	男女共同参画社会の形成	59
2-1-4	ボランティア・NPOの振興	61
2-1-5	平和施策の推進	63
2-2	創造性と個性を育てる生涯学習を推進する	65
2-2-1	生涯学習推進体制の整備	65
2-2-2	学校教育の充実	67
2-2-3	家庭・地域教育の充実	70



目次

4) 青少年の健全育成.....	71
5) 学習機会の創出.....	73
6) 芸術・文化活動の振興.....	75
7) 生涯スポーツの振興.....	77
2-3 暮らしが広がる情報化を推進する.....	79
1) 情報化の推進.....	79
3 水と緑に囲まれた快適環境都市	81
3-1 身近なところから地球環境を保全する.....	81
1) 地球環境問題への対応.....	81
2) 環境保全対策の充実.....	82
3-2 快適な生活環境を整備する.....	85
1) 住宅対策の推進.....	85
2) 廃棄物対策の充実.....	87
3) 生活支援基盤の整備.....	89
4) 下水道の整備.....	90
5) 墓地公園・斎場の整備.....	92
3-3 生活にうるおいを与える環境を創造する.....	93
1) 公園・緑地の整備.....	93
2) 緑化の推進.....	95
3) 都市景観の創造.....	97
4) 水辺空間の創出.....	99
4 利便の高い暮らしを支える安全都市	103
4-1 秩序ある市街地の整備を進める.....	103
1) 良好な市街地の形成.....	103
2) 過密市街地の再整備.....	104
3) 日の出・明海・高洲地区開発の促進.....	107
4) シビックセンター地区の整備.....	109
4-2 総合的な交通体系を整備する.....	111
1) 道路網の整備.....	111
2) 公共交通網の充実.....	114
3) 駐車対策の充実.....	116
4) 自転車利用環境の整備.....	117
5) 交通安全対策の充実.....	119

4 - 3 災害に強く犯罪のない安全な暮らしを実現する	121
1) 防災体制の確立	121
2) 消防体制の確立	124
3) 防犯体制の確立	126
4) 排水・治水対策の充実	127
5 多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市	129
5 - 1 魅力ある観光・リゾートを振興する	129
1) 舞浜アーバンリゾートの振興	129
2) 観光漁業の振興	130
5 - 2 新しい時代に対応した地域産業を振興する	131
1) 商業・サービス業の振興	131
2) 工業の振興	133
3) 就労環境の向上	135
4) 消費生活の向上	137
5 - 3 まちの活力を支える拠点づくりを進める	139
1) 駅周辺地区の整備	139
2) 海辺の交歓拠点の整備	141



第5章 計画実現のために

1 市民主体のまちづくりの推進	143
2 都市経営の視点に立った行財政運営	144
3 広域的な連携	146

資料編

1 浦安市総合計画策定のための組織体制	149
2 浦安市総合計画策定要綱	150
3 浦安市総合計画策定に関するこれまでの取り組み	151
4 浦安市総合計画（基本構想 / 基本計画）についての諮問および答申	153
5 浦安市総合計画審議会条例	155
6 浦安市総合計画審議会および総合開発審議会委員名簿	156
7 明日の浦安を考える市民懇話会設置要綱および委員名簿	157
8 浦安市総合計画策定本部設置要綱	158

用語解説	160
------------	-----

本文中の がついた言葉は、このページをご参照ください。

総合計画の目的と構成

総合計画策定の目的

浦安市では、昭和59年6月に市政運営の基本的な指針として、「浦安市基本構想」を策定し、まちづくりに関する市民と市の共通の目標として、計画的に行政運営を推進してきました。

しかしながら、今日、少子・高齢化の進行や国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の顕在化、地方分権の推進など、本市を取り巻く時代潮流が大きな変化を見せており、また、市民の価値観も物の豊かさより、ゆとりやくつろぎを重視する方向に変化してきています。

このような状況のもと、本市が直面する課題の解決はもとより、変貌する社会環境や多様化する市民ニーズに的確に対応した施策の推進が一層重要となっていることから、本市がめざすまちづくりの基本目標や将来都市像を明らかにし、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを推進していくための基本指針として「総合計画」を策定します。

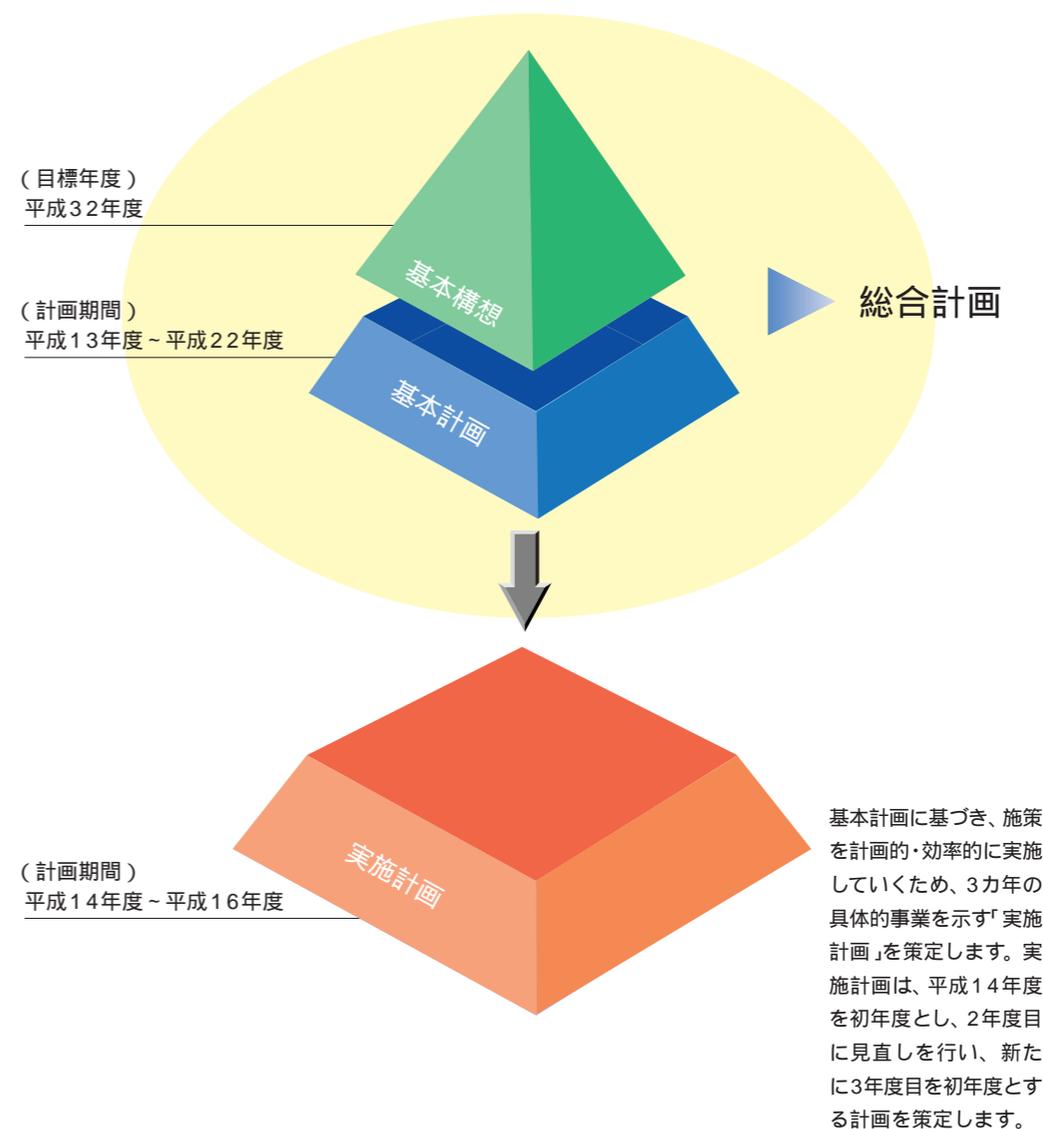
総合計画の構成・期間

浦安市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

「基本構想」は2020年（平成32年）を目標に、まちづくりの将来目標と実現のための基本方針を示します。

「基本計画」は基本構想実現のための具体的な施策の方向性について、2010年（平成22年）を目標として示します。

浦安市総合計画の構成



浦安市の沿革

浦安市は、東京湾の最奥部、千葉県西北部に位置し、首都東京に隣接しています。北は千葉縣市川市、西は旧江戸川を隔てて東京都江戸川区、東と南は東京湾に面する、三方を海と川に囲まれたまちであり、明治22年（1889年）堀江、猫実、当代島の3村が合併して浦安村が誕生。以来、明治42年の町制施行、昭和56年の市制施行を経て今日に至っています。

かつては漁業を中心とした小さな集落でしたが、昭和30年代に入ると、東京湾沿岸は海域汚染が進み、漁業が衰退の一途をたどったため、市では、議会、漁業協働組合ともども海面埋立について協議を進めました。そして、37年には漁業権の一部放棄を決定し、40年から第1期埋立事業が始まりました。さらに、46年には漁業権の全面放棄がなされ、翌47年から第2期埋立事業が始まりました。これら埋立事業によって、行政面積は4.43km²から4倍近い16.98km²へと広がり、まちの進路は大きく変化しました。

44年には地下鉄東西線が開通。その後、中町地域に大規模住宅団地が次々と建設され、56年には市制施行に至りました。

また、58年には、舞浜地区に、世界的なレジャーランドである東京ディズニーランドが開園。その周辺では、国際級の大型ホテル群や多目的ホールも建設され、アーバンリゾートゾーンの形成が進みました。

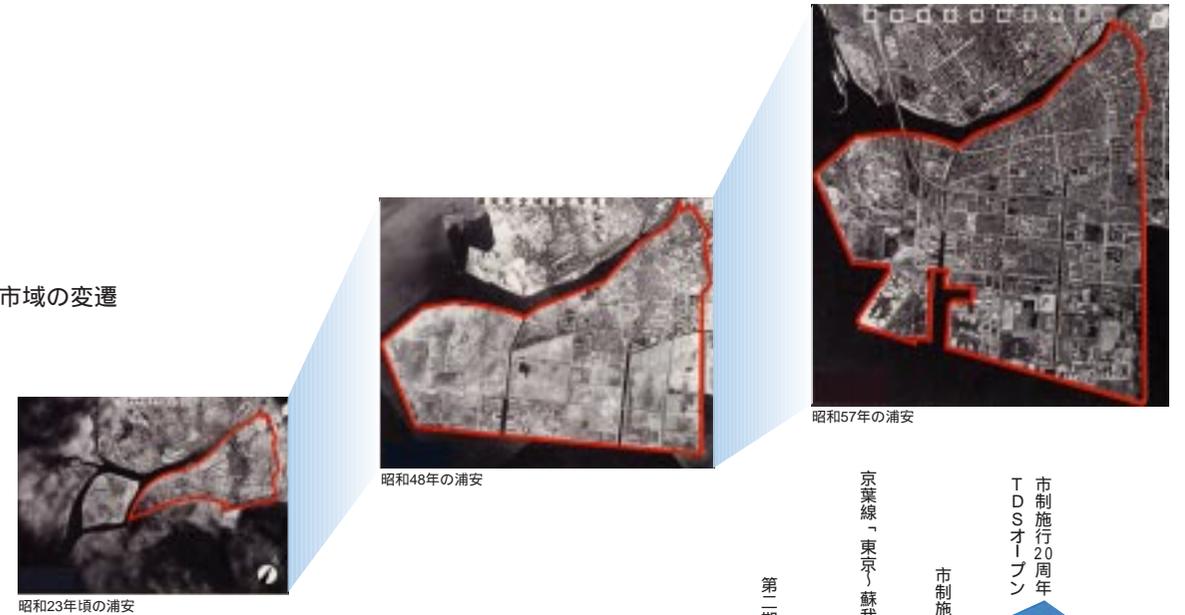
さらに、63年12月にJR京葉線が開通（平成2年3月に東京駅まで全線が開通）。新浦安駅周辺では、大規模な商業、業務施設、ホテルなどが次々に建設され、住環境と都市環境が調和する都市の新しい拠点が形成されました。

そして、新町地域では、都市基盤整備公団などによって開発が進められており、63年のマリーナイースト21の街開きを皮切りに、明海大学の開校、業務地区の形成など、複合機能都市としてのまちづくりが進んでいます。

さらに、平成12年（2000年）7月に複合商業施設「イクスピアリ」、平成13年（2001年）9月に「海」をテーマとする新たなテーマパーク「東京ディズニーシー」が開園。平成13年には人口が13万を超え、ベイエリアの中核都市として目覚ましい発展を続けています。

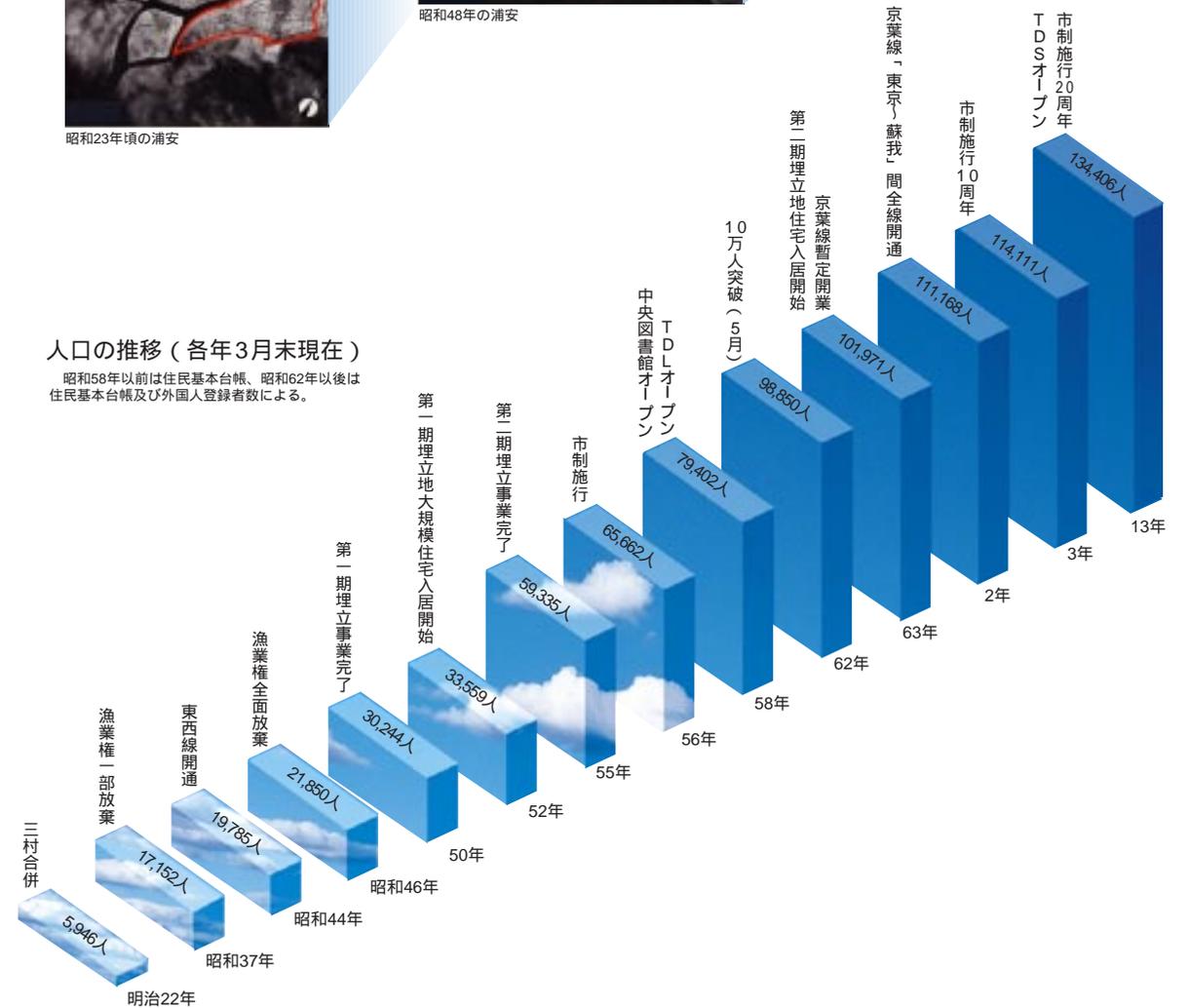


市域の変遷

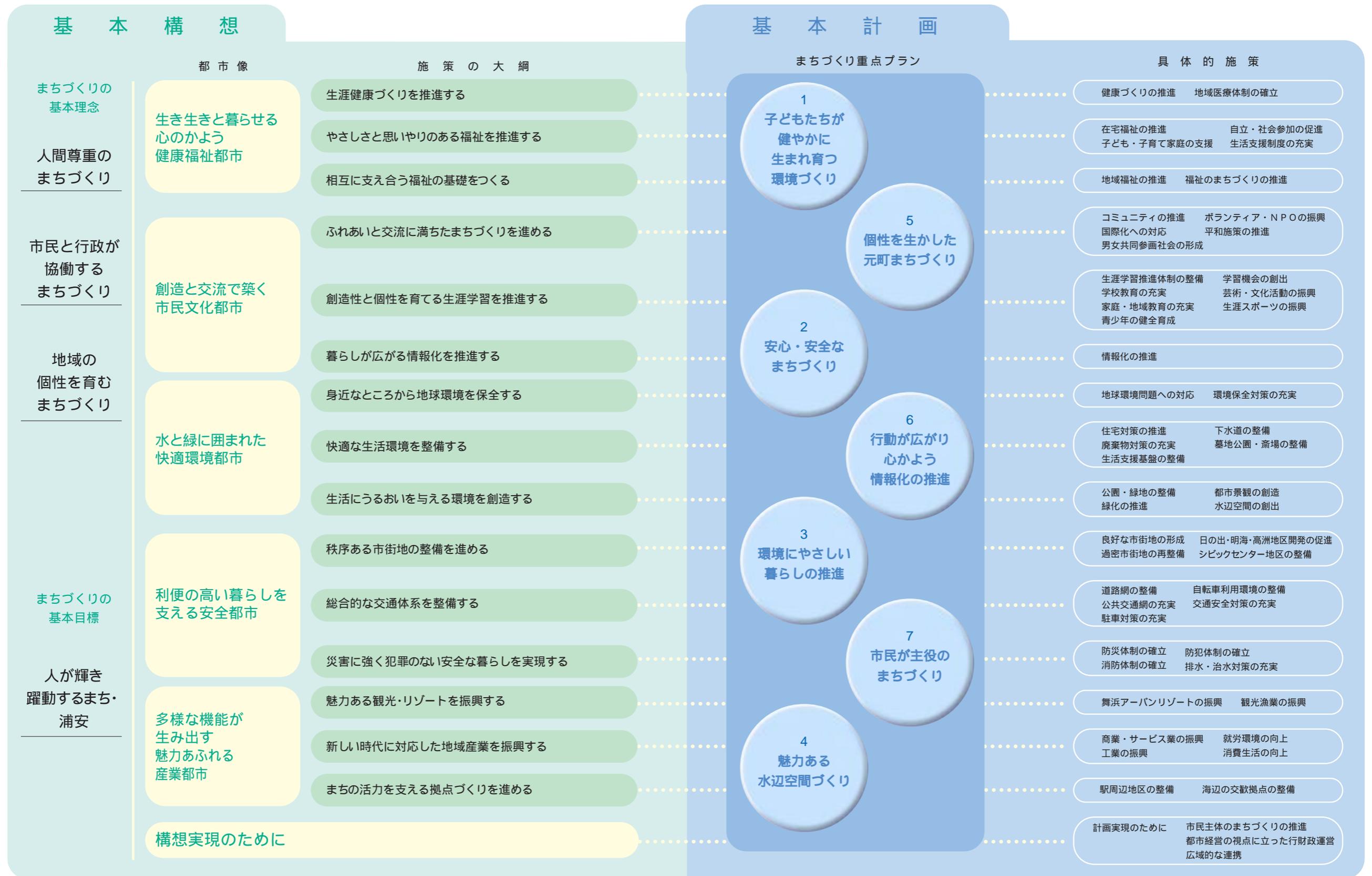


人口の推移（各年3月末現在）

昭和58年以前は住民基本台帳、昭和62年以後は住民基本台帳及び外国人登録者数による。



総合計画の施策体系



基本構想

都市像

まちづくりの
基本理念

人間尊重の
まちづくり

市民と行政が
協働する
まちづくり

地域の
個性を育む
まちづくり

まちづくりの
基本目標

人が輝き
躍動するまち・
浦安

生き生きと暮らせる
心のかよう
健康福祉都市

創造と交流で築く
市民文化都市

水と緑に囲まれた
快適環境都市

利便の高い暮らしを
支える安全都市

多様な機能が
生み出す
魅力あふれる
産業都市

構想実現のために

施策の大綱

生涯健康づくりを推進する

やさしさと思いやりのある福祉を推進する

相互に支え合う福祉の基礎をつくる

ふれあいと交流に満ちたまちづくりを進める

創造性と個性を育てる生涯学習を推進する

暮らしが広がる情報化を推進する

身近なところから地球環境を保全する

快適な生活環境を整備する

生活にうるおいを与える環境を創造する

秩序ある市街地の整備を進める

総合的な交通体系を整備する

災害に強く犯罪のない安全な暮らしを実現する

魅力ある観光・リゾートを振興する

新しい時代に対応した地域産業を振興する

まちの活力を支える拠点づくりを進める

基本計画

まちづくり重点プラン

1
子どもたちが
健やかに
生まれ育つ
環境づくり

2
安心・安全な
まちづくり

3
環境にやさしい
暮らしの推進

4
魅力ある
水辺空間づくり

5
個性を生かした
元町まちづくり

6
行動が広がり
心かよう
情報化の推進

7
市民が主役の
まちづくり

具体的施策

健康づくりの推進 地域医療体制の確立

在宅福祉の推進 自立・社会参加の促進
子ども・子育て家庭の支援 生活支援制度の充実

地域福祉の推進 福祉のまちづくりの推進

コミュニティの推進 ボランティア・NPOの振興
国際化への対応 平和施策の推進
男女共同参画社会の形成

生涯学習推進体制の整備 学習機会の創出
学校教育の充実 芸術・文化活動の振興
家庭・地域教育の充実 生涯スポーツの振興
青少年の健全育成

情報化の推進

地球環境問題への対応 環境保全対策の充実

住宅対策の推進 下水道の整備
廃棄物対策の充実 墓地公園・斎場の整備
生活支援基盤の整備

公園・緑地の整備 都市景観の創造
緑化の推進 水辺空間の創出

良好な市街地の形成 日の出・明海・高洲地区開発の促進
過密市街地の再整備 シビックセンター地区の整備

道路網の整備 自転車利用環境の整備
公共交通網の充実 交通安全対策の充実
駐車対策の充実

防災体制の確立 防犯体制の確立
消防体制の確立 排水・治水対策の充実

舞浜アーバンリゾートの振興 観光漁業の振興

商業・サービス業の振興 就労環境の向上
工業の振興 消費生活の向上

駅周辺地区の整備 海辺の交歓拠点の整備

計画実現のために 市民主体のまちづくりの推進
都市経営の視点に立った行財政運営
広域的な連携

基本構想

-  第1章 基本構想策定にあたって
-  第2章 まちづくりの基本理念
-  第3章 まちづくりの基本目標
-  第4章 都市像
-  第5章 都市構成の基本的な考え方
-  第6章 施策の大綱
-  第7章 構想実現のために

基本構想策定にあたって



1 基本構想の意義

この基本構想は、浦安市がめざすまちづくりの基本目標や将来都市像を明らかにするものであり、市民と行政が一体となって計画的にまちづくりを推進していく基本指針となるものです。

2 基本構想の目標年度と将来人口

基本構想の目標年度は、2020年度（平成32年度）とします。また、2020年度における将来人口は、概ね16万人と想定します。

3 時代潮流等の変化への対応

時代は大きな転換期を迎えています。

物の豊かさより心の豊かさが重視されるようになっていくなか、個人が自分にあった暮らしを選択できる社会が求められており、男女共同参画社会を実現しようとする機運も高まるなど、市民の価値観は大きく変化しています。

また、少子・高齢化の進行により、家庭や地域社会が大きく変わろうとしており、高度情報化の進展は、産業経済のみならず個人の生活の質を高めていくものと考えられます。

そして、地球規模での環境問題に対する取り組みも活発化しつつあり、国際交流・協力活動も様々な分野において展開されています。

さらに、地方分権の流れのなかで、地域が自らの選択と責任のもと、まちづくりを進めていくことのできるしくみが整いつつあります。

浦安市では、このような時代潮流等の変化を的確に捉え、積極的にまちづくりを進めます。

まちづくりの基本理念

まちづくりは、様々な人々が生き生きと安心して生活できる地域社会をつくることであり、また、都市を人間にとって望ましい環境として創造することです。

このようなことから、まちづくりにあたって次の3つのことを基本理念として掲げ、次代に誇れる「浦安」を築いていきます。

1 人間尊重のまちづくり

市民一人ひとりの人権が保障され、お互いの個性や価値観などを尊重しながら生活を営み、また、人々の心のふれあいや、やさしさがあふれる、人間尊重の精神がまちづくりの基本です。

2 市民と行政が協働するまちづくり

まちづくりは、市民と行政がともに役割と責任をもって進めていくことが必要です。

市民と行政が協働して、英知を出し合いながら、自分たちの地域社会を生き生きとした魅力あるものにしていくことがまちづくりの基本です。

3 地域の個性を育むまちづくり

自らのまちを見つめ直し、地域の特性を広い未来的視野に立って生かし、地域の個性として育てていくことがまちづくりの基本です。



まちづくりの基本目標

浦安の都市としての未来像は、これまでもまして「個性」が生き、そして「活力」のあるまちの姿のなかに求められています。

それは、市民が自主性や創造性を発揮し、個性ある文化をつくり出すことのできるまちであり、また、市民の暮らしに多様な選択可能性が広がり、豊かな暮らしを実現できるまちです。

このため、市民生活の安全性の確保を基本に、市民の価値観の多様化や少子・高齢化など時代潮流等の変化に的確に対応し、市民がうるおいを感じられ、安心して暮らせるゆとりある地域社会の形成をめざします。

また、自然と調和する快適な住環境や活気とにぎわいのある都心性、魅力あるレジャー性など質の高い様々な都市機能の調和を図り、それらのなかで、誰もが、生き生きと活動し、ふれあい、文化をつくりだすことのできる、そして、個人が能力と創造性を十分に発揮することのできる、躍動感にあふれた「個性」と「活力」のある都市の形成をめざします。

この基本構想では、このような考え方に立ち、まちづくりの基本目標を「人が輝き躍動するまち・浦安」と定め、まちづくりを推進していきます。



都市像

まちづくりの基本目標を実現するため、長期的な視点に立って5つの都市像を設定します。

1 生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市

生涯を通じて、心身ともに健康で、明るく、豊かな生活を送れることは、すべての市民の共通の願いです。

そのため、市民一人ひとりが、家庭や地域社会のなかで、ともに助け合い、支え合いながら、健康で、安心して生きがいを持って暮らせるまち - **生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市** - をめざします。

2 創造と交流で築く市民文化都市

市民がその能力を生かし、お互いの価値観を尊重し合いながら、個性を十分に発揮できる地域社会を築くことが重要です。

そのため、市民が、ふれあい、相互に交流し、様々な活動を通じて、創造性と個性が発揮され、はつらつとした生活と活動のできるまち - **創造と交流で築く市民文化都市** - をめざします。

3 水と緑に囲まれた快適環境都市

市民が、健康で、文化的な生活を営むためには、環境に配慮した、質の高い生活空間の創造が重要です。

そのため、本市唯一の自然資源である水を生かし、緑を守り育てながら、快適でうるおいのある環境にやさしいまち - **水と緑に囲まれた快適環境都市** - をめざします。

4 利便の高い暮らしを支える安全都市

都市は、快適な市民生活や様々な活動を根幹から支える場でなければなりません。

そのため、良好な市街地のなかで、災害などから生命と財産が守られ、利便の高い快適な生活が送れるまち - **利便の高い暮らしを支える安全都市** - をめざします。

5 多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市

都市の魅力の一つは、活気とにぎわいです。

そのため、本市の特性を最大限に生かし、レジャー機能や商業、工業、業務機能など、様々な都市機能を兼ね備えた活力あるまち - **多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市** - をめざします。



都市構成の基本的な考え方

浦安市は、これまでの歴史的形成過程から、古くからの市街地とその周辺の市街化された元町地域、海面埋立事業により計画的に住宅開発が行われた中町地域、また、現在計画的に住宅開発が進められている新町地域、そして鉄鋼流通等の工業が集積されている鉄鋼通り、港、千鳥の工業ゾーンと、レジャーランドを中心とした舞浜のアーバンリゾートゾーンから構成されています。

本市が、将来にわたって豊かな市民生活を確保していくためには、これらの地域が、それぞれの特性を生かしながら、都市として一体性のある均衡のとれた構造としていかなければなりません。

このため、浦安・新浦安・舞浜の3駅を中心とした都市拠点や市民の生活・文化・交流拠点の整備・強化を図るとともに、これらの拠点と各地域を有機的に連携する都市軸の形成を図るなど、魅力と活力のある都市空間の創出をめざします。

また、各地域を都市の魅力ある構成要素として捉え、特性を生かした整備を進めます。

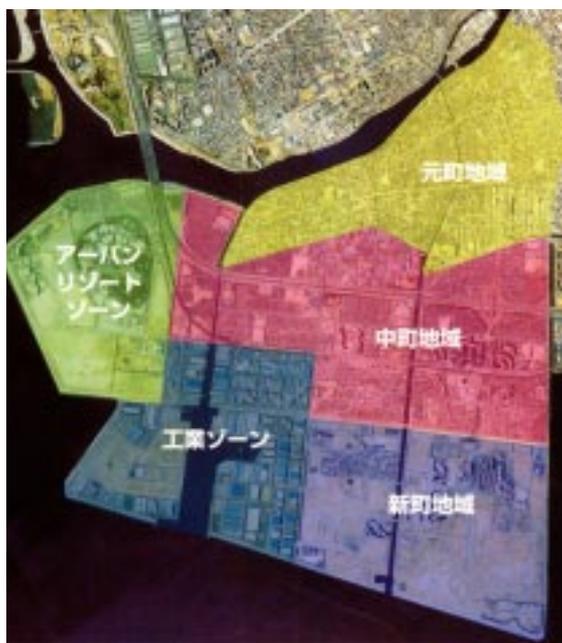
過密市街地 や住・商・工などの機能が混在する元町地域 については、安全性や快適性、景観性の向上を基本に、歴史性や文化性に配慮しながら、諸機能が調和する活気ある地域として発展を図ります。

計画的に住宅開発が行われた中町地域 については、現土地利用を基本に、良好な地域環境の維持・保全を図ります。

現在、計画的に開発が進められている新町地域 については、良好な居住機能を中心に、文化、商業、業務等の多様な都市機能をもつ、複合機能のまちづくりをめざします。

また、工業ゾーンについては、周辺との調和を基本に、恵まれた立地条件を生かしながら流通・加工・業務ゾーンとして形成を図ります。

アーバンリゾートゾーン については、周辺との調和を図りながら、より魅力あるゾーンの形成を促進します。



施策の大綱

都市像の実現をめざし、個性ある浦安市を創出していくため、施策の大綱を次のように定めます。

1 生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市

(1) 生涯健康づくりを推進する

市民が、生き生きと充実した生活を送るには、心身の健康を保持し、増進することが重要です。

このため、自分の健康は自分で守り、つくることを基本に、医療機関などとの連携のもと、生涯を通じて健康づくりができる保健医療サービス体制の充実に努めます。

(2) やさしさと思いやりのある福祉を推進する

高齢化の進行や世帯構成が変化するなか、高齢者や障害をもつ人が住み慣れたところで暮らしていけるように、支援することが一層重要になっています。

また、子どもを取り巻く環境も、少子化の進行や女性の社会進出などにより変化しており、子どもが健やかに育つための環境づくりが必要となっています。

このため、すべての市民が、家庭や地域のなかで、生き生きとした生活を送ることができるよう、在宅福祉の推進、児童・子育て家庭への支援など、多様なニーズに対応したきめ細かな福祉施策を展開します。

(3) 相互に支え合う福祉の基礎をつくる

温かい人間関係のなかで、市民の誰もが生き生きと安心して暮らせる福祉社会を築いていくためには、市民一人ひとりが福祉を自らの問題として捉え、対応していくことが求められています。

このため、福祉に対する市民の理解を深めながら、市民が相互に支え合う地域福祉を推進します。

また、まちづくりを高齢者や障害をもつ人の視点から見直し、人にやさしいまちづくりを推進します。



2 創造と交流で築く市民文化都市

(1) ふれあいと交流に満ちたまちづくりを進める

社会が急速に変化し、市民の価値観や暮らしが多様化するなか、市民相互の連帯感に支えられた、心のふれあいのある地域社会を形成していくことが大切です。

このため、市民がボランティア活動 やコミュニティ活動 を通して生き生きとした人間関係を築き、交流の輪を広げて、地域社会でのふれあいをより豊かなものとするよう、様々な交流を促進します。

また、男女がお互いに尊重し認め合い、ともに社会を築いていけるよう、平等意識の醸成、様々な分野での共同参画の実現など、男女共同参画社会づくりを進めます。

さらに、国際交流や国際協力を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図るとともに、平和な社会の実現をめざします。

(2) 創造性と個性を育てる生涯学習を推進する

市民一人ひとりが生き生きと充実した人生を送るためには、それぞれのライフステージ における自己の研さんと生活の向上をめざした学習活動が求められます。

また、子どもたちが個性豊かに伸びやかに、育まれていくことが必要です。

このため、市民が生涯にわたって自由に学び、心豊かな充実した生活を送れるよう生涯学習の環境づくりを進めます。

また、子どもたちが常に希望と活力にあふれ、夢を抱いて成長できるよう、学校、家庭、地域が一体となり、学校教育、家庭・地域教育の推進、青少年の健全育成を図るなど、個性を尊重し創造性や豊かな人間性を育む教育を推進します。

(3) 暮らしが広がる情報化を推進する

情報化は、市民生活における様々な分野へ浸透してきています。

そして、コンピュータの普及や通信技術の進歩は、家庭などにおいても容易に情報に接する機会をもたらし、市民生活はますます広がりをもつものと考えられます。

このため、CATV システムの高度化などを図りながら、すべての市民が様々な形で情報を利用できるしくみづくりやふれあいが広がるネットワークづくりなど、情報環境の整備を推進します。





3 水と緑に囲まれた快適環境都市

(1) 身近なところから地球環境を保全する

地球環境問題や都市・生活型公害を解決するためには、環境への負荷の少ない社会に転換していく必要があります。

このため、市民、事業者、行政それぞれの責務のもと、身近な暮らしのなかで、省資源、省エネルギーに取り組むなど、環境に配慮した地域社会の形成をめざすとともに、環境汚染の防止に努めます。

(2) 快適な生活環境を整備する

快適で安定した日常生活を送るためには、これを支える基盤の整備が不可欠です。

このため、総合的な廃棄物対策の推進や下水道などの整備を進めるとともに、住宅環境の変化に対応した住宅対策を推進するなど、快適な生活環境づくりに努めます。

(3) 生活にうるおいを与える環境を創造する

都市化が進行した都市にあって、「水」や「緑」はやすらぎとうるおいのあるまちづくりに欠かせないものです。

このため、三方を海や河川で囲まれているという特性を生かし、市民のいきおいの場となる水辺環境の創出に努めるとともに、公園、緑地の整備など、緑の保全と創出に努めます。

また、魅力ある都市景観づくりを推進します。

4 利便の高い暮らしを支える安全都市

(1) 秩序ある市街地の整備を進める

浦安市は、海面埋立事業により計画的に開発されている地域と、旧来からの市街地を中心に発達してきた地域があり、それぞれが特性を有しています。

このため、地域の特性を生かしながら、市民が安心して快適に暮らし、住み続けることができる、秩序ある市街地の整備を推進します。

特に、過密市街地については、地区の歴史性や文化性に配慮しながら、安全性と快適性の向上を基本に再整備を進めます。

また、日の出、明海、高洲地区については、多様な都市機能が融合する良質な市街地の形成を図ります。



(2) 総合的な交通体系を整備する

道路や公共交通は、市民生活や都市活動を支える重要な基盤です。

このため、人にやさしい交通環境づくりに配慮しながら、安全で機能的な道路網の整備や公共交通網の充実、交通の結節機能の強化、駐車対策の推進など、総合的な交通体系の整備を進めます。

(3) 災害に強く犯罪のない安全な暮らしを実現する

市民が安心して暮らせるためには、市民の生命、財産が守られる安全で災害に強いまちづくりが必要です。

このため、震災や水害など災害に強いまちをめざして、震災対策、排水・治水対策の推進、消防体制の確立など、総合的な防災対策を推進するとともに、犯罪のない明るいまちをめざし、地域ぐるみの防犯体制の充実を図るなど、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

5 多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市

(1) 魅力ある観光・リゾートを振興する

国際的なレジャー機能を有する舞浜のアーバンリゾートゾーンは、浦安市の魅力や活力を高める大きな要素となっています。

このため、地域住民の生活空間との整合を図りながら、舞浜アーバンリゾートゾーンの整備を促進するとともに、地域に根ざした観光漁業を振興するなど、魅力ある観光・リゾートを振興します。

(2) 新しい時代に対応した地域産業を振興する

情報化、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化など産業を取り巻く環境が大きく変貌しつつあるなかで、地域経済の活力を維持していくことが必要です。

このため、その主要な担い手である中小企業などの育成や新しい企業活動への支援、就労環境の向上など、商・工業をはじめとした地域産業を振興します。

(3) まちの活力を支える拠点づくりを進める

浦安市が東京湾岸ゾーンの魅力ある都市として発展していくためには、3駅周辺地区がそれぞれの特性を生かしながら、地域の経済活動の核としての役割を担っていくことが重要です。

このため、様々な都市機能の導入を図りながら、個性と活力ある3駅周辺地区の整備を推進します。

構想実現のために

社会環境が大きく変化するなか、社会のしくみが大きな転換期を迎えており、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化してきています。

このような状況のもと、地域自らが主体性・創造性を発揮し、地域社会の課題を解決していくことが必要となっています。

このため、市と市民と議会の三者が一体となって総力を結集するとともに、それぞれがまちづくりの協働の担い手として、責任を自覚し、自らの役割を主体的に果たすことのできるしくみづくりを進めます。

また、市政にかかわる情報の公開と提供を積極的に推進し、市民参加の充実を図ります。

さらに、常に改革の視点に立って、効率的で効果的な行政サービスの展開を図るとともに、社会経済情勢の変化や市民ニーズの変化に柔軟に対応した行政サービスを展開するなど、健全かつ創造的な行財政運営に努めます。

広域的な取り組みを要する課題について、国、県、他の自治体との役割分担のもと、強調・連携を基調に問題の解決に努めます。



基本計画

-  第1章 基本計画の基本的考え方
-  第2章 都市構成の基本方針
-  第3章 21世紀を創造するまちづくり重点プラン
-  第4章 計画の内容
-  第5章 計画実現のために

基本計画の基本的考え方

1 基本計画の意義

基本計画は、基本構想に掲げた基本目標の実現に向けて、浦安市が計画的に推進する施策を総合的、体系的に明らかにした、行財政運営の指針であるとともに、市民と行政とが、パートナーシップ に基づき、協働 してまちづくりを進めていくための指針となるものです。

また、基本計画は、国や千葉県あるいは民間の機関、団体などが市内で進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針としての役割も、もっています。

なお、この計画に基づき施策を計画的、効率的に実施していくため、財政的な裏づけをもたせた具体的事業を示す実施計画を策定します。

2 基本計画の期間

基本計画の計画期間は、2001年（平成13年）を初年度とし、2010年（平成22年）を目標年度とする10年間とします。

ただし、この計画が社会経済状況の変化や市民生活の実態などに柔軟に対応できるものとしていくため、計画期間の中途において見直しを行うものとします。

3 将来人口と世帯数

これまでの人口・世帯の推移をもとに、将来の推計を行うと、目標年度の2010年（平成22年）における浦安市の人口は、今後も新町地域の住宅開発や元町・中町地域の住宅供給の進展が予想されることから、2001年（平成13年）における総人口134,406人から約21,600人（16.1%）増加し、概ね156,000人になることが見込まれます。

また、65歳以上の高齢者人口 は、2001年（平成13年）の10,282人から約8,700人（84.6%）増加し、2010年（平成22年）には約19,000人となり、総人口の12.2%が高齢者で占めることとなります。

一方、15歳未満の年少人口 は、計画期間内では住宅開発や住宅供給の進展により、約4,800人増加し、約25,000人になると見込まれます。

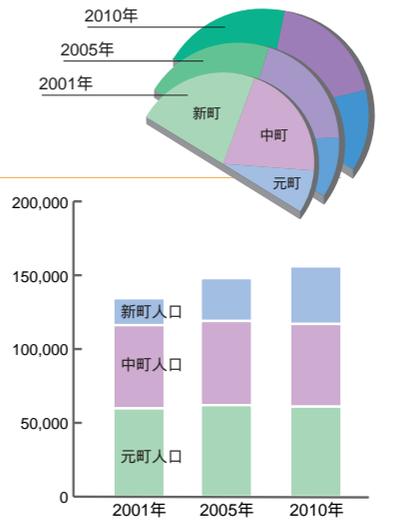
世帯数は57,076世帯から、約7,900世帯（13.8%）増加し、概ね65,000世帯になることが見込まれます。

3-1 人口

1) 地域別人口

区分	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
元町 人口	59,799	62,000	61,000
構成比	44.5	41.9	39.1
中町 人口	56,385	57,000	56,000
構成比	42.0	38.5	35.9
新町 人口	18,222	29,000	39,000
構成比	13.5	19.6	25.0
人口総数	134,406	148,000	156,000

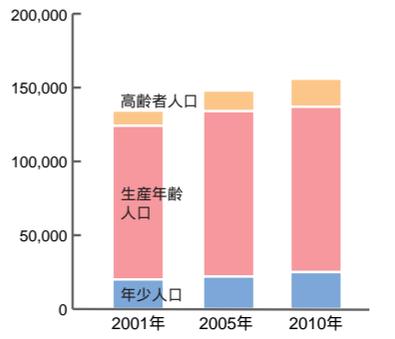
(単位：人口は人、構成比は%)



2) 年齢3区分別人口

区分	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
年少人口 構成比	20,028 14.9	22,000 14.9	25,000 16.0
生産年齢人口 構成比	104,096 77.5	112,000 75.7	112,000 71.8
高齢者人口 構成比	10,282 7.6	14,000 9.4	19,000 12.2
人口総数	134,406	148,000	156,000

(単位：人口は人、構成比は%)



3-2 世帯数

1) 世帯数と平均世帯人員

区分	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)
元町 世帯数	29,422	30,000	30,000
平均世帯人員	2.03	2.07	2.03
中町 世帯数	20,917	22,000	22,000
平均世帯人員	2.70	2.59	2.55
新町 世帯数	6,737	10,000	13,000
平均世帯人員	2.70	2.90	3.00
全市 世帯数	57,076	62,000	65,000
平均世帯人員	2.35	2.39	2.40

(単位：上段は世帯、下段は人)



注) 人口、世帯数ともに、各年4月1日現在の数値です。
なお、工業ゾーン、アーバンリゾートゾーンの人口、世帯数については中町に含めています。



4 財政の見通し

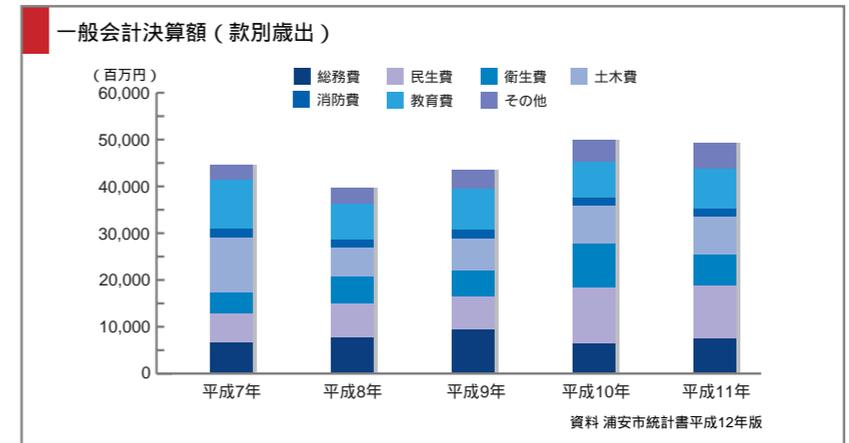
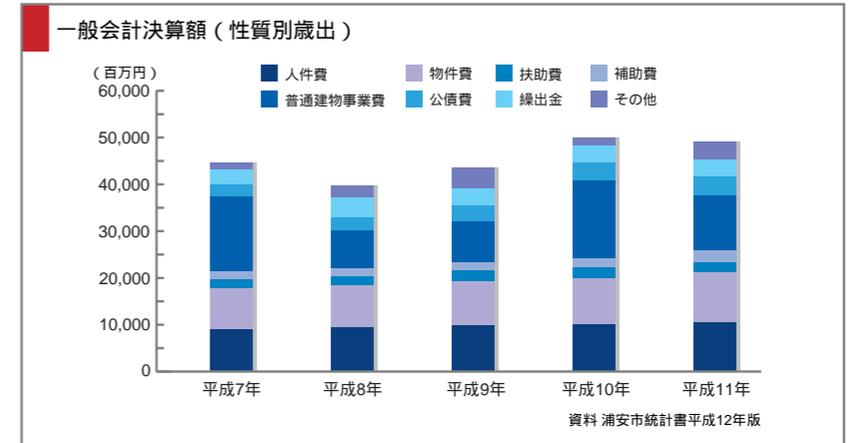
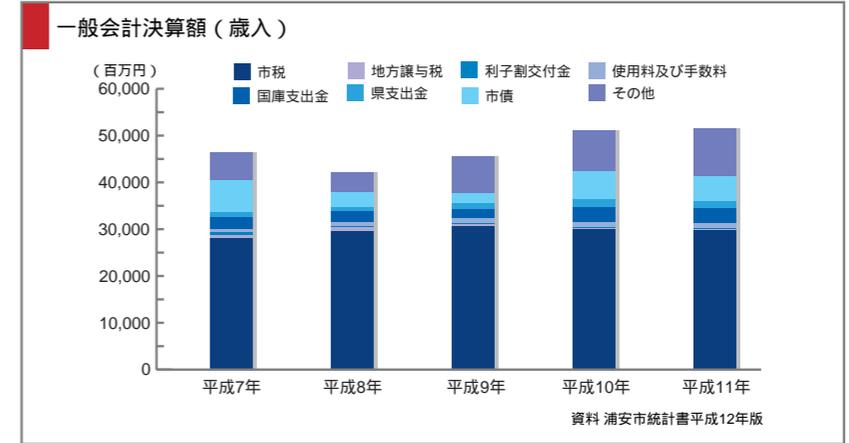
浦安市は、人口増加などによる市税収入の増大など、恵まれた財政状況に支えられ、教育や福祉・住環境など、行政のあらゆる分野で質の高い社会基盤の整備を着実に進めてきました。

しかしながら、ここ数年来続く景気低迷の影響などから、いままで順調に推移してきた市税収入の伸びに、大きな期待がもてない状況となっており、歳出面においても人件費をはじめ公債費 や物件費 といった経常的経費 の増嵩が見込まれています。

また、市民の価値観の多様化や少子・高齢化 の進行、高度情報化 の進展など新たな行政需要への対応が求められており、これまで検討してきた施設整備などの施策についても、これまでのような事業内容や事業規模で実施していくことが、困難となることが予想されます。

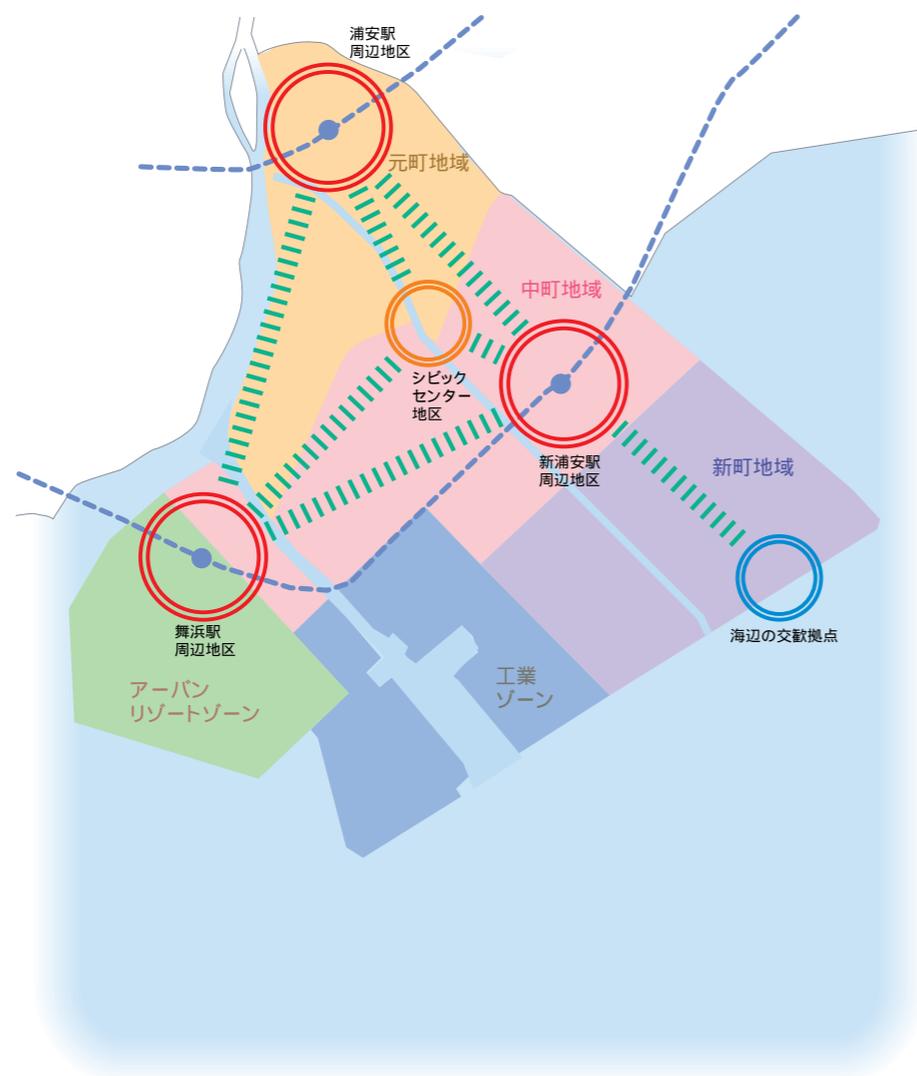
このように、市財政を取り巻く環境は不確定な要素が多く、10年間に及ぶ財政収支を見通すことが難しい状況にありますが、この基本計画においては、効率的な行財政運営や財政の健全化に努めることを基本に、計画期間における施策の基本方向を現状でできる限り見通し、施策の内容を設定しました。

そして、財政的な裏づけをもたせた具体的な事業などを示す実施計画において、この基本計画に基づく施策、事業の推進を図ることとします。



都市構成の基本方針

浦安市が、東京湾岸ゾーンにおける魅力ある都市としての役割を担いながら、魅力と活力ある都市を形成していくため、都市構成の基本方針を示します。



1 土地利用の方向

【元町地域】

元町地域は、昔から変わらぬまちなみの面影や歴史ある寺院、神社を有しています。しかしながら、商業、工業などの機能が混在しており、また、一部で木造家屋の密集や狭隘な道路が見られるとともに、道路、公園、公共下水道の整備が十分でないなど、防災や基盤整備の面で課題を抱えています。

このため、過密市街地の再整備により地区環境を改善し、防災性の向上と居住機能の整備を図るとともに、浦安市の歴史、景観を生かしたまちづくりを進め、個性的で魅力的な都市空間の整備に努めます。また、地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、的確な土地利用を誘導するとともに、住・工が混在する地区は、工場などの一部移転を図りながら、住宅と工場などが共存できる市街地環境の形成に努めます。

【中町地域】

中町地域は、海面埋立事業により、計画的に基盤整備や住宅開発が行われてきました。今後も、良好な住環境を保全、誘導するため、地区の特性に応じた住環境の保全、誘導や地域内の公共公益施設の維持、保全に努めるとともに、住・工が混在する地区については、良好な市街地の形成に向けた土地利用を誘導します。

また、市街化が進行している地区については、宅地開発事業などを適切に誘導し、良好な市街地の形成を図ります。

【新町地域】

現在、計画的に基盤整備や住宅開発が進められている新町地域については、複合機能のまちづくりを推進するため、引き続き、計画的な住宅開発と多様な都市機能の誘導を促進します。また、計画的に公共公益施設の整備を進めるとともに、水辺空間の創出に努め、良好な市街地の形成を図ります。

【工業ゾーン】

工業ゾーンについては、周辺住宅地との調和に留意しつつ、流通・加工・業務の計画的な立地を促進します。

【アーバンリゾートゾーン】

テーマパークやホテル、複合型商業施設などが集積するアーバンリゾートゾーンについては、より魅力あるゾーンとなるよう、周辺住宅地との調和を図りながら整備を促進します。



2 拠点の形成

魅力と活力ある都市空間を実現し、バランスのとれた都市構造を形成するため、浦安・新浦安・舞浜の3駅を中心とした都市拠点やシビックセンター 地区、海辺の交歓拠点などについて、それぞれの拠点性に沿った機能の整備や充実を図るとともに、拠点間を連携する交通体系の充実に努めます。

【浦安駅周辺地区】

浦安駅周辺地区は浦安市のなかでは、早くから商業施設が立地し、にぎわいがあります。今後は、駅周辺の再開発事業にあわせ、交通結節機能を強化するとともに、駅前拠点としての機能の強化・充実を進め、個性と活力のある拠点の形成に努めます。

【新浦安駅周辺地区】

京葉線新浦安駅周辺地区は、大型商業施設や企業、ホテルなどが立地し、また、住宅地も整備されています。今後は、駅前における市民サービス機能の充実を図り、にぎわいのある拠点の形成を進めます。



【舞浜駅周辺地区】

舞浜駅周辺地区には、テーマパーク や複合型商業施設、ホテルなどが集積するとともに、北側には良好な住宅地整備が進められています。このため、市民利便施設や身近な商業施設の整備を図り、魅力ある拠点の形成を進めます。

【シビックセンター地区】

市役所、文化会館、中央図書館、健康センター、郷土博物館などが立地するシビックセンター地区については、総合福祉センターなどが立地する東野地区を含め、行政、文化、福祉の拠点として、にぎわいやふれあいのある空間として環境整備を進めます。

【海辺の交歓拠点の形成】

シンボルロード南東部海側に位置する海辺のコアゾーンは、地区の特性を生かし、個性的な商業や文化など多様な機能を複合、集積させ、人々が海とふれあいながら交流を深める空間の創出を促進し、海辺の交歓拠点の形成をめざします。



21世紀を創造するまちづくり重点プラン

基本構想に掲げたまちづくりの基本目標の実現に向け、都市化の進展により生じてきた課題や時代潮流の変化などに対応し、また、浦安市の特性を生かしたまちづくりや市民主体のまちづくりを推進していくため、優先的かつ重点的に取り組む必要がある施策や事業を21世紀を創造するまちづくり重点プランとして掲げます。

そして、施策や事業を関連づけて結びつけ、総合的に取り組むことによって相乗的に効果を発揮し、効率的かつ効果的にまちづくりを推進していきます。



1 子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり

すべての子どもたちが、等しく健やかに生まれ育つことができるよう、子どもの健全育成について社会全体の関心を喚起し、子どもの権利に対する理解を深めていきます。また、行政と学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を担い、相互に連携して、相談体制の充実、地域の子育て環境や保育体制の充実を図るなど、社会全体で子育て環境の整備に取り組んでいきます。

さらに、子どもたちが生き生きと成長する環境をつくるため、学校、家庭、地域の連携を基本に、少人数教育の推進や教育内容の創意工夫など、学校教育環境の充実を図るとともに、社会参加活動などの機会の提供や様々な学習、活動に自発的に取り組むことのできる環境づくりを推進していきます。

関連施策

- ・子どもと子育て家庭への総合的支援の展開
(都市像1-2-2:子ども・子育て家庭の支援)
- ・子育て支援施策の推進と保育サービスの充実
(都市像1-2-2:子ども・子育て家庭の支援、都市像5-2-3:就労環境の向上)
- ・放課後の子ども支援と援護を必要とする子どもや家庭への支援
(都市像1-2-2:子ども・子育て家庭の支援)
- ・子どもの人格や個性を尊重した幼児教育と義務教育の充実
(都市像2-2-2:学校教育の充実)
- ・地域に開かれた学校づくりと地域ふれあい活動の充実
(都市像2-2-2:学校教育の充実、都市像2-2-3:家庭・地域教育の充実)
- ・青少年施設の整備と利用促進
(都市像2-2-4:青少年の健全育成)
- ・青少年の交流・社会参加の促進
(都市像2-2-4:青少年の健全育成)



2 安心・安全なまちづくり

高齢者も障害をもつ人も、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な人々の支えや必要に応じて、保健、医療、福祉が連携した総合的なサービスを利用しながら、自らのもてる能力を発揮し、社会の一員として積極的に社会参加することのできる、地域社会づくりを推進していきます。

また、長期的な展望のもとに、都市構造そのものの防災性を高めることや、災害発生時に迅速に応急活動や復旧活動ができるよう、防災体制を強化・充実し、災害に強いまちづくりを推進していきます。

関連施策

- ・健康づくり活動への総合的な支援と体系的な医療体制の整備
(都市像1-1-1:健康づくりの推進、都市像1-1-2:地域医療体制の確立)
- ・自立支援を基本とした、きめ細かで総合的な在宅サービスの推進
(都市像1-2-1:在宅福祉の推進)
- ・在宅での生活を支える施設サービスの充実
(都市像1-2-1:在宅福祉の推進)
- ・社会参加機会の充実や生きがいづくり
(都市像1-2-3:自立・社会参加の促進)
- ・地域ぐるみでの福祉の推進や都市空間のバリアフリー化の推進
(都市像1-3-1:地域福祉の推進、都市像1-3-2:福祉のまちづくりの推進)
- ・災害に強い都市づくりの推進や防災施設などの整備・強化の推進
(都市像4-3-1:防災体制の確立)
- ・消防力の充実強化や排水・治水能力の向上
(都市像4-3-2:消防体制の確立、都市像4-3-4:排水・治水対策の充実)



3 環境にやさしい暮らしの推進

21世紀は、環境の時代ともいわれています。

より豊かな生活を築き、かけがえのない地球環境を守るため、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制し、再生利用や有効利用に努め、資源を大切に使う新たな循環のしくみづくりに努めるとともに、廃棄物の処分についても環境への負荷を少なくするなど、市民、事業者、行政が協働して循環型社会づくりを推進していきます。

また、通常の事業活動や日常生活に起因して発生する都市・生活型公害の防止に努めるとともに、生活環境の保全や自然環境の育成という視点に立って、市の施策を総合的に推進していきます。

関連施策

- ・環境学習や環境教育の推進
(都市像3-1-1:地球環境問題への対応)
- ・地球環境問題の原因となる排出ガスの抑制や省資源、省エネルギー対策の推進
(都市像3-1-1:地球環境問題への対応)
- ・環境基本計画の策定、環境マネジメントシステムの構築や環境基本条例の制定
(都市像3-1-2:環境保全対策の充実)
- ・環境監視体制の強化・充実
(都市像3-1-2:環境保全対策の充実)
- ・自動車排気ガス対策の推進
(都市像3-1-2:環境保全対策の充実)
- ・ごみの減量・再資源化の推進
(都市像3-2-2:廃棄物対策の充実)
- ・緑のネットワークの形成と緑化の推進
(都市像3-3-2:緑化の推進)
- ・グリーンコンシューマー活動の支援やエコマーク商品などの利用促進
(都市像5-2-4:消費生活の向上)



4 魅力ある水辺空間づくり

浦安市の貴重な自然資源である水辺を、市民が自然に親しみ、ふれあうことのできる場として、また、自然への理解を深める場として活用できるよう、多角的な整備を促進していきます。

また、海や河川を生かしてまちのにぎわいを創出するため、海辺のコアゾーンを人々が海とふれあいながら、交流を深める交歓拠点となるよう検討を進めるとともに、海釣り施設や水上バスなどの発着場の整備についても検討し、浦安らしい海や河川を生かしたまちづくりを進めていきます。

関連施策

- ・ 河川の水質改善の推進
(都市像3-1-2:環境保全対策の充実)
- ・ 水と緑が一体となった公園整備や自然にふれられる公園整備の充実
(都市像3-3-1:公園・緑地の整備)
- ・ 水辺環境の総合的な活用の推進
(都市像3-3-4:水辺空間の創出)
- ・ 海岸環境や旧江戸川、境川の整備促進
(都市像3-3-4:水辺空間の創出)
- ・ 猫実川、堀江川、見明川の整備促進
(都市像3-3-4:水辺空間の創出)
- ・ 海辺や河川沿いの緑地用地などを活用した自転車走行環境の整備促進
(都市像4-2-4:自転車利用環境の整備)
- ・ 海辺のコアゾーン の整備促進
(都市像5-3-2:海辺の交歓拠点の整備)



5 個性を生かした元町まちづくり

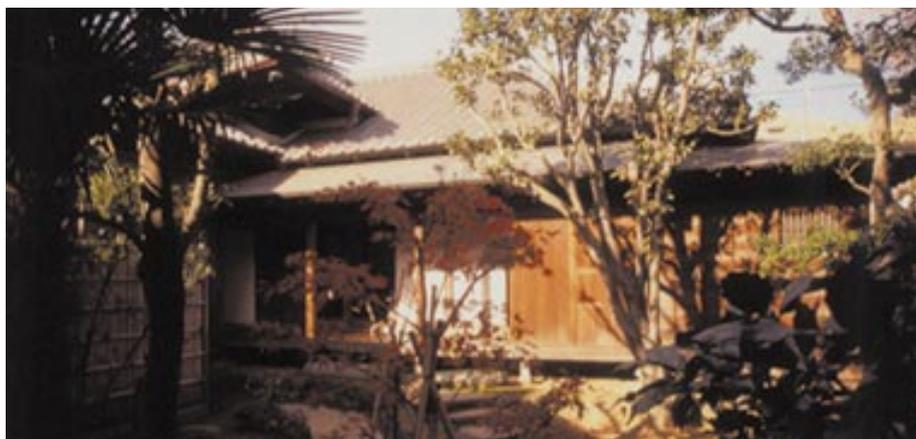
多くのまちでは、画一的なまちづくりや都市化の進展などによって、まちの個性が失われつつあります。また、市民の生活意識も変化し、地域の歴史文化や自然環境などのもつ価値が改めて見直されるようになっていきます。

このため、防災や都市機能面などで課題を有する元町地域 については、文化資源を生かしながら、魅力と活力ある過密市街地 の再整備を進めるとともに、これら資源と調和する都市空間づくりや景観形成を進めます。

また、浦安駅周辺を個性と活力ある拠点として活性化を図るため、再整備に取り組むとともに、元町地域 における特色ある地域商業の振興などについて検討を進めます。

関連施策

- ・郷土博物館 や文化資源を活用した文化環境づくりの推進
(都市像2 - 2 - 6 : 芸術・文化活動の振興)
- ・(仮称) 中大通り線沿道市街地整備事業や旧県道と船込緑道東側整備の推進
(都市像4 - 1 - 2 : 過密市街地の再整備)
- ・シビックセンター地区 整備の推進
(都市像4 - 1 - 4 : シビックセンター地区の整備)
- ・産業振興ビジョンの策定
(都市像5 - 1 - 2 : 観光漁業の振興、都市像5 - 2 - 1 : 商業・サービス業の振興、
都市像5 - 2 - 2 : 工業の振興)
- ・浦安駅周辺地区の再整備の推進
(都市像5 - 3 - 1 : 駅周辺地区の整備)



6 行動が広がり心かよう情報化の推進

近年の情報通信技術（IT）の飛躍的發展を背景として、我が国における社会経済活動はグローバルな構造変化に直面しています。また、インターネットの爆発的普及に代表されるように急速に進行するデジタルネットワーク化は、コミュニケーションのあり方を変化させるとともに、人々の暮らしや社会生活を大きく変えようとしています。

このため、浦安市においても情報通信技術を積極的に活用し、市民の暮らしに利便性、安全性、快適性を高めるとともに、まちの活性化や人々の交流を促進していきます。また、電子自治体を推進し、市民や企業がいつでもどこでも行政サービスや行政情報を利用できる環境づくりを推進するとともに、プライバシーの保護対策を推進するなど、行動が広がり心かよう情報化を推進していきます。

関連施策

- ・ 電子自治体の推進
（都市像2-3-1：情報化の推進）
- ・ 情報交流環境の整備
（都市像2-3-1：情報化の推進）
- ・ だれもが情報通信技術を利用できる環境づくり
（都市像2-3-1：情報化の推進）
- ・ 市民のだれもが超高速通信を利用できる環境づくりの促進
（都市像2-3-1：情報化の推進）
- ・ CATV やコンピュータなどを活用した情報提供の充実
（計画実現のために 1：市民主体のまちづくりの推進）
- ・ 行政情報の共有化やデータベース化などの推進
（計画実現のために 2：都市経営の視点に立った行財政運営）



7 市民が主役のまちづくり

福祉、防災、まちづくりなど様々な地域課題に対し、地域の知恵や資源が生かされるよう、ボランティア活動 やNPO 活動など多様な市民活動を支援するとともに、豊かな人間関係を築き、地域社会の活力を高めるため、文化、スポーツ、生涯学習など様々な市民の主体的な活動を支援していきます。

また、市民と行政が、共通の目標に向かってそれぞれの役割と責任のもとに、創造的にまちづくりが進められるよう、協働 の環境づくりを進めます。

さらに、市民の創意がまちづくりに生かされるよう、行政情報の公開や情報提供の充実を図るとともに、市民が行政の様々な分野に参画できるよう、市民参加システムの整備を図るなど、市民参加の制度的な整備を図ります。

関連施策

- ・ 市民活動の支援と地域活動との連携方法の確立
(都市像2-1-4:ボランティア・NPOの振興)
- ・ 生涯学習支援の充実、地域文化活動の活性化や生涯スポーツ 機会の提供
(都市像2-2-1:生涯学習推進体制の整備、2-2-6:芸術・文化活動の振興、
2-2-7:生涯スポーツの振興)
- ・ 市民参加の条例化など制度の整備
(計画実現のために 1:市民主体のまちづくりの推進)
- ・ 情報公開と提供の充実・整備
(計画実現のために 1:市民主体のまちづくりの推進)
- ・ 市民活動相互の交流と連携の促進
(計画実現のために 1:市民主体のまちづくりの推進)
- ・ 市民活動と行政との協働 のしくみづくり
(計画実現のために 1:市民主体のまちづくりの推進)



計画の内容

1 生き生きと暮らせる心のかよう健康福祉都市

1-1 生涯健康づくりを推進する

1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

健康であることは、明るく、心豊かな生活を送るための基本です。

高齢化が進行するなかで、加齢にともなう心身両面の健康と、生きがいのある生活について、人々の関心は高まっています。生涯を通じて生き生きと豊かな生活を送るためにも、また、地域社会の活力を維持、発展させていくためにも、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、様々な活動の基礎となる健康づくりの推進がますます重要になっています。

しかしながら、喫煙や食生活、運動など生活習慣そのものが影響している生活習慣病が増加しています。また、遺伝子組み換え食品やO157など、市民の食品への安全性の疑問や食中毒への不安が拡大しているほか、エイズなど新しい感染症とともに、再び結核も増加のけはいを見せています。さらに、薬物への依存やうつ病など心の病の増加が問題になっています。

浦安市では、保健サービスの拠点となる健康センターを整備し、健康づくりへのアドバイスや情報の提供などに取り組んできましたが、今後も、健康センターを拠点として、市民が主体的に取り組む健康づくり活動に対し、きめ細かく支援していくことが求められています。

各種検診実施状況

単位：人

種別	平成7年 1995	平成8年 1996	平成9年 1997	平成10年 1998	平成11年 1999	
成人病検診	7,347	8,011	8,332	8,688	9,158	
胃がん	検診	1,064	1,045	1,148	1,103	1,247
	精密検査	148	121	103	126	82
子宮がん	頸がん検診	3,596	3,902	4,007	4,092	4,258
	体がん検診	1,196	1,410	1,565	1,674	1,676
	精密検査	45	57	40	60	60
乳がん	検診	1,006	946	860	837	898
	精密検査	56	67	60	81	107
肺がん	検診	7,205	7,847	8,217	8,578	9,217
	精密検査	57	72	78	80	108
大腸がん	検診	6,334	7,144	7,524	7,796	8,420
	精密検査	222	348	236	209	184
訪問診査	5	3	3	3	1	
総合検診					172	

資料 浦安市統計書平成12年版



【施策の基本方向】

健康寿命の延伸に向けて、栄養、運動、休養のバランスのとれた生活習慣を基本に自分の健康は自分でつくり守るという意識を深めていきます。

また、健康センターを拠点に、保健、医療、福祉が連携して、生涯を通じた健康の増進から疾病の予防、早期発見、リハビリテーションまで一貫した心と体の健康づくり支援体制を確立します。

【施策の内容】

健康づくり活動への総合的な支援の展開

市民の参加により健康づくり地域計画を策定し、ライフステージに応じた市民の心と体の健康づくり活動への支援施策を総合的に展開します。

保健サービスの充実

健康教育や健康相談などの各種事業を充実し、生活習慣病などの予防に向けた自主的な健康管理に対する意識を深めるとともに、健診・指導、リハビリテーション体制の充実に努めます。

また、口腔の健康から全身の健康づくりを行うため、歯科保健体制の充実に努めます。

心の健康づくりの推進

心の健康づくりについては、心の病に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、精神保健福祉に関する制度の移行を踏まえ、心の病に対する相談体制など支援策について検討していきます。

感染症対策、食品安全衛生対策の充実

感染症の発生と蔓延を防止するため、各種予防接種事業を推進するとともに、エイズ、結核などの予防に対する意識啓発に努めます。

さらに、食品の安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めます。

各種健康教室等実施状況

種別		平成7年度 1995	平成8年度 1996	平成9年度 1997	平成10年度 1998	平成11年度 1999
重点健康教育	高脂血症 予防教室	回数 5	3	4	4	6
		人数(人) 174	79	107	90	176
	糖尿病 予防教室	回数 5	5	5	5	4
		人数(人) 87	95	108	158	81
	骨粗しょう症 予防教室	回数 4	4	12	13	7
		人数(人) 105	127	643	652	551
	歯周病 予防教室	回数 1	1	2	3	3
		人数(人) 33	39	28	59	36
生活習慣改善指導	回数	3	3	4	4	5
	人数(人)	50	18	37	37	36

資料 健康増進課

2) 地域医療体制の確立

【現状と課題】

生活水準の向上、医療技術の進歩などにより、平均寿命は伸び人生80年時代を迎えています。一方で、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧といった生活習慣病が増加してきています。また、うつ病など心の病の増加やエイズなど新しい感染症の発生・伝播の危険性の増大、結核の増加のけはいなど、保健、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

浦安市では、疾病構造の変化や医療技術の進歩にともなう診療の専門化、高度化などに対応するため、浦安市川市民病院や順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院の理解と協力を得ながら、診療科目の追加や最新の医療機器の導入を進め、高度医療の充実に努めています。

また、救急医療については、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの理解と協力を得て、急病診療所、休日救急等歯科診療所を開設し、休日や夜間などの対応を充実してきました。

さらに、寝たきりの在宅療養者を対象にグループ診療、在宅歯科診療、訪問看護を実施し、在宅療養者の安定した療養生活の確保に努めています。

今後、少子・高齢化が進行し、医療に対する市民ニーズがより多様化、高度化していくなかでは、だれもが安心して適切な保健・医療サービスが受けられるような医療体制の充実が求められています。

【施策の基本方向】

市民が安心して、適切な医療サービスが受けられるよう、市内の診療所と病院との役割分担や各保健医療機関の連携により、体系的で安定した医療体制の整備を推進します。





【施策の内容】

体系的な医療体制の整備

かかりつけ医 制の普及・啓発を図るとともに、訪問看護 やグループ診療などを推進し、市民が家庭や身近なところで安心して医療を受けられるよう努めます。

また、浦安市川市民病院や順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院と周辺の中核的医療施設を中心に、広域的な連携のもと、多様化、高度化する市民の医療ニーズ への対応を図ります。

特に、浦安市川市民病院については、今後も地域医療に適切に対応できるよう、再整備を促進します。

さらに、医師会などと連携して、今後の人口増加や来訪者の増加に対応した急病診療体制の充実に努めるとともに、救急救命士 の養成など、救急搬送体制の確保に努めます。

献血・臓器提供などの意識啓発の推進

医療に使用される輸血用血液の確保を図るため献血運動を推進するとともに、骨髄バンク やさい帯血バンク 、アイバンク などについて、正しい知識の普及・啓発に努めます。

主要死因別死亡者の割合

	平成7年 1995	平成8年 1996	平成9年 1997	平成10年 1998	平成11年 1999
総数	422	413	468	461	495
悪性新生物	138	157	158	144	176
心疾患	67	66	64	79	92
脳血管疾患	58	59	63	67	39
肺炎	25	19	25	25	33
自殺	8	14	15	25	23
不慮の事故	17	7	25	21	17
その他の呼吸器系の疾患	17	10	12	13	17
慢性閉塞性肺疾患	3	7	7	8	8
肺疾患	7	6	12	8	13
その他の新生物	3	2	5	7	5
その他の症状、兆候等	5	5	1	6	6
糖尿病	3	8	6	5	2
老衰	9	4	9	5	9
その他の外因		1	6	4	3
その他	62	48	60	44	52

資料 浦安市統計書平成12年版

1-2 やさしさと思いやりのある福祉を推進する

1) 在宅福祉の推進

【現状と課題】

加齢や障害の発生により身体機能が低下している場合も、多くの人はできるかぎり自宅や住み慣れたところで生活を営みたいと願っています。

浦安市においても、今後、高齢化の進行などにより、介護を必要とする人が増加していくものと予想されますが、家族の小規模化や世帯の成熟化などにもない、家庭での介護機能が低下しつつあります。

このため、在宅介護を中心に、高齢者や障害をもつ人の日常的な生活の支援や、介護をする人の支援など様々なサービスを適切に提供することが求められています。

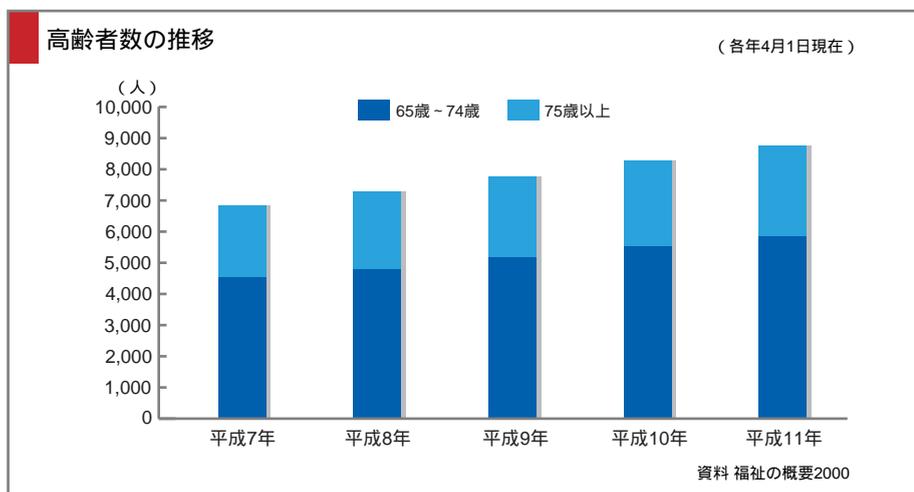
また、各種の在宅サービスを提供するにあたっては、本人の自立を支えるという視点からのサービスを重視することも大切です。

身体機能の低下や障害があっても、無理なく安全に生活できる設備、構造を備えた住まいの充実や身近なところで身体機能の維持、回復などを行うための施設と活動の場の充実が求められています。

在宅での介護が困難な場合もあることから、入所施設の整備などについても需要に即した対応が必要です。

2000年度（平成12年度）から介護を社会全体で支える介護保険制度が導入されており、今後も、本人自らの選択を尊重する、利用者本位のサービス提供に努めることが大切です。

また、65歳未満の障害をもつ人についても、利用者自らサービスを選択する制度へ移行されることにともない、ホームヘルプサービスなどの在宅介護サービス等を充実していくことが重要です。





【施策の基本方向】

介護を必要とする高齢者や障害をもつ人の在宅での日常生活を支えるため、福祉と保健、医療が連携して、生活の様々な場面に対応した適切な在宅サービスを総合的に提供していきます。

また、多様なニーズにこたえ利用者主体のサービスを提供するため、民間事業者やNPO、自立生活センターなど、多様な供給主体の参入を促進するとともに、質の高いサービスの確保に努めます。

さらに、自立支援を基本として、在宅生活を支える通所施設、入所施設などの施設の充実に努めるとともに、生活の基盤となる住まいの充実に努めます。

【施策の内容】

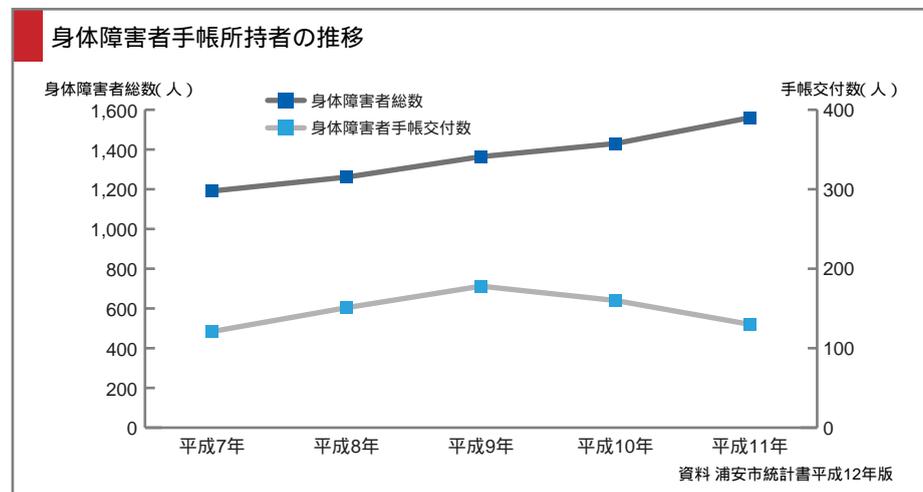
きめ細かで総合的な在宅サービスの推進

在宅介護を中心に、高齢者や障害をもつ人の日常生活や介護をする人を支援する適切なサービスの提供に努めます。

また、保健、医療、福祉が連携して在宅サービスを総合的に提供できるよう、在宅介護支援センターを中心に、ケアマネジメントや介護相談体制の充実に図ります。

障害をもつ人への在宅サービスについては、従来の措置制度から自らサービスを選択する制度へ移行されることにともない、国・千葉県などの動向を踏まえながら適切な対応を図っていきます。

また、高齢者や障害をもつ人の在宅サービスの提供にあたっては、民間事業者などの参入を促進しながら、民間事業者やNPO、市といった多様な主体によるサービス供給量の確保や質の高いサービス提供に努めます。



精神保健福祉施策については、制度の移行を踏まえ、保健所などと連携しながら、必要なサービス提供や体制整備に努めます。

また、障害をもつ人の介護をする人への支援として、知的障害者デイサービスセンター において知的障害者の一時ケア を実施します。

在宅生活の基盤となる住まいの充実

高齢者や障害をもつ人が在宅で無理なく、安全に生活できるよう、居住環境の改善などを支援していきます。

また、市営住宅整備のなかで、障害をもつ人や高齢者世帯にも配慮した住宅供給を進めます。

さらに、高齢者や障害をもつ人が地域で住み続けられるよう、新しい形態の住宅整備に向け、民間事業者の活用を基本とした検討を進めます。

在宅での生活を支える施設サービスの充実

高齢者向けの施設サービスについては、民間活力による介護老人保健施設などの整備を促進します。

また、デイサービスセンター や特別養護老人ホーム などについては、民間事業者などの誘致を視野に入れながら、広域的な視点から需要の増加に対応していきます。

障害をもつ人への施設サービスについては、(仮称)障害者福祉センターを建設し、障害をもつ人の自立や在宅での生活を支える通所施設として、障害者一時ケア 機能をもつ知的障害者デイサービスセンター や知的障害者通所更生施設、知的障害者通所授産施設、心身障害者福祉作業所 を設置します。

また、精神障害者デイケア 施設を設置し、精神障害者の自立生活や社会復帰への支援を進めていきます。





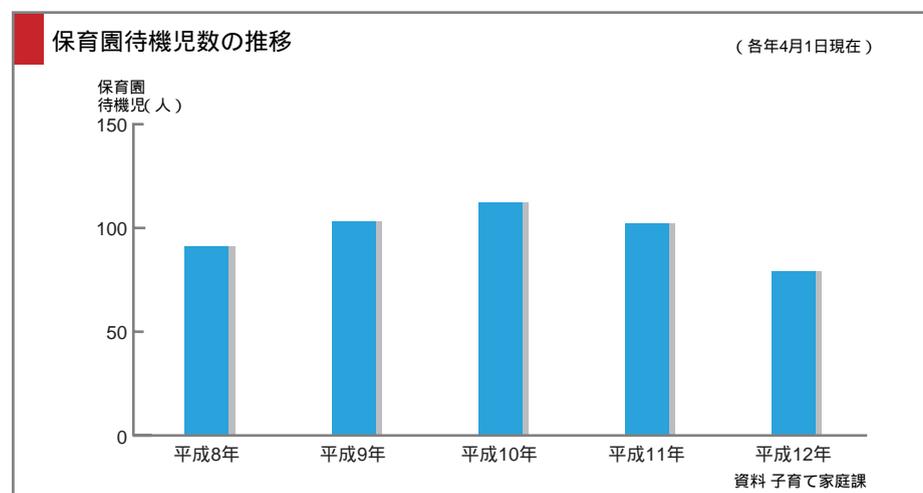
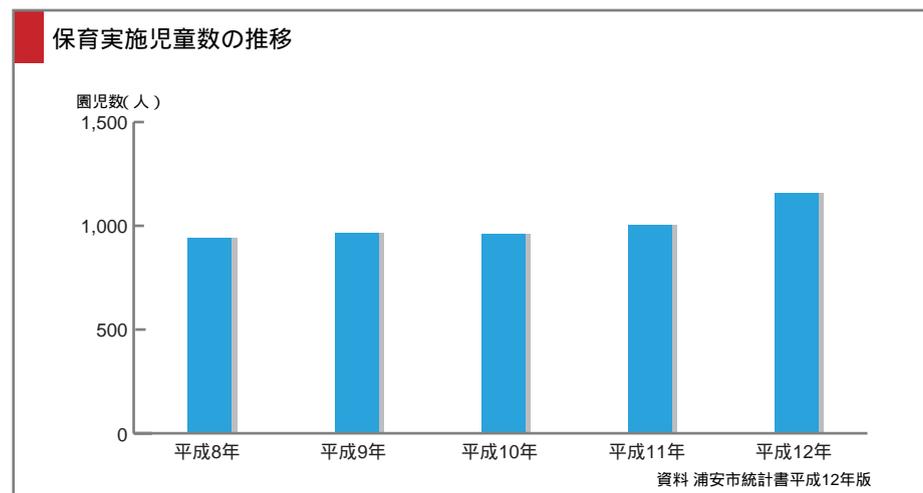
2) 子ども・子育て家庭の支援

【現状と課題】

豊かで活力ある社会の形成には、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、社会で活躍していくことが不可欠です。

近年、核家族化の進行、女性の社会進出、ひとり親家庭の増加、地域における人間関係の希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、核家族化などの進行により、若い親たちの多くは、自分の子どもが生まれるまでに乳幼児と接する機会や経験が乏しく、このことが子育てへの不安感、孤立感につながり、子育ての負担増、さらには子どもへの虐待の問題が生じてきています。



浦安市においては、世帯向け住宅の供給が見込まれることなどから、今後も年少人口はゆるやかに増加していきませんが、将来的には、都市の成熟化とともに、徐々に少子化が進行すると考えられます。

少子化の進行により、子ども同士がふれあう機会の減少などで、自主性や社会性が育ちにくくなることなど子ども自身への影響が懸念されています。少子化の要因、背景には、未婚率の上昇や結婚年齢・出産年齢の上昇、人々の意識の変化やライフスタイルの多様化などに加え、経済的・社会的環境の変化などがあります。

一方で、子育てと仕事などを両立したいと思う女性の増加などにより、保育需要が増加、多様化しています。

このため、子どもと子育て家庭への支援策を総合的に展開していくことが求められています。

結婚や子どもをもつ、もたないは、基本的には個人の生き方や価値観にかかわることですが、次代を担う子どもたちがのびのびと成長できる環境や安心して子どもを生み育てられる環境を整備することは、社会全体で協力して取り組むべき課題です。

【施策の基本方向】

子どもの権利が尊重され心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもを産み育てたいと願う市民が喜びとゆとりをもち、安心して出産し子育てができるよう、保健、医療、福祉、教育などが連携して子どもと子育てに対する社会的支援体制を強化していきます。

また、男性も女性も社会生活と家庭生活における責任を共有し、協力して子育てができ、子育てと仕事などが両立できる環境の整備を進めます。

さらに、子どもたちが地域社会を構成する一員として行動する力を身につけられるよう、子どもが明るく心豊かに育つ環境づくりを推進します。

【施策の内容】

子ども・子育て家庭への総合的支援の展開

18歳までの子どもを対象とした、保健、医療、福祉、教育などの分野を包括する「子育て支援総合計画」を策定し、成長段階に応じた子どもと子育て家庭への支援施策を総合的に展開します。

子育て支援施策の推進

母子の健康や妊娠・出産・育児に対する悩み、不安に適切に対応するため、地域に身近な相談体制、情報提供体制の整備や母子保健体制の充実を図るとともに、父母などを対象とした出産・育児に関する学習機会の充実を図ります。

また、親子の遊びや交流、サークル活動の場、育児相談などの場となる子育て支援センターを整備するとともに、子育てと仕事などの両立を会員相互



で支援するファミリー・サポート・センター を設置し、地域が一体となって子育てに取り組み、相互に支え合う体制を確立していきます。

保育サービスの充実

ライフスタイル や就業形態の多様化などに対応し、一時保育や病児保育など多様な保育サービスの充実に努めます。

また、保育園・幼稚園の施設共用化、民間活力による施設整備など、様々な手法を用いながら、保育需要の増大に対応していきます。

放課後の子どもへの支援

共働きなどで留守となる家庭の子どもに適切な遊びや生活の場を提供するため、児童育成クラブ の充実に努めます。

また、小学校の余裕教室を活用して、地域に密着した安全で魅力的な放課後の子どもの遊び場をつくり、異年齢児交流や様々な活動を通じて子どもが豊かな情操を身につけられるような環境整備を進めます。

援護を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待 や育児不安、発達遅滞など子どもの心身発達上の心配、いじめ、不登校 など子どもと家庭が抱える問題に対応するため、保健、医療、福祉、教育などの連携のもと、相談、指導をはじめとした支援体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭の経済的な安定と自立した生活を支援するため、多様な家庭の実情やニーズ にあわせた支援策の検討を進めます。



3) 自立・社会参加の促進

【現状と課題】

心身ともに健康で様々な分野で活躍している高齢者が数多くいます。高齢化が進行するなか、自らの高齢期を積極的に捉え、豊かな生活を自ら設計、選択しようとする高齢者が今後も増加するものと思われます。

こうした高齢者が、これまで培ってきた経験などを生かして、より自由な立場から、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、様々な形で社会的に活躍することが望まれています。

また、障害をもつ人も、積極的に社会で活動し、様々な人々と交流を深めることは、生活を充実させるとともに、地域社会の活力の維持、発展につながるものです。

このため、高齢者や障害をもつ人の積極的な社会参加を促進するとともに、自立生活に対する支援を図っていくことが必要となっています。

【施策の基本方向】

高齢者や障害をもつ人の様々な活動機会を充実し、生きがいをもって生活できるような環境整備を図ります。

また、高齢者が、その知識や経験を発揮し、趣味を楽しみながら、交流の輪を広げていくことができるよう、様々な社会貢献の機会や活動の場の充実に努めます。

さらに、障害をもつ人が社会の一員として充実した自立生活を営みながら積極的に社会参加できるような環境整備を推進します。





【施策の内容】

社会参加機会の充実

高齢者や障害をもつ人が、地域のなかで生き生きと生活できるよう、保健、福祉、医療、教育などが連携して、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動、ボランティア活動、世代間交流活動など、様々な活動機会の充実を図るとともに参加を促進します。

社会参加を通じた高齢者の生きがいづくり

元気な高齢者が、その知識や経験を生かしながら地域へ貢献することで生きがいを感じられるよう、子育て支援や同世代のサポートなどをする機会の提供に努めます。

また、高齢者相互の交流や自主的な活動を促進するため、老人クラブへの支援を進めるとともに、高齢者の憩いの場である老人福祉センターの建替えや移転について検討を進めます。

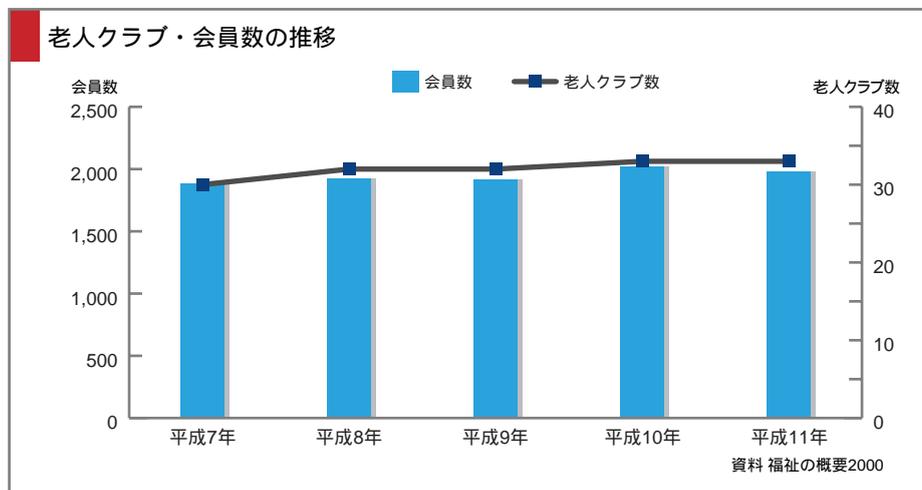
さらに、シルバー人材センターの充実など、勤労意欲のある高齢者の就業を支援します。

障害をもつ人の自立・社会参加への支援

（仮称）障害者福祉センターを建設し、障害をもつ人の自立生活や社会参加の支援を図ります。

また、郷土博物館などの公共施設を活用して、市民との協力による福祉的就労の場の確保に努めるとともに、民間事業者による小規模作業所の開設を促進します。

さらに、一般就労に対する企業などへの理解を促進し、就労機会の充実に努めます。



4) 生活支援制度の充実

【現状と課題】

社会保障制度は共同連帯の考え方にに基づき国民生活の安定を支える制度であり、今日では生活保護や年金、医療保険、介護保険などが整っています。

今後も市民の安定した生活を支えていくために、社会保障制度の長期的な安定化や内容の充実などを図っていくことが必要です。

生活保護制度は、高齢や傷病、障害、離婚などの理由により、突然、生活に困窮し、社会的、経済的、精神的に不安定な生活を余儀なくされている世帯に対し、生活の安定と社会的自立を図るための給付であり、今後も、生活の安定と社会的自立に向けた支援を行う必要があります。

また、国民年金制度は、高齢者や障害をもつ人などの生活を経済的に支える柱として重要な役割を果たしているため、市民一人ひとりの受給権を確かなものとしていくことが必要です。

さらに、国民健康保険制度は、高齢者や低所得者の加入割合が必然的に増加するという構造的な問題を抱えており、高齢化や医療の高度化にともない医療費が増大するなかで厳しい財政運営をせまられています。加入者の医療費の保障などに寄与する重要な役割を果たしているため、今後も安定的な運営に努める必要があります。

また、介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき社会全体で介護を支える新たなしくみとして、2000年度（平成12年度）から導入された制度であり、制度の定着に向けて取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

生活に困窮する世帯が、健康で文化的な最低限度の生活を営めるよう、最低生活の保障を行うとともに、相談、指導体制を充実し、自立助長を図ります。

また、高齢者や障害をもつ人などの安定した生活を支えるため、国民年金制度の理解と普及に努めます。

さらに、医療費の保障を行うという国民皆保険を支える制度として、今後も重要な役割を担っていく国民健康保険の健全な運営に努めます。

また、介護保険制度については、高齢者介護に対する社会的支援体制の整備、利用者本位のサービス体系の確立、社会の連帯による介護費用の確保といった基本的な理念を踏まえ、円滑な制度運営に努めます。



【施策の内容】

適切な援護の推進

個々の世帯の実情に即した適正な保護を行うとともに、被（要）保護世帯の自立助長が図れるよう、相談、指導体制の充実を図ります。

国民年金制度の推進

関係機関と連携しながら、制度の周知や相談業務の充実を図り、無年金者を出さないよう努めます。

国民健康保険制度の健全運営の推進

健康づくり施策を推進しながら総医療費の適正化に努めるとともに、保険料の適正化や収納体制の整備を進めるなど、制度の健全な運営に努めます。

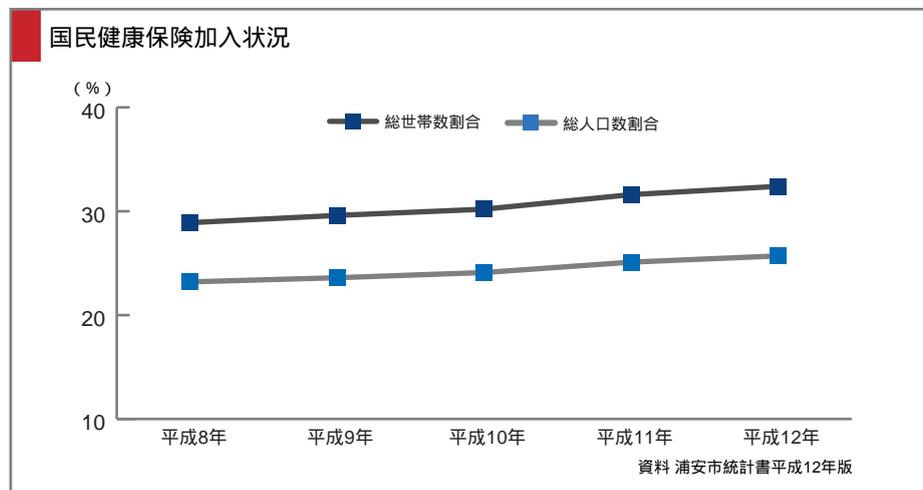
介護保険制度の円滑な運営の推進

制度の円滑な運営を図るため、給付サービスの利用状況や要介護者の見込みなどを踏まえながら、積極的に民間事業者の参入を促進し、給付サービスの質、量の確保に努めるとともに、サービス利用に関する相談体制の強化に努めます。

生活保護世帯の推移

	被保護世帯数	被保護人員数(人)	保護率(%)	生活扶助人員数(人)	住宅扶助		教育扶助	医療扶助(人)		
					人員(人)	世帯		入院	入院外	計
平成7年度	250	403	3.24	315	301	170	44	50	203	253
平成8年度	273	442	3.53	336	311	185	37	54	215	269
平成9年度	299	493	3.87	384	360	213	55	52	243	295
平成10年度	331	576	4.47	427	390	234	64	52	264	316
平成11年度	367	613	4.69	489	464	282	77	55	326	381

資料 福祉の概要2000





1 - 3 相互に支え合う福祉の基礎をつくる

1) 地域福祉の推進

【現状と課題】

温かい人間関係のなかで、市民のだれもがともに暮らし、ともに生き、ともに支え合う地域福祉の充実が求められています。

しかしながら、高齢化の進行にともない、高齢者の増加や介護にあたる家族の高齢化が進むことが予想される一方で、家族規模の縮小、高齢者と子ども世帯との別居傾向の高まりなど、家族の変化が進んでおり、介護や子育てなどを家族で支える機能が低下していくものと考えられます。

また、世帯の分離や小規模化などを背景に、地域における連携や活動に希薄な面がみられます。

高齢者も障害をもつ人も、みんなが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域に住む一人ひとりが、お互いを尊重し、大切にすることが必要です。それと同時に、市民一人ひとりが、社会をともに担う一員として積極的に社会に参加していくことが重要です。

また、ボランティア 志向の高まりや、NPO 活動が活発化してきており、こうした市民の自発的・主体的活動との協働 により地域福祉を充実していくことが必要です。

民生・児童委員関係制度別相談、指導件数 単位：件

	平成4年	平成7年	平成11年
生活保護	402	242	310
老人福祉	501	421	473
身体障害者福祉	57	46	78
精神薄弱者福祉	13	13	27
児童福祉	176	136	226
母子福祉	192	63	164
母子保健	2	8	31
その他の援護資金	154	118	121
その他	149	123	292
計	1,646	1,170	1,722

資料 社会福祉課



【施策の基本方向】

様々な人々がともに助け合い、支え合う福祉社会の実現をめざし、市民一人ひとりの福祉に対する意識の高揚に努めるとともに、地域の身近な窓口としてきめ細やかな活動を展開している民生委員児童委員、母子福祉推進員、ボランティアやNPOなど市民の主体的な福祉活動を促進します。

さらに、地域福祉の推進役として中核的な役割を担う社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体、NPOなどへの支援を図るとともに、多様な主体の参加を促進しながら、NPO、市民、事業者、行政の協働による地域福祉を推進していきます。

社会福祉協議会の活動状況

<主な事業>

地域の方々のために	<ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談所の開設 ・生活福祉資金等の貸付 ・福祉だよりの発行 ・社会福祉大会の開催（隔年） ・地域ぐるみ福祉ネットワーク事業 ・高額療養費貸付 ・ホームヘルパー養成講座の開催
お年寄りのために	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの方への食事サービスやレクリエーション事業 ・高齢者相談 ・乳酸菌飲料の配布事業
お子さんのために	<ul style="list-style-type: none"> ・交通遺児援護事業 ・市子ども会連協たこ上げ大会事業への助成
障害をお持ちの方のために	<ul style="list-style-type: none"> ・心身・身体障害者福祉団体への助成 ・療育キャンプ事業への助成 ・おもちゃの図書館「ポッポ」の設置
母と子のために	<ul style="list-style-type: none"> ・母子、父子家庭への歳末慰問品の贈呈 ・入学、卒業祝い記念品配布事業への助成
ボランティア活動のために	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティアの登録、保険加入 ・ボランティア団体への助成 ・ボランティア養成講座等の開催 ・ボランティア依頼についての調整業務 ・ボランティア活動用機材の貸出・貸与

資料 福祉の概要2000

【施策の内容】

地域ぐるみでの福祉の推進

ボランティア、NPOの福祉活動への支援やボランティア、NPOに関する学習機会の充実を図り、参加と協働による地域福祉を推進します。

また、民生委員児童委員や母子福祉推進員などと十分に連携を図りながら、地域における身近な福祉活動を推進します。

さらに、判断能力の不十分な人が、家庭や地域のなかで安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用の相談や助言、手続きなどの支援を図ります。

また、社会福祉を目的とする事業や福祉に関する活動が総合的、効率的に実施されることをめざし、地域福祉計画づくりに取り組みます。

民間団体などの育成・支援

社会福祉協議会が取り組む地区社会福祉協議会活動や地域福祉活動を、引き続き支援していきます。

また、在宅福祉の普及や向上、健康、生きがいづくりの推進、ボランティア活動の活発化などのために、民間団体が行う事業に対し、地域福祉基金を活用した助成を進めます。





2) 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会の実現に向けて、都市全体を、高齢者や障害をもつ人もみんなが安心して、自由に行動できる空間にしていくことが必要です。

このため、市民一人ひとりの自立した生活を支えるという視点から、だれもが活動しやすいバリアフリーのまちづくりが求められています。

施設や設備の改善は、公共施設を中心にこれまで進められてきていますが、引き続き、今後もすべての人が使いやすい施設の整備、改善を進めていくことが求められています。

また、高齢者や障害をもつ人の社会参加を支援するサービスを充実することも必要です。

【施策の基本方向】

市民が心豊かに安心して暮らせる生活環境を整備していくため、都市空間のバリアフリー化を推進するとともに、社会参加を促進するためのサービスの充実に努め、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

【施策の内容】

都市空間のバリアフリー化の推進

すべての市民が安心して自由に活動できるよう、道路、公園、学校などの公共施設や交通機関のバリアフリー化を推進します。

また、すべての人にやさしいまちづくりをめざした条例の制定に向けて検討を進めます。

社会参加を促進するサービスの充実

高齢者や障害をもつ人の社会参加を促進するため、移送サービスやガイドヘルパー、手話通訳者などの派遣を充実します。

2 創造と交流で築く市民文化都市

2-1 ふれあいと交流に満ちたまちづくりを進める

1) コミュニティの推進

【現状と課題】

市民一人ひとりが、お互いの個性、価値観などを尊重し合いながら、地域に愛着をもって、暮らすことのできるまちを実現するためには、市民の主体的なコミュニティづくりへの参加が大切です。その基本となるのが、「自らの地域は、自らの主体的活動によりつくる」という市民の自治意識であり、ふれあいの広がりといえます。

人と人とのふれあいを広げ、うるおいのある豊かな生活を実現する場として、また、よりよい地域づくりの自主的な活動の場として、コミュニティはますます重要なものとなってきます。

浦安市では、これまでも市民が主体的に様々な地域活動を行ってきており、豊かな地域社会の形成に大きな役割を果たしてきました。

今後も、コミュニティ活動が、自主的な活動や親睦的交流を基盤としていることを踏まえつつ、さらに充実したコミュニティの形成や新しいコミュニティの育成を支援していく必要があります。

【施策の基本方向】

地域活動に対する個人の潜在的な意識を行動へと結びつけていくことや、人々が地域活動を自主的に活発に行えるよう、情報提供をはじめ様々な活動環境への支援を進めます。

また、地域で活動する様々な団体や組織などの相互交流の促進、団体間での連携や協働への環境づくりを推進します。





【施策の内容】

ふるさと意識の醸成

ふるさと意識の醸成を図るため、市民まつりや花火大会など交流イベントや事業の開催を支援します。

コミュニティ活動の支援

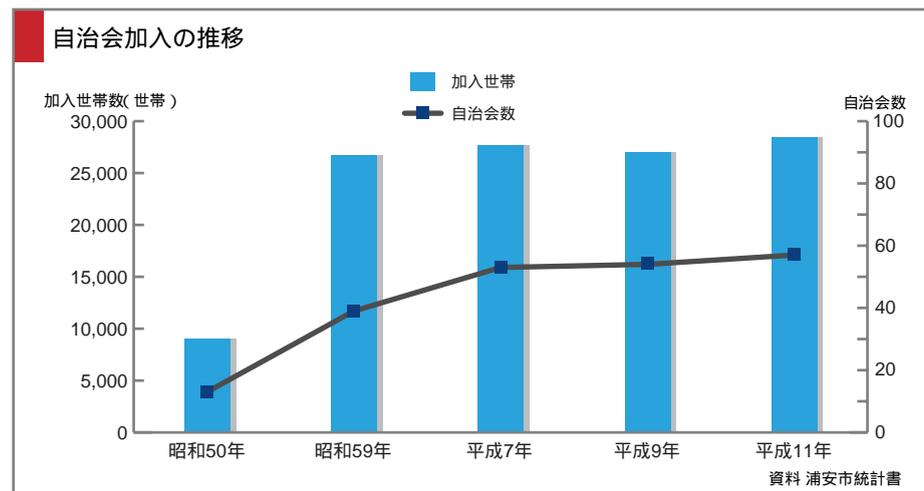
各種のコミュニティ団体や地域住民が相互に連携・交流し合い、地域課題への認識を深めるとともに、その解決に向けて協働 できるような環境づくりを進めます。

また、ボランティア活動 やNPO 活動も含めた、様々なコミュニティ情報の提供を図り、参加の機会を充実し、コミュニティ活動 の活性化に努めるとともに、コミュニティ団体が、より自主的、自立的に活動できるよう支援します。

コミュニティ施設の整備と利用促進

市民の最も身近なコミュニティ施設として、自治会集会所の整備を進めるとともに、学校を含めた公共施設をコミュニティ活動 の場としても有効に活用できるよう検討するなど、コミュニティ施設の充実を図ります。

また、自然とふれあうなかで、心身の健康増進と市民相互の交流を図り、都市生活では味わえないやすらぎや心身のリフレッシュを醸成できる場として、保養施設活用の充実を図ります。



2) 国際化への対応

【現状と課題】

経済活動が国境を越えて広く展開するにつれ、人の動きも盛んになり、浦安市においても、外国からの来訪者や居住者は1980年代から急増してきました。

市の外国人登録者数は、1970年代までは200人台で推移していましたが、80年代に入ると急増しはじめ、1999年（平成11年）3月には2,244人となりました。この勢いは、近年収まりつつありますが、市の総人口に占める外国人の比率は、2001年（平成13年）4月で、1.96%と千葉県内の自治体のなかでも高い数値となっています。

これにともなって、市では外国人の生活上の様々な問題に対して手助けできるよう、相談窓口を設けるとともに、外国人の生活や文化を理解するための教育や講座を充実し、また、「国際交流協会」や「在住外国人会」など、国際交流・国際協力を目的とした自主的な団体の活動を支援しています。

国際化が進むなか、日本の社会が世界に開かれたものとなっていくには、法律や制度、慣行の改善とともに、日常生活の場において日本人と外国人とが、相互の努力によって、ともに生活できる環境を整えていくことが重要です。

このため、生活に最も身近な自治体である市は、地域に住む外国人とともに地域で生活する市民として位置づけ、受け入れることが必要です。外国人が真の意味で地域社会に受け入れられるためには、日本人と外国人が互いに理解し合い、心を開き合うことが不可欠となっています。





【施策の基本方向】

国際化 に対応するため、国際化指針 に基づき、総合的、効果的に施策を推進するとともに、国際理解を深めるための事業を展開していきます。

【施策の内容】

国際化への総合的な対応

国際的視野をもつ人材の育成や外国人も生活しやすい環境の整備、また、国際交流・国際協力の促進や国際都市としての情報発信機能の強化などを目標に、施策を総合的、効果的に推進していきます。

国際理解を深める事業の推進

「国際交流協会 」や「在住外国人会 」などの民間団体を中心に、姉妹都市との連携をはじめ、内外の人々の活動や組織との交流、連携の促進を図るとともに、外国人との交流や外国人の地域への参加を推進し、異文化理解を促進します。

また、国際社会で生きる日本人としての自覚を深めるための教育や研修の充実に努めます。

国際交流拠点の整備

市内に住む外国人の日常生活を支援するとともに、国際交流・国際協力に関する情報提供・発信の場、さらに相互交流の場となる拠点機能の整備を推進します。

外国人登録者数

(各年3月末現在)

	平成8年 1996	平成9年 1997	平成10年 1998	平成11年 1999	平成12年 2000
オーストラリア	28	30	32	41	32
ブラジル	121	86	76	70	59
カナダ	25	35	42	40	37
中国	446	501	563	582	659
フランス	27	25	25	24	23
インド	24	26	27	24	17
韓国・朝鮮	573	574	578	585	614
ペルー	48	47	36	38	41
フィリピン	202	213	222	226	251
シンガポール	10	8	9	9	8
タイ	27	32	36	39	49
イギリス	66	74	64	67	74
アメリカ	269	253	226	219	238
その他	306	293	284	280	279
総 数	2,172	2,197	2,220	2,244	2,381

注 外国人登録法に基づき登録された数である。

資料 浦安市統計書平成12年版

3) 男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

少子・高齢化の進行や経済の成熟化など、時代の潮流の変化などに対応し、将来にわたって豊かで活力ある社会を築いていくために、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。このようななかで、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、21世紀における我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。

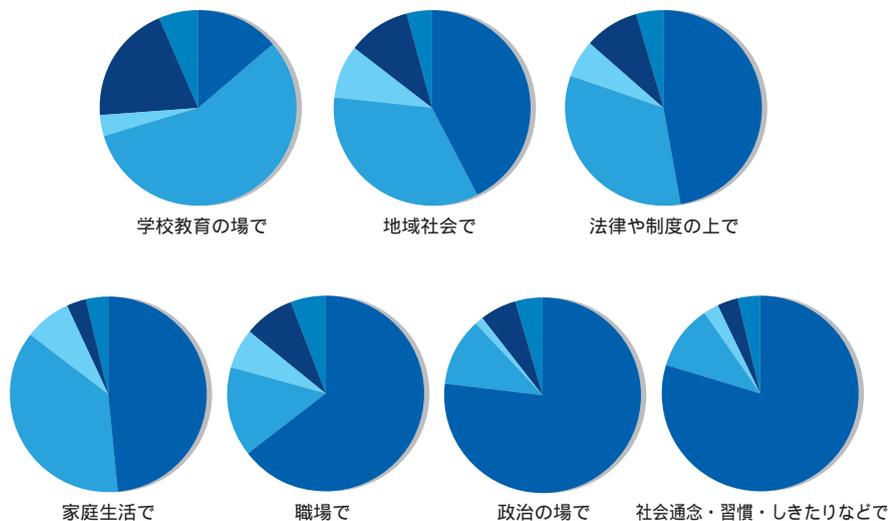
浦安市においては、1996年（平成8年）3月に「うらやす女性プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してきましたが、社会の急速な変化に対応していくため、社会のあらゆる分野でより一層男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進することが重要となっています。

このため、今後も男女がお互いの人権を尊重し、平等・自立と共同参画を基礎とした家庭や社会をつくるために必要な諸施策を積極的に推進していく必要があります。

男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査（平成12年度）

男女の地位の平等感について

■ 男性優遇 ■ 平等 ■ 女性優遇 ■ わからない ■ 無解答



資料 企画政策課



【施策の基本方向】

女性も男性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢のなかで自己実現を追究できる社会、そして、その能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に向けて、市民意識の醸成や社会環境の整備を図るなど、施策を総合的に推進していきます。

【施策の内容】

施策の総合的な推進

新たに（仮称）男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現や女性を取り巻く問題の解決に向け、施策を総合的に推進していきます。

また、情報提供、相談業務、団体やグループの育成・交流などの機能をもつ施設の整備を図ります。

男女平等のための意識づくり

男女がともに、「個」としての人格を尊重される地域社会の形成をめざし、家庭、学校、職場をはじめ、様々な場や機会を通じて、男女平等を実現するための意識啓発や教育・学習活動を推進していきます。

様々な分野における男女共同参画の促進

行政をはじめ、政策形成への女性の積極的参画のための環境整備を進めるとともに、女性自らの主体的な能力の向上を図るための啓発活動を充実します。また、男女がともに社会参加できるような環境を整備するため、育児や介護などの支援策を推進します。



4) ボランティア・NPOの振興

【現状と課題】

地域活動は、これまでの自治会だけではなく、趣味や生きがい、文化やスポーツなど、それぞれの個人の関心やライフスタイル から生じる活動や交流が増えています。

最近では、防災、福祉、環境、まちづくり、国際交流など、様々な課題を自分の問題として受け止め、解決に向けて自らの意思で主体的に取り組む人々が増えており、こうしたボランティア やNPO などの新しい市民活動は、自己の生活を充実したものとし、豊かな人間関係を築くものとして、急速な広がりを見せてきています。

これからの地域課題は、行政のみの力では解決が困難になってくることが予想され、これらの課題に対応していくためには、地域の知恵や資源を生かす多様な市民活動の展開が不可欠です。

そして、今後は環境や防災に関する活動、高齢者の介護など、地域活動としてのボランティア活動 が地域社会のなかで果たす役割はますます重要になっていき、社会のなかでの新たな役割を担うことが期待されています。

このため、ボランティア活動 やNPO 活動などへの情報提供を充実するとともに、団体相互の交流を支援することが必要となっています。

【施策の基本方向】

ボランティア やNPO など市民の主体的な活動に対し、個人や団体の自主性の尊重を基本に、ボランティア活動 などが継続的に展開されるよう、支援体制や交流機会を充実していきます。





【施策の内容】

ボランティア等市民活動への支援

ボランティア やNPO などの自主的な活動を総合的に支援するため、指針づくりを進めるとともに、広報活動の充実などにより、多様なボランティアなどの発掘に努めます。

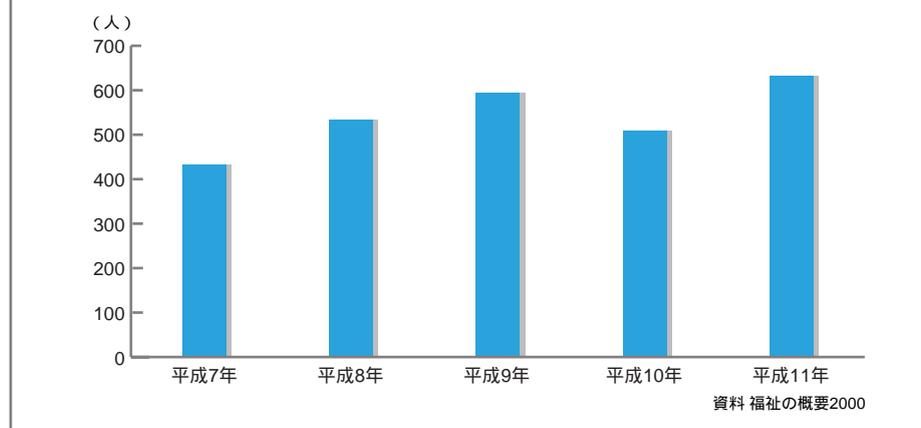
また、ボランティア やNPO 、事業者などと地域活動との連携方法を確立し、住みよい地域社会づくりを推進します。

市民活動支援のための環境づくり

ボランティア やNPO など様々な市民活動に関する情報の提供や相互の情報交換の場として（仮称）社会活動支援センターを整備し、ネットワークづくりを進めます。

また、市民によるまちづくり活動を進めるため、ボランティア やNPO などが行う社会活動を支援していきます。

ボランティア団体人数の推移



5) 平和施策の推進

【現状と課題】

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。冷戦構造の終焉により東西の対立がなくなり、核兵器根絶に向けた努力が続けられていますが、民族や宗教に起因する地域的紛争は後を絶たない状況にあります。一方、国内では時間の経過とともに、戦争体験も風化しつつあります。

人々の生活や交流、都市の活発な活動は、人々の間に争いがなく、安全な暮らしが守られてこそ保障されるものです。このため、今後も市政の基本的課題として、恒久平和の実現に向けた平和施策の推進が求められています。

浦安市は、1985年（昭和60年）3月に非核平和都市宣言を行い、非核平和理念の浸透と平和意識の高揚に向けて、各種平和事業に取り組んできました。

今後も、様々な考え方や価値観を尊重し合い、共存できる平和な社会をめざし、市民とともに継続的にその実現に取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民一人ひとりが平和について学び、考え、行動することが重要であり、市には様々な機会を捉えて平和についての普及・宣伝活動の強化を図ることが求められています。平和の尊さや戦争の悲惨さを次の世代に継承するため、平和に関する資料の収集に努めるとともに、学校教育や社会教育などにおいて、平和に関する学習を推進し、平和に関する認識を深める必要があります。

【施策の基本方向】

世界の恒久平和を実現するため、様々な機会を捉え、平和に関する学習や啓発を推進するとともに、施策への市民参加の機会を充実し、平和についての認識を深めていきます。

【施策の内容】

平和事業の推進

啓発事業の充実をはじめ、生涯学習などにおける平和に関する学習活動の推進や戦争体験などを若い世代に継承していくための事業を推進するなど、平和意識の高揚に努めます。

また、各種の広報などにより、平和意識の普及・啓発に努めます。



2 - 2 創造性と個性を育てる生涯学習を推進する

1) 生涯学習推進体制の整備

【現状と課題】

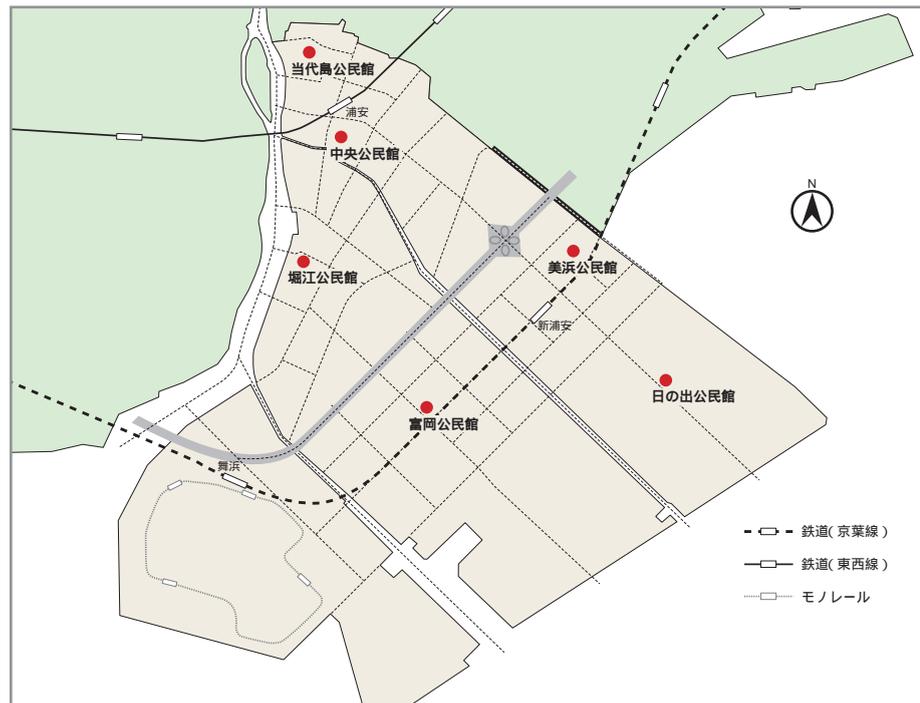
21世紀を迎え、自由な時間の増大、少子・高齢化の進行、情報化や国際化の進展など、時代の潮流などは大きく変わろうとしています。また、地域社会や環境への関心の高まりなど、市民の生活意識にも変化が見られます。それらの変化に対応したゆとりや生きがいのある人生を送るために生涯学習の必要性は一層高まっています。現在、市民が行っている学習のテーマや内容は教育や文化の範囲にとどまらず、生活や地域社会の課題にも広がっています。

このようななかで、市民のより高度な学習や様々な分野にわたる学習を支援するため、活動の場の提供を進めるとともに、事業相互の連携を強化していくことが必要です。

また、学習情報を積極的に提供したり新たな学習活動の取り組みを支援するための学習相談体制を整えていくことも重要です。

さらに、関係行政機関、民間団体などの役割分担や連携を図りながら、市民の学習活動を支援する必要がある、生涯学習に関する施策を総合的、体系的に推進していくことが必要です。

公民館の配置状況





【施策の基本方向】

市民が、生き生きとした人生を送り豊かな人間関係を築いていけるよう、生涯学習の施策を総合的、体系的に推進します。

また、市民のライフステージ に応じた学習要望にこたえられるよう、学習の場の整備や学習情報の提供と学習相談の充実を図るとともに、施設のネットワーク化を推進し、生涯学習推進体制の整備を図ります。

【施策の内容】

生涯学習施策の総合的な推進

生涯学習基本構想に基づき、市民、民間団体、高等教育機関、民間教育機関などとの連携を図りながら、生涯学習関連施策を総合的、体系的に推進します。

生涯学習支援の充実

一人ひとりの自主的な学習の促進を図るとともに、グループの育成やグループ間の交流を推進します。

また、学習に関する指導員の育成や人材バンクの創設など人材の発掘・育成・活用を推進し、生涯学習の活性化を図り、生涯学習社会の形成に努めます。

さらに、市民のライフステージ に応じた生涯学習活動を支援していくため、学習情報の収集に努め、市民の利用しやすい情報提供システムの整備を進めるとともに、学習活動の円滑化を図れるよう、相談体制の充実を図ります。

生涯学習施設の整備と充実

生涯学習の総合的振興を図るため、地区公民館を計画的に整備するとともに、学習支援ネットワーク の拠点となる施設の整備に向けて検討を進めます。

また、図書館の資料や施設・設備を充実するとともに、情報提供機能の充実を図り、市民の自主的、主体的学習を支援します。



2) 学校教育の充実

【現状と課題】

少子化を背景とする児童・生徒数の減少は、学校教育や子どもの成長、発達に様々な影響を及ぼすといわれています。

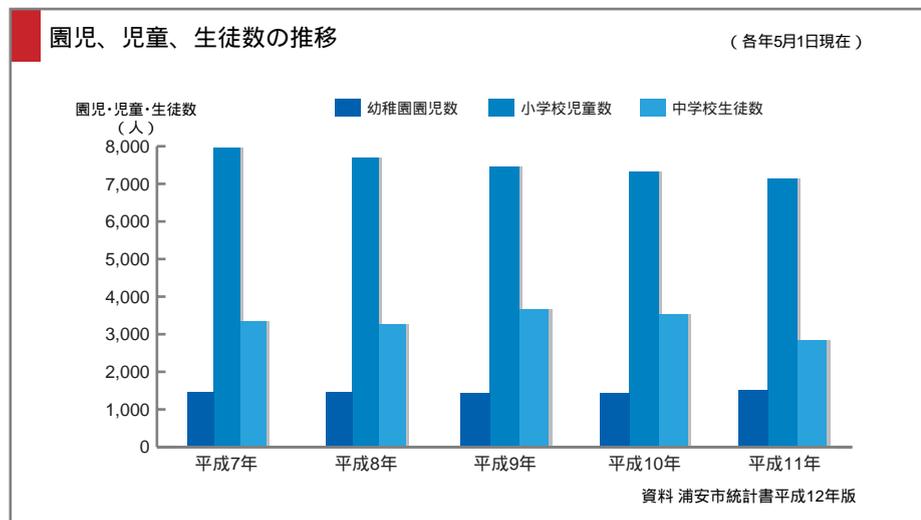
子どもたちを取り巻く教育環境は、高学歴志向による受験戦争や核家族化の進行による家庭の教育力の低下、地域社会の変化による支援機能の低下、そして都市化の進展による遊び場やオープンスペースの減少など、厳しい状況にあります。

一方、学校では、不登校やいじめなどが大きな社会問題となっており、これらに対する家庭、地域、学校での総合的な対応が求められています。

このようななかで、21世紀を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するためには、児童・生徒の自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するとともに、児童・生徒一人ひとりの個性を生かした教育を実現していくことが大切です。また、学校、家庭、地域が密接な連携を図り、望ましい学習・教育環境を整備していく必要があります。

浦安市はこれまで、少人数教育を推進し、国際化や情報化などの社会環境の変化に対応した学校教育を進めるとともに、環境教育や福祉教育に取り組むなど、人間性豊かな児童・生徒の育成をめざした教育を推進してきました。今後も、子どもたちが生涯を通じて学習し、成長できる力を培うとともに、社会の変化にあわせた教育内容の充実を図っていくことが必要です。

また、児童・生徒数の減少が、将来的に予想されることから、学校の規模や配置の適正化を、引き続き進めていくとともに、学校施設の開放を積極的に行い、市民に開かれた学校づくりを進めることが課題となっています。





【施策の基本方向】

子どもたち一人ひとりの人格や個性を尊重しながら、主体的に学ぶ意欲や心豊かな人間性を育む教育を推進します。

また、ノーマライゼーションの理念を大切にされた教育を推進するとともに、心身に障害をもつ子どもたちについてもこの理念を基本に適切な教育を推進します。

さらに、社会の変化に対応した教育を推進するとともに、地域への学校施設の開放や地域の人材や環境を生かした学習活動を行うなど、学校、家庭、地域が一体となった教育を推進します。

【施策の内容】

幼児教育の充実

遊びを中心とした集団生活や豊かな体験を通して基本的な生活習慣や幼児期における道徳性などを身につけられるよう、幼稚園への就園を奨励し、適切な指導を行います。

また、核家族化や都市化にともなう人間関係の希薄化などにより、子育てに不安を抱く親が増加しているため、子育てに関する各種の情報提供や相談事業の充実に努めます。

さらに、今後の幼稚園整備は、幼児教育のあり方や整備水準、通園区域などについて検討を進めながら、対応していきます。また、幼稚園、保育園、小学校の連携を図り、幼児教育の一層の充実に図ります。

義務教育の充実

一人ひとりの個性を尊重したゆとりある教育環境を実現するため、少人数教育を進めるとともに、学校週5日制の実施や新教育課程の編成にともない、教育内容を厳選し、ゆとりある教育環境のなかで基礎学力の向上に努めます。

また、心身の発達段階に応じた能力・適正・興味・関心を大切に、一人ひとりの学習活動を支援するとともに、自ら学び、考え、判断できる主体性を育むため、新たに導入される「総合的な学習の時間」について、研究を深め、指導の充実に努めます。さらに、いじめや不登校などの問題に対応するため、スクールライフカウンセラーやスクールライフアドバイザーによる相談・指導体制の充実に図ります。特に、不登校の子どもに対しては、訪問指導や適応指導教室の充実に図ります。

さらに、道徳教育や人権教育、ボランティア活動などの体験活動を通して、豊かな人間性を育む心の教育を推進するとともに、情報教育や環境教育、福祉教育、国際理解教育など社会の変化に対応した教育の充実に努めます。

また、望ましい食習慣や食生活が身につくよう給食指導を推進するとともに、

今後とも、給食施設の衛生管理を徹底し、安全でおいしい、栄養バランスのとれた学校給食の提供を図ります。

さらに、学校給食センターについて施設のあり方などの検討を進めます。

心身に障害をもつ子どもの能力や個性を伸ばし、地域社会で自立できるよう、障害の程度に応じた適切な教育や進路指導を充実するとともに、施設設備の整備や改修を図ります。

教育環境の整備

通学区域の見直しや再編も含めた小・中学校、幼稚園の適正化を図りつつ、今後の住宅開発の進展も考慮し、小・中学校の整備や改修を計画的に進めます。また、新たな教育活動の展開や地域での活用に配慮しながら余裕教室の活用を図ります。

教職員の資質の向上

社会の変化に対応できる教育を研究し、専門的知識や技能の向上を図るため、教職員の教育研究活動を支援する施設を整備します。

地域に開かれた学校づくり

保護者や地域の人々とのコミュニティづくり など地域交流を促進するとともに、地域の人材・環境・施設を生かした学習活動の推進、スポーツ活動などへの学校施設の開放の促進、学校評議員制度 の導入など、地域に開かれた学校づくりを推進します。





3) 家庭・地域教育の充実

【現状と課題】

子どもたちをめぐる問題は、大人社会の問題の反映でもあります。今日の物質的な豊かさや生活の便利さのなかで、子ども自身が心の豊かさや精神的なたくましさに欠け、核家族化 や都市化、共働き世帯の増加などを背景に、家庭でのしつけ能力が低下するとともに、子どもたちと地域社会とのつながりが希薄化しています。

家庭や地域の教育機能の低下や子ども同士のふれあいの機会の減少とともに、基本的な生活習慣や、思いやりの心に欠ける面もみられます。

このようななかで、健やかで創造的な子どもたちを育成していくことが、従来にも増して、重要になってきています。

子どもたちの健やかな成長のためには、家庭や学校、地域社会での日常生活体験の積み重ねや様々な活動への参加が重要です。

また、しつけの基本は家庭にあるという考え方に立ち、家庭教育の重要性を再認識し、今後親が果たすべき責任や役割など家庭教育の向上に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

子どもたちが社会の一員として、責任や自覚をもち、自分自身で考え、判断し、行動できるような資質や能力を身につけられるよう、家庭、学校、地域の連携を重視した、家庭や地域の教育機能の向上に努めていきます。

【施策の内容】

地域ふれあい活動の充実

家庭や地域から親しまれる学校行事、教育活動を行うなど、各学校が創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを推進します。

また、学校行事や地域行事などの交流活動を通して、学校と家庭、地域が連携した教育のあり方を検討し、いじめなど様々な教育課題の解消に努めます。

家庭、地域の教育機能の充実

家庭教育機能の充実を図るため、家庭教育学級 など子どもの教育に関する課題についての学習機会の充実を図るとともに、地域教育機能の充実を図るため、啓発活動とともに、地域行事や子ども会、PTAなどの地域活動の活性化を図り、親や子どもなどの積極的な参加を働きかけます。

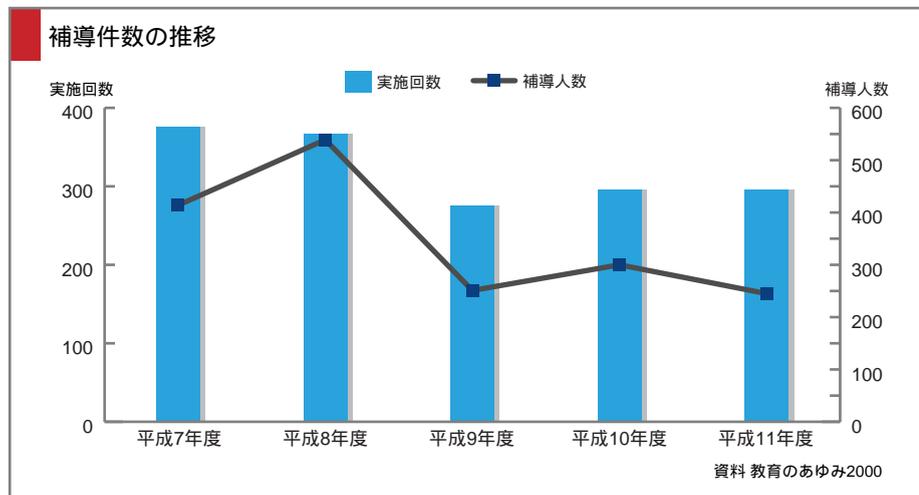
4) 青少年の健全育成

【現状と課題】

価値観やライフスタイル の多様化が進むなか、一元的な価値観がもたらす競争社会、学歴社会の弊害は、青少年同士の人間関係を希薄なものにしており、また、核家族化 や都市化などにより、青少年と地域社会のつながりが希薄化するなど、青少年にとって豊かで多様な生活体験や活動体験の機会が減少しています。

子どもたち一人ひとりが個性を伸ばし、自ら考え、主体的に活動し、充実した青少年期を送れるようにするため、学校週5日制の実施によるゆとりの時間などを生かし、地域社会での様々な活動や体験、世代間交流、異年齢児交流を促進するなど、明るく健全な社会環境の整備を図っていく必要があります。

また、青少年が自発的に地域活動を行い、年齢に応じた役割を果たしていくことによって、若い市民としての参画意識をもつことができるような、環境づくりが求められています。





【施策の基本方向】

青少年が、自発的に様々な学習や活動に取り組める環境づくりを推進します。

また、地域、家庭、学校、関係機関・団体などとの連携を強化し、地域ぐるみの育成体制の確立に努めるとともに交流活動など社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。

【施策の内容】

青少年施設の整備と利用促進

学習や活動に自発的に取り組むことができる施設として（仮称）青少年館を整備し、様々な活動や交流を通して自主性や創造性のある青少年の育成を図ります。

また、青少年健全育成のための活動の場である、少年の広場の利用を促進するとともに、青少年の相互交流や自然体験の充実などの活動ニーズに対応していくため、施設の充実について検討を進めます。

青少年健全育成活動の推進

青少年相談員連絡協議会、青少年補導員連絡協議会 など関係団体やボランティアとの連携を強化し、地域ぐるみの青少年健全育成活動を促進するとともに青少年センター機能を充実し、心豊かな青少年育成のための活動を推進します。

交流・社会参加の促進

世代間交流、異なる国や地域の青少年との自然体験、社会体験による交流を促進し、青少年の健全育成を図ります。

また、青少年が自立できるたくましさを育むため、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが積極的に社会参加できる機会の拡充を図ります。





5) 学習機会の創出

【現状と課題】

近年、自由時間の増加や生活様式、価値観が多様化するなかで、ゆとりやうるおいなどへの関心が深まるとともに、心豊かに生きがいをもって生涯を送れるよう、生涯学習に対する市民の関心が高まっています。

こうした市民の関心や意欲に適切にこたえていくためには、学習への関心やニーズを的確に捉え、多様な学習機会を各ライフステージにわたって、有機的に提供していくためのシステムづくりが重要です。

浦安市では、これまで様々な学習機会の提供に努めてきましたが、特にこれからは、市民の多様な学習ニーズにこたえるため、大学や事業者などとの連携による機会の拡大や、情報化、高齢化、国際化、環境問題などの現代的課題に対応した学習内容の充実を図る必要があります。また、市民が地域社会における身近な課題に積極的に取り組めるよう、学習内容を充実していくことも必要となっています。

公民館利用状況の推移

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
中央	事業回数	3,703	4,279	3,849	4,043	4,170
	延人数	87,211	86,362	86,656	85,163	87,243
堀江	事業回数	3,881	3,760	3,246	3,390	3,389
	延人数	72,791	72,848	54,076	55,927	56,977
富岡	事業回数	3,489	3,480	3,388	3,324	3,529
	延人数	59,642	61,286	60,020	59,372	63,540
美浜	事業回数	4,010	4,394	4,165	4,044	4,094
	延人数	70,007	75,009	76,897	73,703	72,812
当代島	事業回数		1,994	3,187	3,236	3,532
	延人数		41,636	64,967	58,962	59,393
日の出	事業回数				2,877	4,183
	延人数				52,132	70,628
計	事業回数	15,083	17,907	17,835	20,914	22,897
	延人数	289,651	337,141	342,616	385,259	410,593

資料 教育のあゆみ2000



【施策の基本方向】

多様な市民の学習ニーズを的確に捉え、市民一人ひとりのライフステージに応じた様々な学習機会の提供に努めるとともに、大学や事業者との連携を図るなど、学習機会の創出に努めます。

【施策の内容】

学習機会の充実

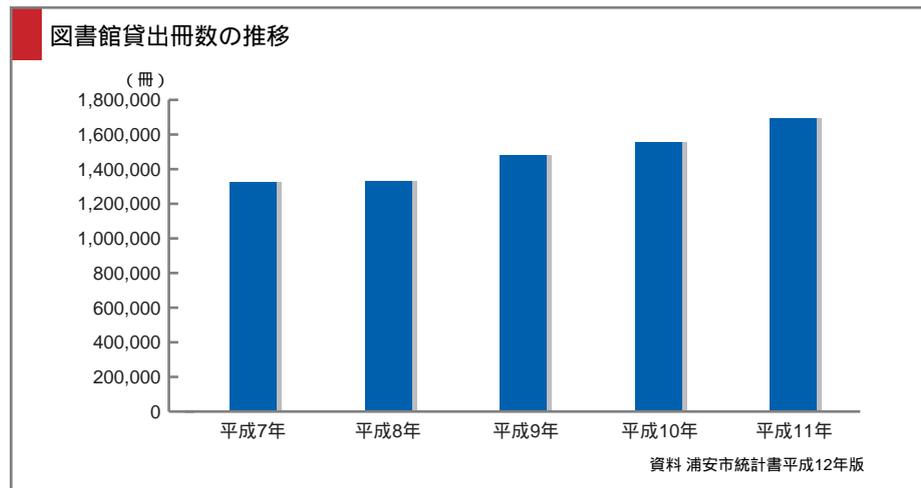
市民一人ひとりのライフステージに応じた体系的、継続的な学習機会の提供に努めるとともに、市民がいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の推進を図るため、各種講座やプログラムの充実を図ります。

また、明海大学をはじめとする高等教育機関などと連携し、時代の変化や市民ニーズの多様化に対応した、プログラムの創出を図るとともに、より一層施設の市民開放が図られるよう検討を進めます。

学習内容の充実

情報通信技術（IT）なども活用しながら、情報化、高齢化、国際化などの現代的課題に対応したプログラムや地域の自然や歴史、伝統文化などの地域的課題をテーマとしたプログラムの充実を図ります。

また、まちづくり出前講座については、メニューや内容を充実させ活用の拡大を図ります。





6) 芸術・文化活動の振興

【現状と課題】

個人の生き方そのものを尊重していこうとする時代の考え方のなかで、人々はおもしろいやすらぎといった心の豊かさを求めるようになり、より人間らしい生き方をめざすようになってきています。このことは、日常生活のなかで文化を享受し、文化創造に参加しようとする行動になって現れてきました。

浦安市においても、音楽や美術、文学など様々な分野で文化活動を行う自主グループが多数結成されており、活発に活動しています。

県指定文化財および市指定文化財一覧

種別	指定	名称	所有者
記念物	市	豊受神社の大銀杏	豊受神社
有形文化財	県	宝城院庚申塔	宝城院
	市	小金原の鹿狩資料	鈴木智代
		五人組仕置帳	大塚賢治
		公訴貝獺願成の塔	花蔵院
		質入れ証文	大塚米吉
		田中十兵衛墓	善福寺
		大塚亮平顕彰碑	大蓮寺
		江實小学校卒業証書	大塚米吉
		庚申塔	醍醐神作
		旧宇田川家住宅	浦安市
		清瀧神社本殿	清瀧神社
		猫実村新田検地帳及び猫実村御検地水帳	大塚賢治
		宝篋印塔	善福寺
		旧大塚家住宅	浦安市
		旧本沢家住宅	浦安市
		旧吉田家住宅	浦安市
		旧太田家住宅	浦安市
		旧内田喜一氏所有三軒長屋	浦安市
		大鯨の碑	稻荷神社
	無形文化財	市	浦安細川流投網
		浦安の舟大工技術	浦安舟大工技術保存会
有形民俗文化財	県	舟大工道具一式	浦安市教育委員会
	市	海苔生産用具一式	浦安市教育委員会
		大般若（経文及び経箱） 袂（二着）	宝城院 醍醐善三郎
無形民俗文化財	県	浦安のお洒落踊り	浦安お洒落保存会
	市	浦安囃子	浦安囃子睦会

資料 教育のあゆみ2000



文化は人々の生活の質を向上させ、生活にゆとりをもたらすものであり、市には、今後も多くの人々の文化活動の場として、また、文化を通して人々が交流するまちとしての発展が期待されています。

一方、市内には先人から受け継いだ文化財資料や伝統芸能など伝統文化が数多く残されており、これらを通して自らの住む地域社会の歴史を理解し、郷土愛や地域の連帯意識を深めていこうとする活動が活発になってきています。地域に根づいてきた伝統文化は、地域の個性を支える重要な資源であり、受け継がれてきた文化を次代に引き継ぐことは、新たな文化の創造につながる契機となるものです。

また、このような様々な芸術や文化活動は、地域社会の活力を生み出すものでもあります。

このため、市は文化の担い手である市民の主体性を尊重しつつ、市民の自発的な文化活動の振興に向け、文化活動の場と機会を充実させていくことが必要です。

【施策の基本方向】

市民の自主的な文化活動の促進やグループの育成を図るなど、地域文化活動の活性化を図るとともに、郷土博物館 を拠点に各種の文化資源を有機的にネットワーク化 し、その保存と活用を図り、芸術・文化を振興する環境づくりを進めます。

【施策の内容】

地域文化活動の活性化

文化活動の場と機会の充実を図るとともに、文化や芸術に接する機会の拡大に努め、市民の文化活動への参加を促進し、総合的な文化施策の推進に努めます。

また、団体、グループの育成や交流の促進を図るとともに、文化事業、文化的活動の活性化を図ります。

文化資源の保護と文化環境づくりの推進

郷土博物館 の資料の整備や展示の充実を図るとともに、講座や事業への市民参加を進めるなど、郷土の歴史と文化に対する市民の理解を深め、地域文化の向上を図ります。

また、地域に伝承されてきた文化財など、文化資源の総合的な把握に努め、地域文化の基盤を整備するとともに、多面的な活用によって地域文化の振興を図ります。

7) 生涯スポーツの振興

【現状と課題】

心の豊かさが求められる現代社会においては、健康や自然に対する関心や、気の合う仲間とのつき合いなど、身近な交流への志向が高まり、市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは一層高まっています。

また、高齢化が進行するなか、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で、明るく、活力ある生活を送ることは、地域社会全体の活力の維持のためにも強く求められています。

浦安市は、伝統的にスポーツ活動が盛んであり、これまで市民一人ひとりがスポーツに親しむことのできる環境づくりに取り組んできました。

今後、高齢化の進行、自由時間の増加などにより、健康づくりへの関心が深まるとともに、スポーツへの関心が高まるなかで、幼児から高齢者まで市民一人ひとりが年齢や体力に応じてスポーツができるよう、スポーツの振興を体系的・計画的に取り組むことが求められています。

このため、学校施設を積極的に地域に開放するなど、身近なところで気軽にスポーツを楽しめるような環境づくりが必要です。





また、施設の整備を計画的に行うとともに、利用しやすい管理運営の改善や各種スポーツ団体の活動を支援するなど、市民スポーツの活性化を促進する必要があります。

【施策の基本方向】

市民の主体的なスポーツへの取り組みを基本に、市民一人ひとりがスポーツを継続して行えるよう、生涯スポーツの推進体制の整備を進めるとともに、機会や場の充実などスポーツ環境の整備に努めるなど、生涯スポーツを振興していきます。

【施策の内容】

生涯スポーツ推進体制の整備

スポーツの振興を図るため、スポーツ団体の育成支援を行うとともに、市民ニーズにこたえるため、関係機関との連携強化やスポーツ情報、機会のネットワーク化を図るなど、生涯スポーツの推進体制の整備、充実を図ります。

生涯スポーツ機会の提供

市民の多様なスポーツニーズを的確に捉え、市民一人ひとりの体力や年齢に応じて、市民が気軽に参加できるよう、プログラムの充実に努めます。

また、スポーツイベントを通じた地域間交流や国際交流の充実に努めます。

さらに、生涯スポーツの基礎となる、学校でのスポーツ活動を充実するとともに、競技スポーツの振興を図るため、競技団体などへの支援を行います。

また、高齢者や障害をもつ人がスポーツ活動を通して、生きがいや健康づくり、あるいはリハビリテーションが行えるよう、それぞれの体力に応じたスポーツの機会の提供に努めます。

スポーツ施設の整備

既存スポーツ施設の有効活用を図るとともに、未利用地を暫定的に利用しながらスポーツ施設の充実に努めます。

また、スポーツ施設の計画的な整備に向け整備計画を策定するとともに、地域における生涯スポーツ活動の拠点として、学校体育施設の開放の充実に努めます。

さらに、総合運動公園内のスポーツ施設の整備・拡充について検討を進めます。

2 - 3 暮らしが広がる情報化を推進する

1) 情報化の推進

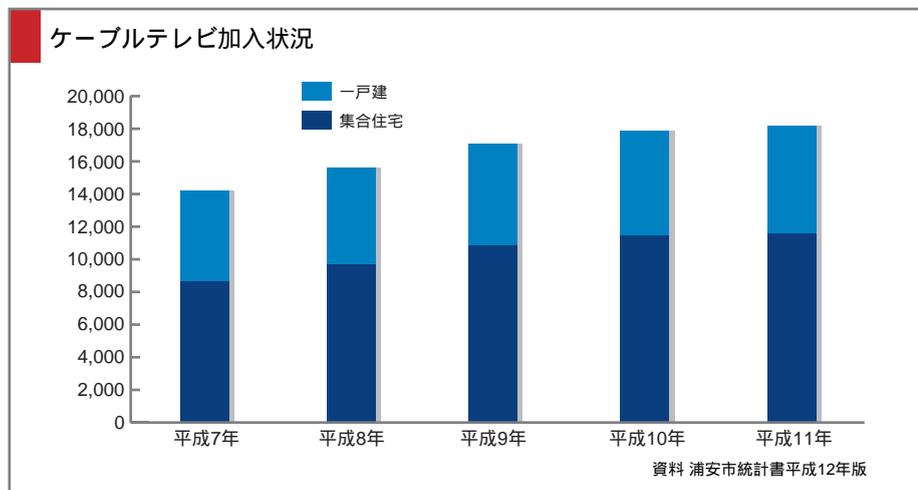
【現状と課題】

コンピュータをはじめとする情報機器の小型化、高性能化、低廉化や情報通信技術の急速な発達、情報のデジタル化やネットワーク化を進展させ、私たちの生活に直接的に、あるいは間接的に影響を与えています。それはパーソナルコンピュータとインターネットの目覚ましい普及が大きな要因となっています。インターネットは、映像などを含む多様な情報を、いつでもどこでもだれもが双方向に利用でき、さらに国内に止まらず地球的な規模で時間と距離の制約が克服されるものです。

今後さらに普及するであろうパーソナルコンピュータをはじめとした情報端末と高度化する情報通信基盤により、利便性が高まるとともに市民生活の多様化、活性化が期待される一方、様々な分野においてグローバルな情報資源へのアクセスができるようになることから、地域産業の高度化、活性化が促進され新たな産業の創出や誘致の可能性が期待されます。

また、ネットワークを利用することによる交通の代替、電子媒体による印刷物の代替は、適切に行われる場合には資源やエネルギーの節約につながり、環境負荷の軽減をもたらすと期待されています。

今後は、地域の活性化や市民生活の利便性の向上を図るため、情報通信技術の高度利用を推進するとともに、超高速通信することができる光ファイバー網の普及・促進が重要になってきます。





【施策の基本方向】

情報化基本計画 に基づき、利便性の向上とともに、まちの活性化や市民生活、企業活動での交流の促進、教育、文化活動の振興を図ります。

また、行政情報の共有化など様々な側面において、情報通信技術（IT）を活用した行政を推進していきます。

【施策の内容】

電子自治体の推進

パーソナルコンピュータをはじめとした情報端末のネットワーク 化を推進し、市民や企業がいつでもどこでも様々な行政サービスや行政情報を利用できる環境づくりを進めます。

情報交流環境や利用環境の整備

市民や企業が主体的に情報の受発信を行うための環境整備を促進し、人々の交流機会の拡大を図ります。また、だれもが情報通信技術 を利用できる環境をつくるため学習機会の充実を図るとともに、多くの情報を容易に利用できるよう市民情報端末の機能充実を図ります。

情報通信技術 社会の進展にともない派生する、プライバシーや知的所有権の侵害に対する保護対策を推進します。

CATV 事業者や民間事業者の光ファイバー網による超高速通信が、すべての家庭や企業で利用できる環境づくりを促進します。



3 水と緑に囲まれた快適環境都市

3 - 1 身近なところから地球環境を保全する

1) 地球環境問題への対応

【現状と課題】

温暖化や砂漠化の進行、オゾン層の破壊、酸性雨の発生、熱帯雨林の減少、海洋汚染など地球というひとつの生態系が、私たちの社会経済活動により壊れつつあり、その対応が人類共通の課題となっています。

地球環境の保全という大きな課題に対し、その現状を深く認識し、私たちの地域から着実に取り組んでいくことが求められており、今までの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会経済システムや物質的豊かさ、利便性に重点を置いた生活スタイルを改め、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けて取り組んでいくことが重要となっています。

また、将来世代への責任として、私たち一人ひとりが地球環境問題を意識し、省資源・省エネルギー対策をはじめ、地球環境の保全につながる取り組みを身近なところから実践していくことにより、良好な地球環境を次の世代に引き継ぐことが必要です。

【施策の基本方向】

地球環境問題の原因となるガス等の排出抑制など、地球環境問題への対応や市民・事業者への環境学習や環境教育を推進し、市民、事業者、行政が協働して身近なところから地球環境問題に取り組めます。

【施策の内容】

地球環境問題への対応

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球環境問題の原因となる排出ガスの抑制に向けて、低公害車の導入、フロンガスの適正処理などを進めるとともに、地球温暖化対策実行計画を策定し、省資源・省エネルギー対策など、地球環境問題に取り組んでいきます。

また、公共交通の利用を促進するなど市民・事業者に対し地球環境問題の普及・啓発を行い、地球環境問題の原因物質の排出抑制を促進します。

環境教育や交流活動の推進

市民や事業者に対し、地球環境問題への理解と知識の向上、さらには行動を促すため、環境学習や環境教育を推進します。

また、市民主体の国際交流を推進し、地球環境問題について、地域を越えた情報交換や活動を推進します。



2) 環境保全対策の充実

【現状と課題】

環境は人類共有の生存基盤であり、健全で恵み豊かな環境は人間の健康で文化的な生活にとって不可欠です。

まちづくりにおいても、豊かな自然や地域の歴史あるいは特色ある景観など、健康でうるおいと安らぎを感じる良質で快適な環境を確保することが重要であり、そのためには、環境の保全と創出の視点に立った総合的なまちづくりの取り組みが求められています。

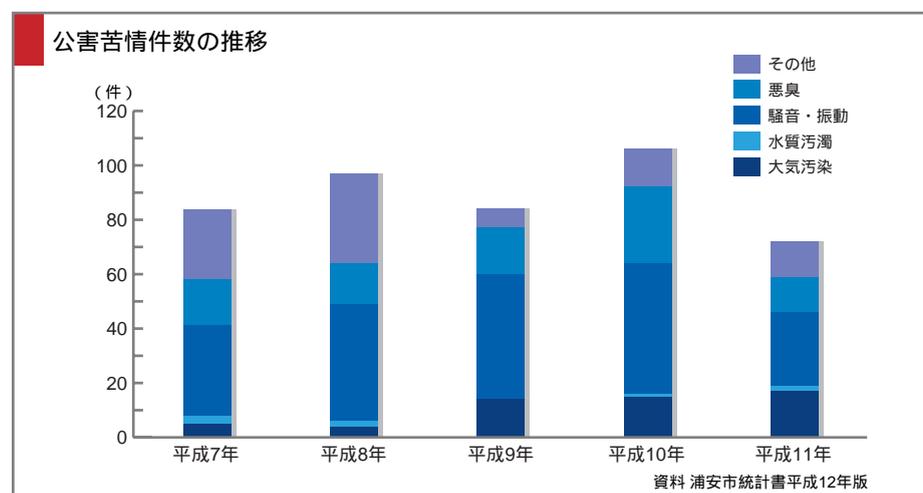
しかし、大気汚染や騒音などの都市・生活型公害の進行や増加し続ける廃棄物問題、環境ホルモンの問題への対応など、今日の環境問題は日常の生活や事業活動による環境への負荷の増大が原因となって、相互に関連しながら空間的、時間的な広がりを見せています。

特に自動車排出ガスによる大気汚染については、広域的かつ重要な課題であり早急に実効性のある対策が求められています。

浦安市では、市役所自らが一事業者として、環境への負荷の少ない事業活動を展開するため、環境マネジメントシステムを構築し、環境管理に関するISO14001の認証取得をめざしています。

また、都市・生活型公害対策、ごみの減量化・リサイクル活動などについて、これまで以上に市民、事業者、行政がそれぞれの責務と役割分担を果たしながら、相互に協力、連携し合い、環境の保全と創出を基調としたまちづくりに取り組んでいくことが望まれています。

また、共同清掃や害虫駆除あるいは畜犬対策などの環境衛生対策についても、自治会や関係機関との連携を図りながら、引き続き推進していくことが必要です。



【施策の基本方向】

環境基本計画 を策定し、総合的な環境行政を展開します。

また、監視体制の強化や河川水質の改善、自動車排出ガス対策に努め、快適な生活環境づくりを進めます。

さらに、環境問題に取り組む市民活動への支援を行うとともに、環境学習や教育を推進し、市民、事業者、行政が協働 して環境への負荷 の少ない社会システムづくりをめざします。

また、市民が安全で衛生的な生活を送れるよう、環境衛生対策の充実を図ります。

【施策の内容】**総合的な環境行政の展開**

今後の環境行政の基本的な方向性を示す環境基本計画 を策定し、計画的に環境行政を推進します。

また、市役所自らが環境マネジメントシステムの構築を行い、市の事業活動による環境負荷 を低減していきます。

さらに、環境基本条例 を制定し、市民、事業者、行政が協働 して環境の保全と創出に取り組んでいきます。

環境監視体制の強化・充実

近隣の都、県、市などと広域的な連携を図りながら大気汚染、騒音、悪臭などに対する監視体制の強化と観測体制を充実します。

河川の水質改善の推進

河川の水質改善を図るため、下水道整備を推進し生活排水による汚濁を防ぐとともに、旧江戸川などからの導水や浄化施設の整備を進め水質の向上に努めます。

自動車排出ガス対策の推進

市の大気汚染の主な原因である自動車排出ガスについては、ディーゼル車などの自動車排出ガス対策を国、千葉県に要望していくとともに、湾岸近隣市と連携しながら、必要な対策を検討していきます。

また、市民や事業者に対して窒素酸化物 や浮遊粒子状物質 などの排出抑制のため、アイドリングストップ運動等、啓発活動などを推進するとともに、低公害車 への転換を働きかけていきます。





環境保全活動や環境学習などの推進

環境に関する情報の提供や学習機会を設けていくとともに、環境問題に取り組むボランティア 団体やNPO 団体と事業者などの活動を支援します。

環境衛生等事業の充実

ねずみ・衛生害虫などの発生源の除去や狂犬病予防注射の実施、正しい飼い方の指導などの環境衛生対策を自治会や関係機関と連携しながら、引き続き推進していきます。

また、不法投棄防止パトロールの実施や空き缶等ポイ捨て防止対策事業などを推進していきます。





3 - 2 快適な生活環境を整備する

1) 住宅対策の推進

【現状と課題】

人々の価値観や生活様式の変化、高齢化の進行などにもとない、住宅に対するニーズは多様化してきています。

住宅都市として発展してきた浦安市では、埋立地域において民間開発事業者などによる計画的な大規模集合住宅や戸建住宅開発を促進し、分譲を中心とした住宅地の形成を図ってきました。

また、現在も、重点供給地区に指定されている新町地域の大規模集合住宅の開発などや、借上げ方式による公営住宅の整備など良質な住宅供給に取り組んでいるところです。

少子・高齢化の進行など社会趨勢のもと、市民がいつまでも浦安をふるさととして、今後も地域のなかで、多様な世帯が住み続けられる住宅の供給と住環境の形成が課題となっています。

【施策の基本方向】

多様化する価値観や市民ニーズを捉えながら、将来を見据えた住宅施策の総合的展開を図るとともに、住宅総戸数に占める割合が大きい集合住宅については、将来とも良質な住宅として維持できるよう対策を推進します。

また、高齢者世帯や今後の浦安を担う若い世帯が安心して住み続けられるよう、今後も良質な住宅や宅地の供給を促進するほか、良好な住環境の維持・形成に向けて取り組んでいきます。

住宅の建て方(6区分) 住宅の所有の関係(5区分)別
住宅に住む一般世帯数及び一般世帯人員

(平成7年10月1日現在)

住宅の所有の関係 (5区分)	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1・2階建	3～5階建	6階建以上	
住宅に住む一般世帯	48,825	12,007	2,254	32,527	10,690	11,540	10,297	37
主世帯	46,243	11,713	2,225	32,268	10,572	11,456	10,240	37
一般世帯数								
持ち家	19,755	10,805	1,566	7,374	83	1,467	5,824	10
公営・公団・公社の借家	2,210		36	2,174	27	190	1,957	
民営の借家	19,311	549	521	18,240	9,552	7,125	1,563	1
給与住宅	4,967	359	102	4,480	910	2,674	896	26
間借り	582	294	29	259	118	84	57	

資料 浦安市統計書平成12年版



【施策の内容】

総合的な住宅施策の展開

浦安をふるさとと感じ、だれもが生き生きと快適な生活が送れる住宅と住環境の形成をめざして、住宅基本計画の策定を行い総合的な住宅施策を推進します。

良質な民間住宅の供給

適正な規模を備えた良質な民間住宅の供給を促進し、居住水準の一層の向上を図るとともに、市民の持家促進を図るため、住宅建設利子補給制度などによる資金的支援を推進します。

公共住宅の供給

千葉県に対し県営住宅の供給を要請していくとともに、借上げ方式による市営住宅の供給を推進します。

また、県と連携を図りながら、特定優良賃貸住宅制度などを活用して、良質な賃貸住宅の供給を促進します。

集合住宅対策の推進

集合住宅の管理に関する情報の交換や交流活動さらには学習機会の拡大などを通じて、人的・組織的な管理体制の強化を支援します。

また、居住者が安心して住み、将来も良質な住宅として維持していくため、劣化診断や高齢社会に備えて共有部分のバリアフリー化の促進など、集合住宅の維持・管理の支援に取り組んでいきます。

また、将来の建替え問題については、国・県や他市の動向を踏まえつつ、再整備のための条件整備や誘導方針などを検討していきます。



2) 廃棄物対策の充実

【現状と課題】

地球環境の豊かな恩恵を受けながら、私たちは便利で文化的な生活を送っています。

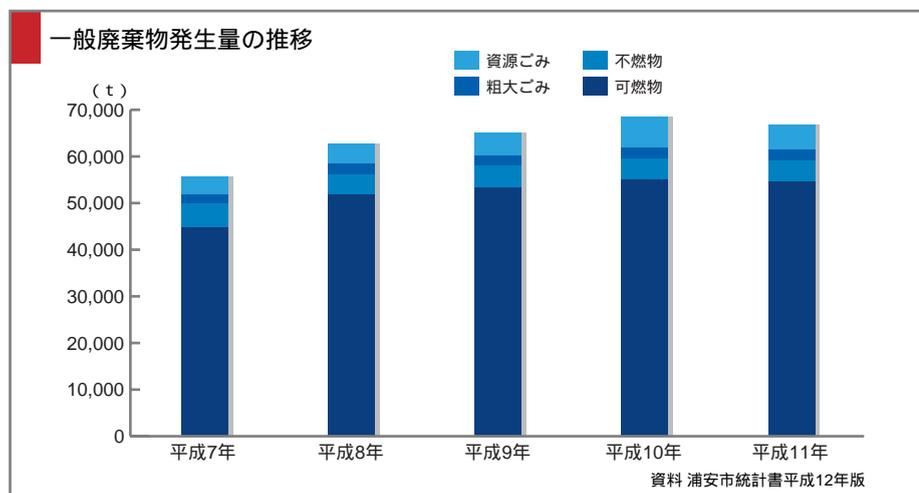
しかし、物質的な豊かさに重きをおく、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は、地球環境への負荷を増大し、復元能力を超えた環境影響を地球に与えています。

このため、環境への負荷の少ない物質循環を基調とした経済社会システムの構築を進めていくことが必要です。

国においても、容器包装リサイクル法 や家電リサイクル法 の施行あるいは、循環型社会 経済システムの実現をめざした循環型社会形成推進基本法 を制定するなど、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、省資源及び廃棄物の減量・リサイクルの一層の推進に努めています。

浦安市では、全市をあげてごみ減量・再資源化に取り組むため、ビーンズ計画（ごみ減量・再資源化計画）を展開し、びん、缶、ペットボトルの分別収集や生ごみの減量化を図るため生ごみ処理容器等購入費の補助、集団資源回収事業の拡大など市民が簡単にできるごみ減量・再資源化への取り組みを促進しているところです。

また、ごみ減量・再資源化の核となる再資源化施設の設置や市民のリサイクル活動の拠点としてビーンズプラザ を開設するなど、廃棄物の発生抑制とリサイクルに取り組んでいるところですが、今後も、日常の生活や事業活動を通じて市民、事業者、行政が一体となって廃棄物対策を積極的に進めていくことが重要です。





【施策の基本方向】

環境への負荷の少ない物質循環を基調としたまちづくりをめざし、市民、事業者、行政それぞれの責務の分担と相互協力のもと、廃棄物の発生抑制、再資源化に取り組みます。

【施策の内容】

ごみの減量・再資源化の推進

ごみの発生抑制、リサイクルに関する情報提供や市民組織の活動をより一層積極的に支援するとともに、小・中学校での環境教育を推進します。

また、生ごみの飼料化、肥料化について検討を進め、減量化に努めます。

さらに、事業者による使用済み製品の再使用の促進について国・千葉県に要請するなど、ピーナス計画の充実・強化を図ります。

収集・処理体制の整備

ごみの減量・再資源化を推進するため、分別収集の徹底化と指定ごみ袋制や粗大ゴミの有料化を導入します。

また、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行うとともに、現在のごみ処理施設などを、長期間適正に稼働できるよう計画的に修繕を行います。

また、本市は、最終処分場を県外に依存していることから、最終処分場の県内設置を県に要望していくとともに、エコ・セメントなどによる焼却残さの再資源化を図り減量化に努めます。

事業者処理責任の明確化

家電リサイクル法で指定する特定家庭用機器廃棄物の製造業者及び小売業者の責務を明確にし、適正な処理を促進します。

また、適正な処理が困難な製品の製造業者及び販売者責任の明確化について、国、県に要請します。





3) 生活支援基盤の整備

【現状と課題】

何気なく毎日使っている水道、ガス、電気は、わたしたちの生活を維持する上で必要不可欠なばかりでなく、健康で文化的な市民生活を支え、産業活動を営む上で欠くことのできない重要な資源・エネルギーとなっています。

浦安市では、これまで埋立地における住宅・工業・レジャーランドなどの大規模開発に対して、安定した供給が図れるように、関係機関に働きかけ、生活支援基盤の整備を進めてきましたが、今後も新町地域や工業ゾーンでの開発の進展にともなう需要の増加に対応した安定供給を促進していくとともに、供給施設の防災対策を促進していく必要があります。

【施策の基本方向】

市民生活に不可欠である水道・ガス・電気の安定的な供給について関係機関に働きかけていくとともに、災害対応力の強化を要請していきます。

また、限りある資源を無駄にしないよう、省エネルギーを推進します。

電灯・電力需要の推移

年次	電 灯			電 力		
	契約口数	契約電力(KW)	使用量(MHW)	契約口数	契約電力(KW)	使用量(MHW)
平成7年	64,286	194,687	226,023	4,339	159,301	393,408
8年	66,262	204,427	229,355	4,338	157,531	413,994
9年	68,557	213,545	238,210	4,350	158,276	434,716
10年	69,867	219,635	248,070	4,344	165,037	445,360
11年	71,568	227,987	258,816	4,411	175,426	472,574

資料 浦安市統計書平成12年版

用途別ガス使用量の推移

単位：千m³

年次	総 数	家 庭 用	工 業 用	商 業 用	そ の 他
平成7年	38,870	16,399	38	19,789	2,644
8年	41,624	17,530	48	21,324	2,722
9年	40,789	17,037	54	20,860	2,838
10年	42,518	17,864	63	21,550	3,041
11年	43,454	17,962	64	21,985	3,443

資料 浦安市統計書平成12年版

用途別給水量の推移

単位：m³

年次	総 数	一 般 用	共 用	公衆浴場用
平成7年	33,598,021	33,513,733	265	84,023
8年	33,374,980	33,299,190	277	75,513
9年	33,279,791	33,212,964	71	66,756
10年	33,394,502	33,330,727		63,775
11年	33,652,748	33,589,878		62,870

資料 浦安市統計書平成12年版



4) 下水道の整備

【現状と課題】

公共下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川などの水質改善など、快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な都市の基盤施設です。

浦安市の下水道事業は、1972年（昭和47年）に千葉県が7市1町を関係都市として策定した、江戸川左岸流域下水道整備計画に基づき、昭和50年度より事業をはじめました。

これまでの整備状況（2001年（平成13年）3月末）は、面積普及率79.5%、人口普及率96.0%、水洗化率87.8%と県内でも高い整備水準になっていますが、今後も計画的な公共下水道の整備を推進していく必要があります。

また、公共下水道の進捗にあわせて、既設下水道管渠の効率的な管理体制の確立と浄化槽などを使用している世帯に対し、公共下水道への接続を促進していくことが必要となっています。

【施策の基本方向】

生活環境の改善、公衆衛生の向上、市内河川の水質の改善を図るため、引き続き公共下水道の整備を推進するとともに、下水道の普及・促進と効率的管理体制の確立に努めます。



【施策の内容】

公共下水道の整備

第1処理分区の事業を推進するとともに、市街地再整備事業と調整を図りながら元町地域の過密市街地での整備と鉄鋼通り地区の公共下水道整備を推進します。

また、既設管渠の適正な管理を行うとともに、老朽化にともなう下水道管の改修などに取り組みます。

下水道の普及・促進

下水道整備地区内における未接続世帯の公共下水道への接続を積極的に促進していきます。

下水道処理状況

(各年3月31日現在)

年次	管渠延長 (m)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	全人口に対する普及率 (%)
平成8年 1996	148,771	940.0	99,539	80.6
平成9年 1997	159,086	1,040.0	104,410	83.3
平成10年 1998	167,304	1,133.0	110,181	86.7
平成11年 1999	173,709	1,299.0	114,990	89.6
平成12年 2000	178,114	1,349.0	124,218	95.7

資料 浦安市統計書平成12年版



5) 墓地公園・斎場の整備

【現状と課題】

埋立事業にともなう大規模住宅開発とあわせて、浦安市では学校や道路、公園といった都市生活を支える公共公益施設の整備に取り組んできました。

しかし、市民が「ふるさと浦安」として生活を営むためには、安心して人生の終焉を迎えることができるよう、墓地や斎場を整備することが必要です。

市では、墓所の安定的かつ恒久的な供給を基本理念として、日の出地区臨海部に墓地公園の整備を進めています。

一方、火葬場については、市内に火葬場がないため近隣の施設を利用している状況であり、また、最近の住宅事情や生活様式の移り変わりなどから葬儀を行う場の確保が難しく、市民からも整備の要望が高い施設となっています。

【施策の基本方向】

墓地公園については、引き続き、墓所の安定供給を進めるとともに、公園機能の充実を図ります。

また、火葬場を他市に依存している状況や市民ニーズを踏まえ、火葬場と葬儀式場を併設した斎場の整備を進めます。

【施策の内容】

墓地公園の整備の推進

第1工区の墓域整備に引き続き第2工区の墓域整備を行うとともに、公園機能の充実を図るため、展望広場などの整備を行います。

また、周辺開発の進捗状況や墓所の供給量などを踏まえながら、管理施設や集会施設の整備に向けた検討を行います。

斎場の整備

都市計画決定している千鳥地区において、火葬場と葬儀式場を併設した斎場の整備を行います。





3 - 3 生活にうるおいを与える環境を創造する

1) 公園・緑地の整備

【現状と課題】

公園や緑地は、市民生活にうるおいと安らぎを与えるとともに、環境の保全、健康の増進さらには、災害時の防災空間や避難場所として、都市生活を営むために不可欠な都市施設です。

浦安市では、鉄塔線下などの遊休地の活用や埋立事業の展開にあわせて身近な公園や特色ある公園の整備を行ってきました。

今後は、高齢化社会への対応、あるいはスポーツ・レクリエーションなど多様化する市民ニーズを踏まえた、魅力ある公園づくりに取り組んでいくことが重要となっています。

特に元町地域については、長期的な展望をもち市街地の整備状況などを踏まえながら、防災面などを考慮しつつ整備を進めていくことが求められており、新町地域については、関係機関と協議を進めながら、開発の進捗にあわせて特色ある公園整備を進めていく必要があります。

また、既存の公園については、良好な維持管理に努めながら、緑の充実を行うとともに、子どもから大人まで幅広く市民に親しまれるよう、安全で楽しく快適な公園として再整備を進めていく必要があります。

公園整備状況

(各年3月31日現在)

年次	総数		街区公園		近隣・地区公園		運動公園		人口一人当たり公園面積m ²	総面積に対する割合%
	園数	面積ha	園数	面積ha	園数	面積ha	園数	面積ha		
平成8年 1996	100	43.66	90	13.68	9	19.48	1	10.50	3.48	2.57
平成9年 1997	100	43.66	90	13.68	9	19.48	1	10.50	3.48	2.57
平成10年 1998	100	43.66	90	13.68	9	19.48	1	10.50	3.48	2.57
平成11年 1999	103	52.37	92	13.79	10	20.40	1	18.18	4.08	3.08
平成12年 2000	104	52.78	93	14.20	10	20.40	1	18.18	4.07	3.11

資料 浦安市統計書平成12年版

【施策の基本方向】

都市の骨格となる緑を基調に、長期的な視点に立った総合的な計画に基づく公園・緑地の整備を推進します。

また、防災機能の強化や多様な市民ニーズを配慮し、特色ある公園・緑地の整備を推進するとともに、地域の住民が愛着をもてるような身近な公園づくりに取り組みます。



【施策の内容】

計画的な公園・緑地の整備

今後の公園・緑地の整備方針となる緑の基本計画 を策定し、計画的に公園・緑地の整備や改修などを推進します。

市民に親しまれる公園の整備

明海地区の臨海部に位置する総合公園は、水際線の特徴を生かして水と緑が一体となったうおいある公園となるよう整備を進めます。

若潮公園については、幅広く市民に親しまれる公園となるよう、子どもたちが体験学習のできるような施設などを取り入れた再整備を行います。

旧清掃工場等跡地は、住民意向を踏まえながら整備を進めるとともに、日の出・明海地区の近隣公園 は、身近な自然などにふれられる場となるよう、関係機関と協議を進めていきます。

元町地域 の近隣公園 規模の公園整備については、市街地の整備状況などを踏まえながら、取り組んでいくとともに、市役所庁舎建設の状況にあわせてシビックセンター地区内の浦安公園整備の検討を進めます。

また、計画から管理にいたる各段階で地域住民の参加を得ながら、愛着をもてるような身近な公園づくりを進めます。

適正な維持・管理の推進

快適で安全な公園を維持していくため、適正で効率的な管理に努めるとともに、犯罪予防の観点から、夜間照明の設置や外部からの見通しの確保など安心して利用できる公園整備を推進します。

また、街路樹や公園などの剪定枝をチップ化し、緑化推進の普及活動での配布や緑化事業などで堆肥や舗装材として再利用していきます。



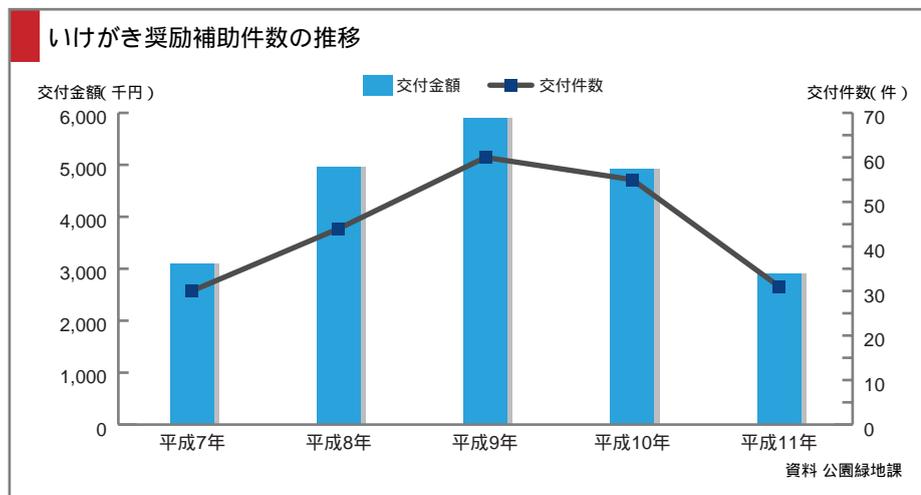
2) 緑化の推進

【現状と課題】

緑豊かな都市環境の形成を図るためにも、公園・緑地の整備はもとより、積極的な緑の創出と保全が必要です。

浦安市では公園の整備だけではなく、いけがき設置奨励事業や保存樹木の指定、緑化意識の普及・啓発活動などによる民有地の緑化や公共公益施設の緑化、街路樹による道路緑化などを推進しているところですが、今後も、民有地や河川、海岸線の緑化を積極的に推進するとともに、これらを計画的に緑のネットワークとして形成していくことが必要となっています。

また、自治会やボランティア 団体による公共用地を利用した花植え運動など、市民主体の緑化活動が行われていますが、今後も、引き続き、このような市民活動を支援していくことが必要となっています。





【施策の基本方向】

良好な都市景観やうるおいある環境を創出するため、道路や河川、公共施設などの積極的な緑化を行い、ネットワーク化を図ります。また、市民主体の緑化活動の支援や民有地の緑化を促進します。

【施策の内容】

緑のネットワークの形成と緑の保全

公園・緑地をはじめ、道路、河川、海岸及び公共公益施設の緑化を積極的に行うとともに、水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、保存樹木の指定などを行うことにより、計画的に開発された緑豊かな住宅地や良好な緑化状況にある緑地の保全を推進していきます。

さらに、街路樹等の生育環境や剪定方法の改善など、樹形を生かした美しい並木道を形成する適正で効率的な管理の方法について検討を進めます。

協働による緑化の推進

公共空間への花植え運動など市民主体の緑花推進活動を支援・育成するとともに、市民参加による植栽活動など、市民とともに緑化の推進に取り組んでいきます。

大規模な集合住宅や事業所などの開発に際しては、緑化協定や景観ガイドラインなどにより十分な緑地を確保するよう協議、要請していきます。

また、引き続きいけがき設置奨励事業を推進します。

さらに、緑化センターが緑の相談などの機能を備えた緑化推進の拠点となるよう充実を図ります。



3) 都市景観の創造

【現状と課題】

美しい都市景観を創造することは、まちへの愛着や住み続けたいという意識を育むばかりでなく、都市の機能性や安全性と同じように私たちの普段の生活にとって重要なものです。

浦安市では、埋立事業にともなう中町地域 や新町地域 での大規模住宅開発事業や新浦安駅・舞浜駅周辺地区の開発事業さらには、主要幹線道路の無電柱化事業や河川の護岸改修事業など様々な個々の事業とあわせて地区の特性を生かした、市民が愛着をもてるような特色ある都市景観の整備を行ってきました。

今後も、様々なまちづくりの事業とあわせてうおいを感じとれる都市景観を創出していくことが一層求められていますが、これからは、公共施設だけでなく民間事業も含めて良好な景観形成を誘導していくなど、市全体のまちづくりのなかで地域の特性を生かした都市景観の形成に取り組んでいくことが求められています。

また、公共施設の建設や公共事業については、量的な充足だけでなく周辺の景観に配慮した整備のあり方が問われています。

そのためこれからは、より魅力あるまちとなるよう、市全体を対象に総合的な都市景観の形成の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

【施策の基本方向】

地域の特性を生かした良質な都市空間を創造していくため、市民、事業者、行政が一体となって取り組む都市景観形成の基本方針を定め、総合的なまちづくりの視点から景観形成に取り組みます。





【施策の内容】

総合的な都市景観形成の推進

都市景観形成の基本方針や都市景観形成を誘導していくための重点地区等における景観ガイドラインなどを策定し、地域の特性を生かした環境と調和した都市景観の形成を推進します。

協働による都市景観の推進

市民、事業者、行政が一体となって魅力的で美しい都市景観の形成に取り組んでいくため、都市景観条例を制定するとともに、景観づくりに取り組む市民活動を支援するなど、協働による都市景観の形成を推進します。

魅力ある公共施設などの整備

公共施設や道路、河川の整備については、人や環境に配慮しながら周辺環境の魅力を高めるような整備を推進します。



4) 水辺空間の創出

【現状と課題】

豊かな水辺は、都市に残された貴重なオープンスペースとして、都市生活にうるおいを与えるだけでなく、レクリエーションの場や防災機能あるいは、地域産業の振興資源として活用することが期待されています。

しかし、浦安市の水辺空間は台風や高潮などの風水害対策を主目的とした護岸に囲まれていることから、親水性などのアメニティの高い、自然環境に配慮した水辺空間の整備が求められています。

市の海岸部については、千葉県を中心に、親水性の高い海浜空間の創出と海岸防災機能の強化を目的とした海岸環境整備事業が行われているところです。

一方、河川部については、旧江戸川において、高潮対策事業により下流部から緩傾斜護岸の整備が進められており、また、この整備とあわせた市街地整備について、市川市、県との間で検討が行われています。

また、河川環境と水質の改善を図るため、境川水辺空間整備事業や猫実川河川環境整備事業に取り組んでいるところですが、今後も、市内河川すべてを対象に親水性の高い水辺空間の創出と水質の改善など自然環境に配慮した整備を河川管理者である県と協議を行いながら取り組んでいくことが必要となっています。

【施策の基本方向】

市民生活にうるおいと安らぎを与え、より豊かな水辺空間を創出していくため、関係機関と連携を図りながら、防災機能の充実や親水性、レクリエーション機能の整備さらには自然環境の創出など、唯一の自然資源ともいえる水辺空間の多角的な活用に取り組んでいきます。

そのため、水辺空間の総合的な活用方針などを定めるとともに、旧江戸川や境川などの市内河川については、関係機関と連携を図りながら事業を推進していきます。

【施策の内容】

水辺環境の総合的な活用の推進

関係機関と協議を行いながら、水際線の整備基本計画を策定し、水辺空間の活用に取り組みます。

海岸環境整備の促進

高洲、日の出、明海地区の海岸部については、高洲海浜公園や総合公園などの公園整備と連携を図りながら、海との一体性をもった親水性の高い水辺空間の整備に取り組んでいきます。





また、舞浜地区の海岸部については、護岸と周辺緑地部分の一体的整備に向けて関係機関と協議を進めていきます。

さらに、市民などが楽しめる海釣り施設については、整備に向けて検討を進めます。

旧江戸川の整備促進

高潮対策事業による護岸の早期整備を促進するとともに、緩傾斜護岸の有効利用や修景整備について県と協議を行いながら整備を進めていきます。

また、緊急災害時の物資輸送などの活用を図るため、護岸整備とあわせた船着場の整備を促進していくとともに、水上バスや遊漁船の船着場としての活用について検討を進めます。

さらに、護岸整備とあわせた市街地整備の可能性について、関係機関と協議しながら検討を進めます。

境川の整備促進



江川橋から東水門の区間は、境川水辺空間整備計画に基づき、護岸整備を促進するとともに修景整備の早期完了をめざして取り組みます。

また、新橋から江川橋の区間は、県と協議を行いながら、様々な観点から護岸改修とあわせた良好な水辺空間の整備に向けて取り組んでいきます。

さらに、西水門から新橋の区間は、地域の特性を生かした景観整備に取り組んでいきます。

新町地域 の区間では、川沿いの公園や緑地用地と一体性をもった整備を促進していきます。

猫実川、堀江川、見明川の整備

猫実川河川環境整備事業については、早期に事業が完了するよう県に要請していくとともに、猫実排水機場遊水池周辺の水辺環境の整備に取り組んでいきます。

堀江川については、境川からの導水などによる河川や排水機場遊水池の水質の向上に取り組むとともに、親水性豊かな水辺空間となるよう関係機関と協議を行いながら、整備を促進します。

見明川については、旧清掃工場等跡地の公園整備などと調和のとれた一体的な水辺空間の整備が図れるよう関係機関との協議を行っていきます。





4 利便の高い暮らしを支える安全都市

4 - 1 秩序ある市街地の整備を進める

1) 良好な市街地の形成

【現状と課題】

浦安市はこれまでの都市形成過程から、古くからの市街地である元町地域 と第1期埋立事業で住宅地として開発し、成熟した市街地になりつつある中町地域、また、第2期埋立地で現在、計画的に住宅開発が進められている新町地域、そして鉄鋼流通基地などの流通・加工・業務業が集積している鉄鋼通り、港、千鳥の工業ゾーン及びレジャーランドを中心とした舞浜地区のアーバンリゾートゾーンから構成されています。

これからのまちづくりにあたっては、時代潮流の変化に対応するとともに、それぞれの地域の特性を相互に補完しながら、まち全体をさらに魅力あるものにしていくことが望まれています。今後は、自然環境と調和し、多様な都市機能を導入していくとともに市民が安心して生活が送れる安全で快適な都市を実現していくため、秩序ある市街地の整備を進めていくことが課題となっています。

【施策の基本方向】

多様で良質な都市機能が共存する活力と魅力ある都市環境の形成をめざして、生活環境や環境負荷などに配慮し、市民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めます。そのため、適正な土地利用の誘導や計画的なまちづくりを推進し、地域特性を生かした都市環境の実現をめざします。

【施策の内容】

計画的なまちづくりの推進

秩序ある都市空間を形成し、計画的なまちづくりを進めるため、土地利用や交通、公園・緑地など都市整備に関する各計画や事業の総合的な指針となり、さらには、身近な生活環境に関連するまちづくりや市民と行政が連携、協力してまちづくりを進めていく指針として都市計画マスタープラン や市街地整備基本計画などを策定します。

地域の特性を生かしたまちづくりの推進

良好な環境の維持・増進を図るため、地区計画制度 や建築協定 を活用するなど個々の宅地開発事業などを適切に誘導します。さらに、都市機能の更新や居住環境の改善を図りつつ防災上の課題を抱えた地区については、地域特性を踏まえた事業手法や制度を導入し、整備を進めていきます。



2) 過密市街地の再整備

【現状と課題】

旧江戸川と境川の豊かな水に恵まれた堀江、猫実、当代島地区は、戦火を逃れたこともあって数多くの史跡が残っており、今日まで浦安の歴史と文化を色濃く伝える地区です。

しかしながら、木造家屋が密集して広がる市街地は、幅員の狭い道路が多く、緊急車両が容易に進入できないなど防災上の問題や、一部の地区では未接道宅地のため家の建替えや公共下水道への接続が困難な状況にあり、居住環境の点でも様々な問題を抱えています。

このような状況のなか、市では猫実5丁目東地区で密集住宅市街地整備促進事業に取り組むとともに、自治会や商店会など地区の関係団体の代表者からなるまちづくり懇談会を堀江・猫実元町地区と当代島地区に設置し、地区の現況と課題、まちづくりの基本的な考え方などについて議論を重ね、将来のあるべき姿やまちづくりの進め方などを「まちづくり構想」として策定しました。

そして、堀江・猫実元町地区では、地区の居住環境の改善と防災性能の向上を図るため、市街地再整備と道路整備の都市計画決定に向けて取り組んでいるところですが、早期事業化に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

一方、当代島地区では、地区の拠点として当代島公民館の整備やまちの名所づくりとして船坎緑道を整備してきましたが、今後は、旧県道の改善などの整備について沿道住民との意見交換を踏まえながら、取り組んでいく必要があります。

【施策の基本方向】

堀江・猫実元町地区及び当代島地区については、まちづくり構想などや地区住民との協議を踏まえつつ、市街地環境の特性や課題に応じた整備手法を導入し、計画的かつ段階的に整備に取り組んでいきます。

【施策の内容】

(仮称)中大通り線沿道市街地整備事業の推進

堀江、猫実地区では、堀江2、3丁目及び猫実3、4丁目を重点地区として、災害時の避難路や緊急車両が容易に進入できるよう、(仮称)中大通り線の整備を推進するとともに、この沿道市街地の居住環境の改善に向け、土地区画整理事業などの市街地開発事業を推進していくため、住民との話し合いを踏まえながら事業の推進を図っていきます。

旧県道及び船ヶ緑道東側の整備の推進

当代島地区は、浦安駅への歩行者交通の安全性や快適性の向上を図るため、旧県道について、沿道住民や商店会、関係機関との意見交換会などを行いながら、整備に取り組んでいきます。

また、船ヶ緑道東側については、当代島地区まちづくり構想や沿道住民との意見交換を踏まえながら整備に向けて取り組んでいきます。





居住環境の改善の推進

猫実5丁目東地区の密集市街地整備促進事業の早期完了をめざして取り組んでいくとともに、他の地区においても居住環境の改善に向けて、住民意向などを捉えながら、市街地環境の状況に応じた事業手法などの検討を進めます。

また、これまで行ってきた建築基準法42条2項に該当する道路の拡幅整備を展開していくため、整備内容などの検討を進め事業化に向けて取り組んでいきます。



番号	名称	面積(㎡)
3-3-1	浦安公園	約 2,000
3-3-2	浦安公園	約 1,120
3-3-3	浦安公園	約 1,120
3-3-4	浦安公園	約 1,120
3-3-5	浦安公園	約 1,120
3-3-6	浦安公園	約 1,120
3-3-7	浦安公園	約 1,120
4-4-1	浦安公園	約 4,400
6-5-1	浦安公園	約 14,500
2-2-1	浦安公園	約 0.05
2-2-2	浦安公園	約 0.07
2-2-3	浦安公園	約 0.13
2-2-4	浦安公園	約 0.08
2-2-5	浦安公園	約 0.16
2-2-6	浦安公園	約 0.06
2-2-7	浦安公園	約 0.10
2-2-8	浦安公園	約 0.10
2-2-9	浦安公園	約 0.12
2-2-10	浦安公園	約 0.10
2-2-11	浦安公園	約 0.10
2-2-12	浦安公園	約 0.10
2-2-13	浦安公園	約 0.14
2-2-14	浦安公園	約 0.21
2-2-15	浦安公園	約 0.05
2-2-16	浦安公園	約 0.18
2-2-17	浦安公園	約 0.09
2-2-18	浦安公園	約 0.20
2-2-19	浦安公園	約 0.31
2-2-20	浦安公園	約 0.40
2-2-21	浦安公園	約 0.23
2-2-22	浦安公園	約 0.14
2-2-23	浦安公園	約 0.33
2-2-24	浦安公園	約 0.14
2-2-25	浦安公園	約 0.19
2-2-26	浦安公園	約 0.18
2-2-27	浦安公園	約 0.10
2-2-28	浦安公園	約 0.23
2-2-29	浦安公園	約 0.48
2-2-30	浦安公園	約 0.10
2-2-31	浦安公園	約 0.10
2-2-32	浦安公園	約 0.10
2-2-33	浦安公園	約 0.30
2-2-34	浦安公園	約 0.31
2-2-35	浦安公園	約 0.10
2-2-36	浦安公園	約 0.19
2-2-37	浦安公園	約 0.14
2-2-38	浦安公園	約 0.14
2-2-39	浦安公園	約 0.29
2-2-40	浦安公園	約 0.07
2-2-41	浦安公園	約 0.55
2-2-42	浦安公園	約 0.26
2-2-43	浦安公園	約 0.19
2-2-44	浦安公園	約 0.48
2-2-45	浦安公園	約 0.14
2-2-46	浦安公園	約 0.06
2-2-47	浦安公園	約 0.15
2-2-48	浦安公園	約 0.21
2-2-49	浦安公園	約 0.21
2-2-50	浦安公園	約 0.24
2-2-51	浦安公園	約 0.32

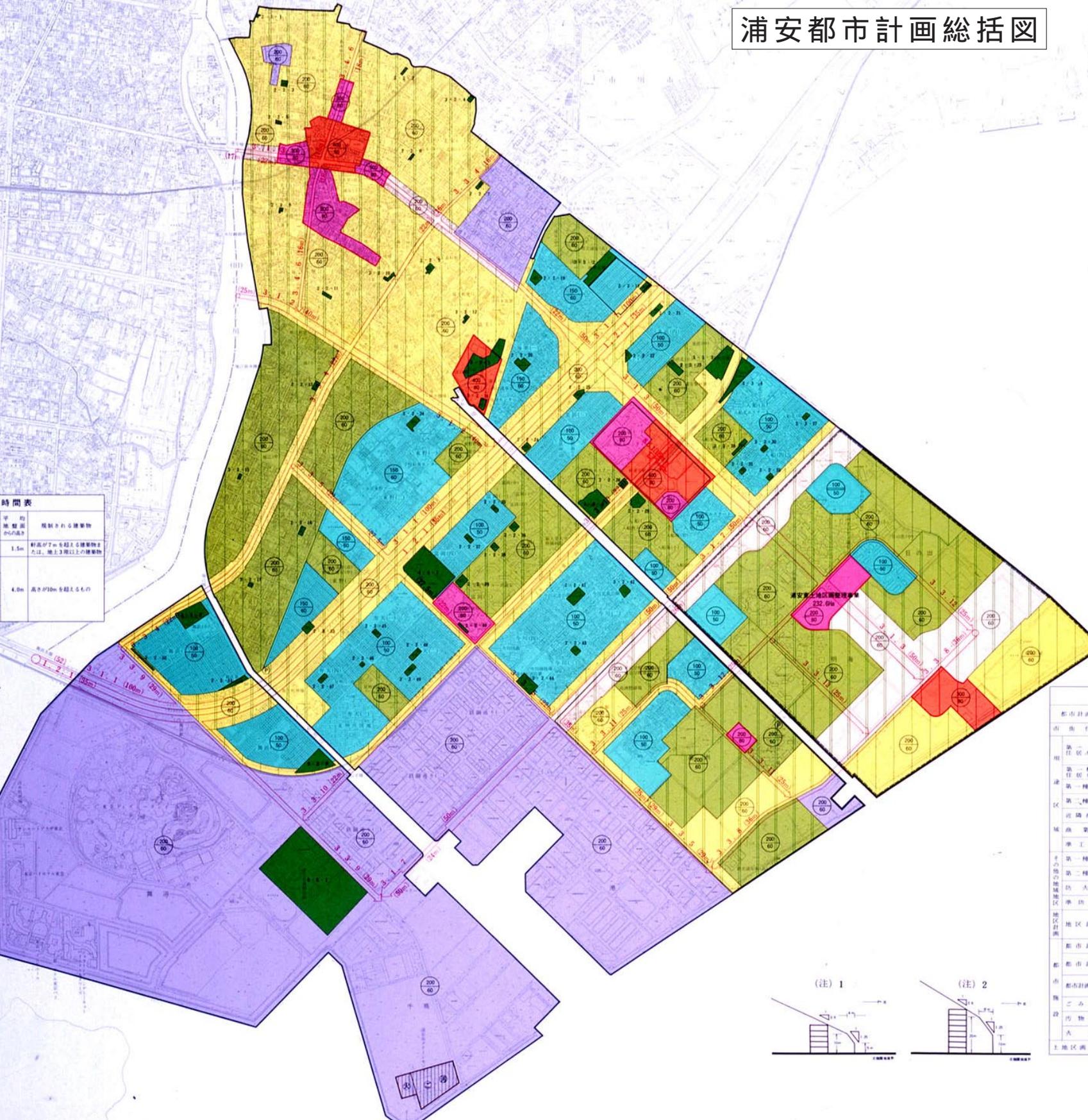
浦安都市計画総括図

都市計画道路

道路番号	道路名称	幅員(m)	延長(m)
1-2-1	高津湾岸線	35	約 4,540
3-1-1	東浦安湾岸線	100	約 4,500
3-1-2	浦安湾岸線	40	約 1,500
3-1-3	浦安湾岸線	50	約 4,880
3-3-4	浦安湾岸線	22	約 2,490
3-3-5	浦安湾岸線	16	約 3,250
3-3-6	浦安湾岸線	22	約 3,450
3-3-7	浦安湾岸線	36	約 2,920
3-3-8	浦安湾岸線	50	約 1,980
3-3-9	浦安湾岸線	29	約 2,030
3-3-10	浦安湾岸線	22	約 2,900
3-3-11	浦安湾岸線	25	約 1,500
3-3-12	浦安湾岸線	25	約 2,100
3-3-13	浦安湾岸線	15	約 170
4-5-1	浦安湾岸線	25	約 130

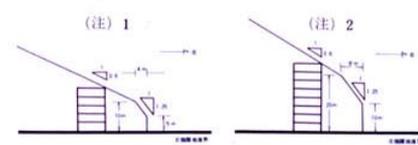
日影規制・規制時間表

用途地域	高度地区	規制される日影時間	日影の長さ	規制される建築物
第一種低層住居専用地域	4時間以上	2,543時間以上	1.5m	軒高が7mを超える建築物または、地上3階以上の建築物
第一種中高層住居専用地域	第一種高度 3時間以上	2,043時間以上		
	第二種高度 4時間以上	2,543時間以上	4.0m	高さ10mを超えるもの
第一種住居地域	第一種高度 4時間以上	2,543時間以上		
第二種住居地域	第一種高度 4時間以上	2,543時間以上		



凡例

都市計画の種類	表示	面積(㎡)	備考
市街化区域	〇	約 1,697	
第一種低層住居専用地域	〇	約 308	
第一種中高層住居専用地域	〇	約 318	
第一種住居地域	〇	約 344	
第二種住居地域	〇	約 74	
商業地域	〇	約 35	
準工業地域	〇	約 585	
第一種高度地区	〇	約 194	(注)1
第二種高度地区	〇	約 542	(注)2
防火地域	〇	約 33	
準防火地域	〇	約 35	
都市計画公園	〇	約 391.6	
都市計画公園(下水道)	〇	約 1,697	
公園地	〇	約 4.43	
大規模	〇	約 1.23	
土地調整事業	〇	約 232.6	浦安地区調整事業



3) 日の出・明海・高洲地区開発の促進

【現状と課題】

日の出・明海・高洲地区は第1期埋立事業に続いて、首都圏近郊の宅地不足に対応するため千葉県企業庁が公有水面埋立地事業により造成した地区です。

1978年（昭和53年）の当初計画では、住宅地の形成を主体に計画されましたが、JR京葉線の開通にともなう新浦安駅の開設、市川第2期埋立計画の動向、さらには住宅需要の変化や墓地公園の移転など、社会経済的環境の変化により土地利用計画の見直しを2度行い、現在は、人々が暮らし、働き、休息することができる複合機能都市のまちづくりを目標に千葉県企業庁、都市基盤整備公団、浦安市の3者協力のもと推進しています。

この地区のまちづくりの基本方針としては、ウォーターフロントを生かした緑豊かな街づくり、業務機能と居住性が融合した街づくり、複合機能都市にふさわしい多様な都市環境を備えた街づくりを掲げており、1988年（昭和63年）のまち開き以降、都市基盤の整備と平行して、中高層住宅などの多様な住宅のほか、明海大学、順天堂医療短期大学などの高等教育機関、法務省浦安総合センターなどの業務系施設の立地が進んでおり、また住宅開発の進展にともない保育園、幼稚園、小・中学校や公民館などの公共施設の整備を進めています。

また、適正かつ合理的な土地利用を促進するとともに良好な居住環境の確保を図り、秩序ある市街地形成を促すため、地区計画や景観ガイドラインを導入し、協議・誘導を行ってきました。

低迷する社会経済状況などから、事業の進展が大変厳しい状況にありますが、関係機関と協議を進めながら、今後も複合機能都市としてのまちづくりを促進していく必要があります。

【施策の基本方向】

複合機能都市づくりをめざして、多様な住宅供給をはじめ、業務、文化、商業などの多様な都市機能の誘致や魅力的なウォーターフロントの開発につながる都市基盤の整備を促進していくとともに、良好で個性的な魅力ある市街地の形成を誘導していきます。

【施策の内容】

多様な住宅供給の促進

快適で安全な居住生活が送れ、様々なライフスタイル やライフステージ に対応した多様な住宅の供給を促進します。



商業・業務機能立地の促進

業務機能 と居住性が融合したまちづくりを促進するため、居住環境と調和する業務機能 のほか、商業、文化、レクリエーションなどの都市機能を積極的に誘致に努めます。

都市基盤整備の促進

ウォーターフロントの活用につながる道路や公園・緑地の整備を促進するとともに、豊かな水辺にふれられる護岸などの整備を促進します。

地区計画などによる計画的なまちづくりの推進

日の出、明海及び高洲地区地区計画などに基づいて、適正かつ合理的な土地利用及び良好で個性的な魅力ある市街地の形成を図るとともに、地域の特性を生かした魅力ある都市景観を形成するため、景観ガイドライン などにより適切な誘導を図ります。

土地利用計画図



4) シビックセンター地区の整備

【現状と課題】

浦安市では、市役所庁舎周辺と東野地区の一部を市の行政・文化・福祉の中心核であるシビックセンター地区として位置づけています。

この地区では、市役所庁舎や文化会館をはじめ、中央図書館、郷土博物館、消防本部・署庁舎、総合福祉センターなど、市の中心的な公共公益施設を配置し、拠点として施設の集積を図ってきました。

その後、この地区を単に公共施設などを立地するだけでなく、行政・文化の中心核にふさわしい、より魅力のある地区として発展させていくため、長期的な視点に立ち、シビックセンター整備構想を策定し、この構想に基づいて健康センターや郷土博物館の整備を行ってきました。

現在、市役所庁舎については、狭隘化や老朽化が進行し機能も第2庁舎などに分散しているため、市民の利用上の問題が生じていることや消防本部・署庁舎や老人福祉センターについても、施設の老朽化などともなう機能更新の問題があり、これら施設の改善を図っていく必要があります。

また、東野地区では、地区の位置づけや今後の施設整備のあり方が課題となっています。

シビックセンター整備構想図





【施策の基本方向】

シビックセンター地区が、行政・文化・福祉の中心拠点にふさわしい、より魅力のある地区として発展するよう、適正な施設配置やオープンスペースの配置について検討を行いながら整備を進めていきます。

【施策の内容】

シビックセンター地区整備の推進

集合事務所は、CATV 会社の移転後の活用として、青少年や子育て支援のための施設整備を進めます。

また、老朽化が進む消防本部・署庁舎は、現在の場所を視野に入れつつ再整備を進めます。

老人福祉センターについては、移転・整備の方向で検討を進めます。

福祉関連施設が集積されつつある東野地区については、(仮称)障害者福祉センターの整備を図るとともに、地区の位置づけや導入機能も含めて全体的な施設配置のあり方について検討を進めます。

施設の狭隘化や老朽化などが問題となっている市役所庁舎と議会棟は、シビックセンターコア地区の中核施設として建設を進めていきます。





4 - 2 総合的な交通体系を整備する

1) 道路網の整備

【現状と課題】

道路は、自動車や自転車、歩行者などの交通機能の空間としてばかりでなく、防災空間や情報通信、ライフライン の収容空間、地域住民のコミュニケーションの場など多くの機能をもち、市民生活の基本的かつ重要な公共施設のひとつです。

浦安市では、埋立事業の展開にあわせて市内を有機的に連絡し、都市の骨格となる道路網の整備に取り組み、現在のような道路ネットワーク を形成してきました。

都市計画道路 については、東京外かく環状道路 などと連絡し、首都圏の自動車専用道路のネットワーク の一部を形成する第二東京湾岸道路 が計画されており、沿道環境対策など快適な生活環境に配慮しながら整備を図ることが課題となっています。

また、東京都の放射16号線 との連絡が計画されている都市計画道路 3・1・2号線や新町地域 で行われている土地区画整理事業 などとあわせた路線の整備が残されています。

さらに、過密市街地 では、関係住民との話し合いを踏まえながら、地区の居住環境と防災性能の向上を図るため、土地区画整理事業 などの面的整備とあわせた都市計画道路 の整備に向けて取り組んでいるところです。

また、増加するアーバンリゾート ゾーンへの来訪者の自動車交通や市内を通過する自動車交通の円滑化が課題となっています。

さらに、快適な都市環境を形成していくためにも、だれもが、安心して快適に通行ができ、うるおいや安らぎを感じる道路空間の創出が求められています。

【施策の基本方向】

市内の道路体系や環境に配慮しながら都市計画道路 の整備や自動車交通の円滑化などに取り組むとともに、道路のバリアフリー 化などを進め、人や環境に配慮した快適で安全な道路環境の整備を推進します。



【施策の内容】

都市計画道路の整備

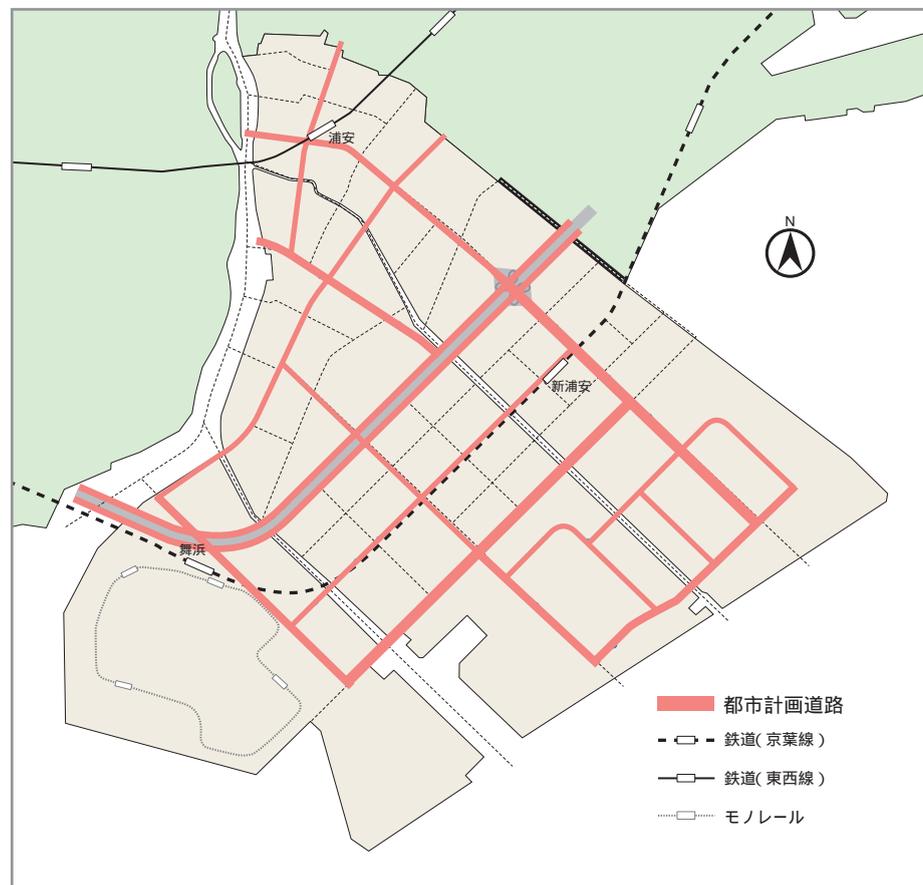
第二東京湾岸道路 については、地域環境に配慮した道路となるよう関係機関と協議を行いながら整備を促進していきます。

都市計画道路 3・1・2号線は、市内道路体系との整合性や地域環境を考慮しながら、その整備に向けて事業主体や計画内容などについて千葉県との協議を進めます。

また、新町地域 の都市計画道路 については、土地区画整理事業 などの住宅開発の動向にあわせて整備を促進していきます。

さらに、過密市街地 で計画している（仮称）中大通り線については、道路ネットワーク の検討や関係住民との話し合いを踏まえながら、土地区画整理事業 などの市街地整備事業とあわせて、都市計画道路 としての整備に取り組んでいきます。

都市計画道路図



自動車交通の円滑化

アーバンリゾートゾーンへの来訪者の自動車交通に対応するため、首都高速湾岸線舞浜ランプの整備を推進するとともに、国道357号線の交通渋滞の緩和を図るため、舞浜交差点の早期立体交差化を関係機関に要請していきます。

道路環境の整備

だれもが安心して楽しく歩けるよう、歩行者空間の確保や段差の解消、誘導ブロック等の設置などバリアフリー化を進めます。

また、良好な都市景観の形成や地区の防災機能の向上を図るため、広幅員歩道については、電線類の地中化事業や道路緑化に取り組んでいきます。

さらに、市内の主要な市道については、自動車交通による騒音を軽減するため低騒音舗装を推進します。

適正な道路管理の推進

開発の進展にともない、道路延長が伸長していくなか、安全かつ良好な道路機能の維持向上を図っていくため、適切に維持・補修を進めていきます。

また、道路行政を円滑に進めていくため、許可事務などの道路管理業務の効率化に取り組んでいきます。





2) 公共交通網の充実

【現状と課題】

公共交通は市民の日常生活を支える環境にもやさしい交通手段といえます。市内には、広域的な公共交通機関として鉄道2社2路線とバス2社16路線がありますが、新町地域での開発の進展や人口の増加にともない通勤、通学時の混雑が増し、輸送需要は年々高まっています。

鉄道交通については、東西線浦安駅、京葉線新浦安駅、舞浜駅の3駅がありますが、新町地域の開発の進展、あるいは舞浜地区のアーバンリゾート開発の進展により、今後も利用者は増加し、混雑が高まることが予想されることから、輸送力の増強とバリアフリーに対応した駅施設の改良などが必要になっています。

一方バス交通は、市民生活に最も身近な交通機関として、通勤・通学をはじめ、買い物や通院などの交通手段として、多くの市民が利用しています。また、交通混雑の解消策にもバスの果たす役割は大きいことから、今後も、浦安駅のバスターミナルの整備や新町地域における住宅開発の進展などに対応した路線の充実や運行時間の延長など、利便性の向上が求められています。

また、高齢者や障害をもつ人などの公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上が強く求められています。

このため、人にやさしい交通環境づくりに配慮しながら、公共交通網の充実や道路網の整備、駐車対策の推進など総合的な交通体系の整備が求められています。

【施策の基本方向】

新町地域や舞浜地区のアーバンリゾート開発などの社会・経済情勢を考慮しながら、公共交通機関の充実に取り組んでいきます。

また、高齢者や障害をもつ人などの公共交通機関を利用した移動の利便性と安全性の向上に取り組んでいきます。



【施策の内容】

鉄道輸送と駅施設の充実

電車の増発・増結などによる輸送力の強化を関係機関に要請します。また、京葉線と総武線を連絡する接続新線構想については、近隣市や千葉県との連携を図りながら動向の把握に努めます。

さらに、駅施設や駅前広場などのバリアフリー化の促進に努めます。

バス輸送の充実

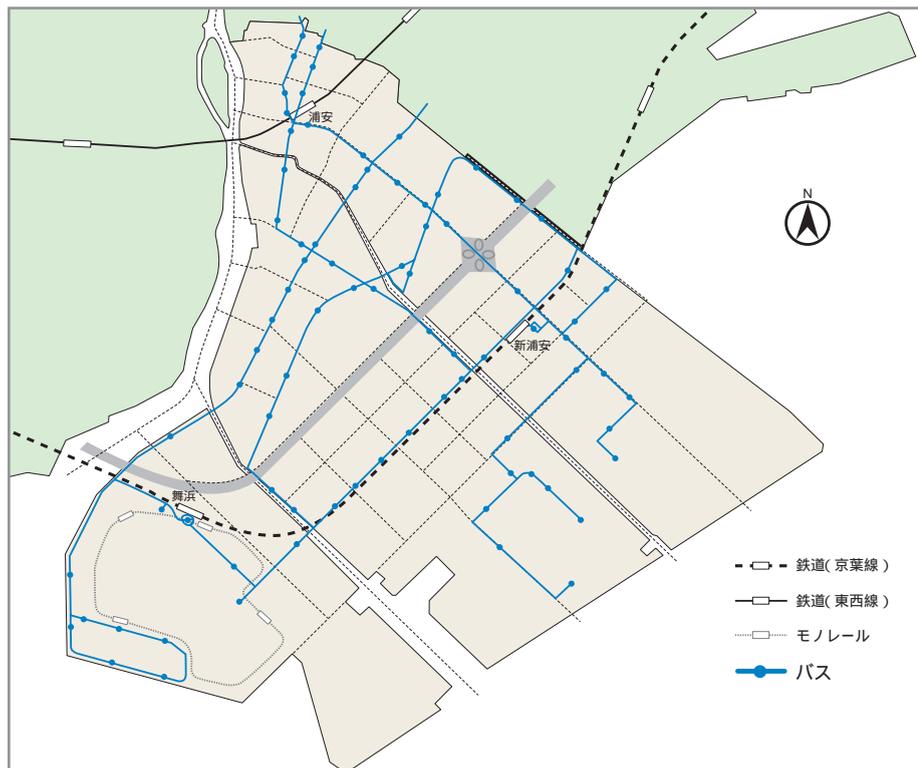
人口の増加や新町地域での開発の進展にともない、利用者のニーズにあわせたバス路線の充実・拡充化を促進します。

また、バス利用者のサービス向上のため、バスカードシステムの導入やバス停留所の環境整備の促進に努めるとともに、低床式バスや低公害バスの導入を促進します。

移動しやすい交通環境の整備

大型バス利用の不便地域などを中心に、高齢者や幼児連れの人などの移動しやすさや、きめ細かな利用者ニーズに対応しながら、コミュニティバスを導入します。

公共交通網図





3) 駐車対策の充実

【現状と課題】

違法駐車は、交通渋滞の発生や交通事故の増加、さらには緊急車両の交通を妨げ、防災活動を阻害する原因ともなっており、多くの社会問題を引き起こしています。

浦安市においても、路上駐車問題はますます深刻化してきていますが、市ではこれまで千葉県内でもいち早く違法駐車等の防止に関する条例を制定し、違法駐車等防止重点道路の指定を行い、浦安警察署などとの連携を図りながら、路上駐車問題の啓発活動に取り組んできました。

また、自動車駐車場建設資金利子補給条例を制定し、民間駐車場の整備促進を図るなど、道路交通の適正化と市民の安全で快適な生活環境の確保に努めてきました。

しかしながら、商業地や集合住宅地区周辺を中心として路上駐車が多く発生している現状や新町地域の大規模住宅開発の進展、舞浜地区における東京ディズニーシーの開園などにより、今後も市内交通の円滑化を図ることがますます重要になってきており、交通管理者である浦安警察署などと連携・協力のもと総合的な駐車対策の推進が求められています。

【施策の基本方向】

浦安警察署などと連携、協力しながら、地域と一体となった総合的な駐車対策を推進します。

【施策の内容】

駐車場整備の促進

自動車駐車場建設資金利子補給制度の活用を推進し、民間駐車場の建設を促進します。

また、宅地開発指導要綱などによる集合住宅等の建設時における適正な駐車場の確保に努めるとともに、駐車場案内システムの整備、拡充の検討を行います。

さらに、長期的な視点に立った公共駐車場の整備について検討を行います。

路上駐車対策の推進

交通マナーの啓発やステッカーの配布など地域と一体となった駐車対策を推進します。

また、路上駐車を取り締まりや自動車の保管場所に関する法律に基づく届け出などの徹底、強化、路上駐車禁止の指定の拡大を要請していきます。

さらに、違法駐車等防止重点道路の拡充の検討を進めます。

4) 自転車利用環境の整備

【現状と課題】

自転車は、通勤、通学、買い物など市民生活に欠かせない手軽な交通手段として幅広い年齢層に利用されており、最近では環境にもやさしい交通手段としてその利用促進が期待されています。

浦安市は、市域が4km四方とコンパクトで居住地から市内の3駅までの距離も近く、また、地形も平坦であるため自転車による移動が容易な環境にあるといえます。

そのため、埋立事業にともなう大規模集合住宅の進展にあわせて通勤、通学の自転車利用者は増加してきましたが、自転車利用の増加にともない、駅周辺地区には大量の放置自転車が発生し、都市景観を著しく損ねるばかりでなく、歩行者通行や災害時の緊急活動の妨げなど様々な社会問題をもたらしています。

そこで、市では自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例を制定し、公共の場所における自転車（原動機付自転車も含む）の放置を防止し、駅周辺の良好な生活環境の保全と自転車駐車場の円滑な運営に取り組んでいるところです。

今後も利用者マナーの啓発活動や放置自転車の整理・撤去を行うとともに、自転車駐車場の整備に取り組んでいく必要があります。

一方、自転車利用者からは、安全で円滑に自転車走行ができる利用環境の整備が求められており、市民の日常生活での利用環境の改善と、三方が海や河川に囲まれている本市の特性を生かした休日のレクリエーション活動など、余暇時間での自転車利用の環境整備が望まれています。

このような状況のなか、市では、自転車等利用総合計画 を策定するとともに、1999年度（平成11年度）に自転車利用環境整備モデル都市 の指定を受け、自転車駐車場の整備、自転車走行空間（サイクルロードなど）のネットワーク形成、自転車利用システムなどについて検討を行っているところです。



【施策の基本方向】

自転車が快適に利用できる街、歩行者と自転車にやさしい街を目標に自転車利用環境の整備に取り組んでいきます。

【施策の内容】

自転車駐車場の整備の推進

駅周辺地区で公有地や民有地を活用しながら自転車駐車場の整備と既設駐車場の収容能力の向上を図ります。

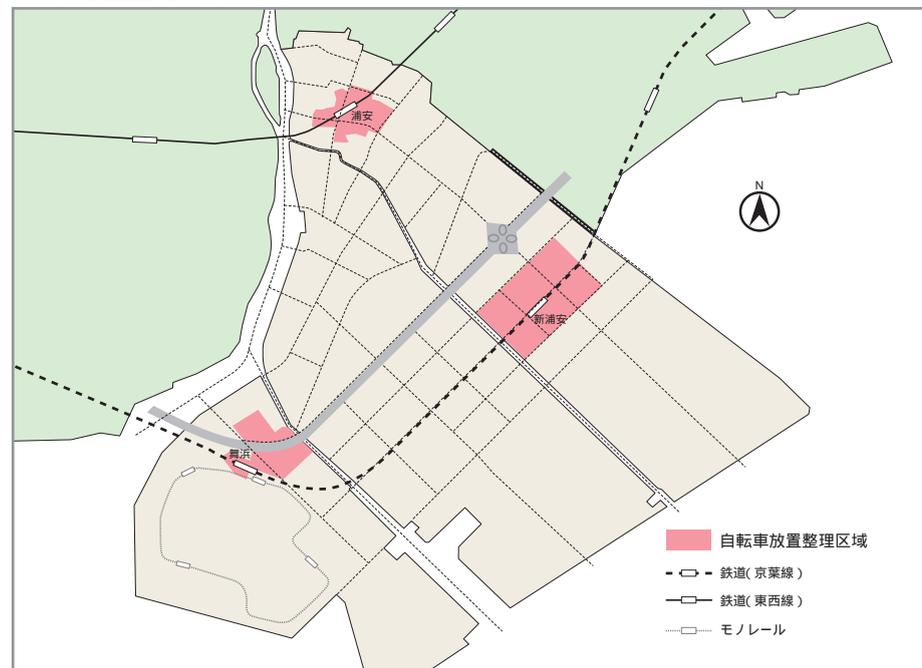
自転車走行環境の整備の促進

海辺や河川沿いの緑地用地などを活用し、自転車と歩行者が安心して利用できる自転車走行環境の整備を推進します。

自転車利用システムの検討

自転車が快適に利用できる街の実現をめざし、増加する自転車利用に対応するため自転車利用システムの検討を進めます。

自転車放置整理区域



5) 交通安全対策の充実

【現状と課題】

浦安市の交通環境は、やなぎ通りなどの幹線道路の車両交通や東京ディズニーランドの入退園車両あるいは、鉄鋼団地に入出入りする大型トラックなどの自動車交通量の増加にともない交通事故の要因は拡大し、交通安全対策の重要性はますます高まっています。

このような状況のなか、市では、安全で快適な交通社会の実現に向け、5ヵ年単位で交通安全計画を策定し、警察や交通安全関係機関と密接な連携を図りながら、交通安全施設の整備や交通規制の協議、あるいは、交通安全教育・交通安全思想の啓発活動など総合的な交通安全対策を展開しています。

また、チャイルドシート普及のための購入費の一部補助や、交通事故災害を受けた市民の救済を目的に交通災害共済や交通事故相談などの被害者救済対策にも取り組んでいます。

また、北栄地区において、住区内道路の違法駐車を防止し、歩行者の安全確保と道路環境、生活環境の改善を図るため、住区総合交通安全モデル事業（ロードピア事業）を行うなど交通安全施設の整備を行っています。

今後は、高齢社会にともない、高齢者に対する交通安全対策を積極的に推進する必要性がありますが、市民一人ひとりが自ら進んで交通安全に取り組む意識を高めるため、交通安全思想の普及・徹底、市民による交通安全活動を支援、育成していくことが必要です。

さらには、交通安全確保のため、ガードレールや交通信号機の設置など交通安全施設の整備や歩道設置など道路環境の改善に取り組んでいくことが必要となっています。





【施策の基本方向】

安全で快適な交通環境を創出するため、警察などの関係機関と連携を図りながら、交通安全施策を総合的に推進します。

また、交通事故を未然に防ぐため、関係機関などの協力を得ながら交通安全思想の普及や交通安全教育を推進し、幅広い交通安全運動を積極的に展開します。

【施策の内容】

交通安全施設などの整備

市民の交通安全の確保を図るとともに、だれもが安全で快適に通行できるよう、バリアフリー に対応した交通安全施設などの整備、拡充を進めます。

交通安全思想の推進

警察などの関係機関と連携をとりながら、交通安全教育、広報活動による交通安全思想の普及・徹底や市民による交通安全運動を支援していきます。

また、シートベルトやチャイルドシート着用の徹底、違法駐車、暴走族などの取り締まりの強化を要請するなど、交通事故の未然防止に努めます。



4 - 3 災害に強く犯罪のない安全な暮らしを実現する

1) 防災体制の確立

【現状と課題】

自然災害による被害の拡大を防止するとともに火災などの人為的災害を未然に防止し、また、災害の発生時において迅速かつ適切に対応して市民の生命・財産の安全を確保することは、まちづくりの基本的課題であり、行政の重要な役割といえます。特に、浦安市においては、三方を海と河川に囲まれた平坦な土地であるという地理的特性、あるいは市域の多くが東京湾の海面埋立事業により造成した土地であるという地盤特性、また、元町地域における木造家屋が密集した過密市街地の存在など、十分な災害対策が必要とされています。

市では、これまで、42ヶ所の避難場所を定めるとともに、防災備蓄倉庫47ヶ所を設置し、食糧・生活物資及び災害応急対策に必要な防災資機材や医療品などを分散備蓄してきました。また、災害発生時の対策として、防災行政用無線・地域防災無線の整備や防災袋の全世帯配布、消火器の無償貸与を行うとともに、飲料水の確保のため富岡・高洲の両中央公園内に耐震性貯水槽や舞浜の運動公園屋内水泳プールに浄水設備を設置してきました。

また、市の公共建築物については、耐震改修を実施してきており、橋梁についても、江川橋、新橋、堀江橋といった主要な橋梁について、既に耐震補強を行い、他の橋梁についても順次実施しているところです。

さらに、自分たちのまちは自分たちで守る、の考えから災害発生時の初期活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成を推進するとともに、毎年地域防災訓練を実施するなど防災意識の高揚に努めてきました。

今後は、より一層の安全性の向上を図るため、地域防災計画に盛り込まれた各種防災施策の着実な推進により、災害に強い都市構造をつくっていくとともに、市民、地域、行政が一体となって総合的な防災体制を築いていくことが重要です。

そのため、市民、職員の防災意識や災害時の対処能力の向上を図るとともに、地域における自主防災組織など防災体制の強化を図っていくことが必要です。

【施策の基本方向】

災害に強く安全な都市構造の形成に努めるとともに、防災施設などの整備・強化を図り、救援・救護の体制整備を行います。

また、市民、地域、行政が一体となった地域防災体制の充実、強化を図ります。

さらに、関係機関との連携のもと、大規模災害時における活動体制や復旧体制の整備に向けて取り組んでいくとともに、災害弱者に対する安全確保対策に努めます。



【施策の内容】

災害に強い都市づくりの推進

震災や風水害、大規模事故災害など様々な災害を想定しながら、市の防災体制の中心となる地域防災計画の適宜見直しを行います。

また、既存建築物耐震改修促進実施計画に基づき、市内全域における既存建築物の耐震性の向上を図るための施策を推進します。

そのなかで、木造住宅については、これまで行ってきた木造建築物耐震診断補助金交付事業や耐震相談会などの啓発活動を推進します。

集合住宅については、啓発活動、情報提供を行うとともに耐震改修促進のための支援策について検討を行います。

また、避難場所となる市有建築物の耐震改修の推進や橋梁などの耐震補強事業の実施に取り組んでいきます。

元町地域の防災能力の向上を図るため、(仮称)中大通り線沿道市街地整備事業を推進するとともに、シビックセンターコア地区の整備にあわせて浦安公園の整備の検討を進めます。

さらに、水害からの安全確保を図るため、避難計画などの策定や危険性を事前に市民に周知するため、洪水発生時の災害予測図(ハザードマップ)を作成します。

また、千葉県が進めている旧江戸川の高潮対策事業を促進するとともに、緊急災害時の物資輸送などの体制を強化するため、旧江戸川の高潮対策事業による護岸を活用した船着場の整備を推進します。

また、ライフラインの災害対応力の整備・強化を関係機関に要請していくとともに、集合住宅用緊急遮断弁設置事業を推進します。



防災施設などの整備・強化の推進

市の防災拠点として、市役所庁舎と消防本部・署庁舎の再整備を行います。

また、安全に避難できるよう防災行政用無線の設置や避難場所標示板、誘導板などの設置を行うとともに、災害時の生活必需品などの分散備蓄を図るため、防災備蓄倉庫の設置を推進します。

また、臨時ヘリポートの確保に努めるとともに、民間航空会社との連携を図り、常時稼働体制などの整備に努めます。

自主防災組織などの推進

災害発生時の一次対策を進めるため、引き続き、市民による自主防災組織の組織化と充実強化を推進するとともに、防災袋の無償配布や防災啓発用パンフレットの作成、地域防災訓練の充実などを通じて防災意識の高揚を図ります。

また、災害対策本部と防災関係機関との連携強化などに努め、防災基礎体力の向上を図ります。

災害応急・復旧対策の推進

災害時における防災ボランティア活動が円滑に活動できるための環境の整備を促進します。

また、ホテルなど市内企業等との防災協定の締結を引き続き推進するとともに、県外他市との災害時の応援協定締結に向けて取り組みます。

緊急時における介護介助サービスなどの確保に努めるなど災害弱者対策を推進します。

舞浜地区のアーバンリゾートゾーンについては、今後も来訪者が増えることが予想されることから、来訪者の安全性の確保や避難対策などについて、関係機関と協議しながら運営事業者の策定する防災計画を適切に指導していきます。

また、災害からの混乱を速やかに収拾するため、被災者の生活確保などの市民生活安定のための緊急措置や被災した道路や河川、電気、ガス、水道、交通等の生活関連施設の復旧事業などが円滑に実施できる体制づくりを推進します。



2) 消防体制の確立

【現状と課題】

消防・救急活動は、市民の生命、身体、財産を守り地域社会の安全を確保するために必要不可欠なものです。

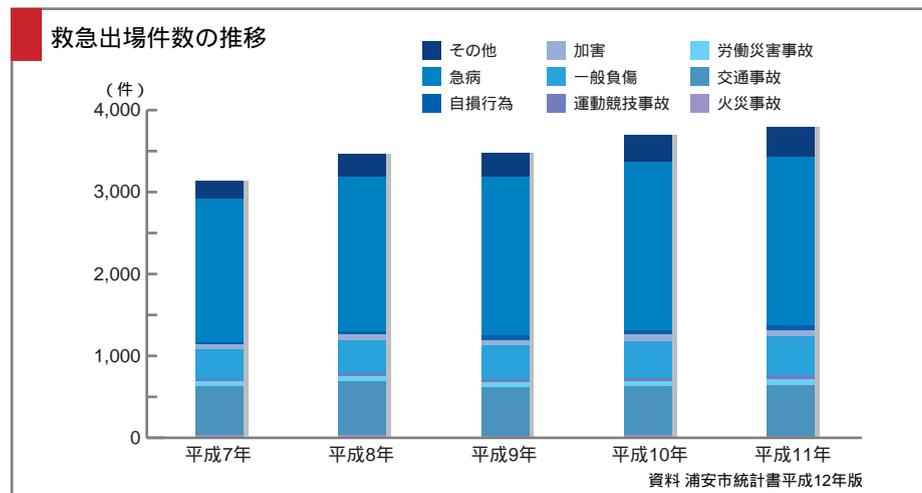
高齢化の進行や建築物の大規模化など社会環境や都市環境の変化にともない、これからの消防・救急活動は、さらに複雑、高度化していくものと考えられます。

木造密集市街地を有し、建築物の大型高層化、大規模集合住宅などが進展する浦安市においても、消防需要の増大が見込まれ、初期出場体制の確保や消防車両の整備、消防水利の増設、さらには人口増加に対応した出張所の整備、消防本部・署庁舎の機能強化など、災害発生時における活動拠点として消防力の充実強化が求められています。

また、火災は、本来、日常的な火災予防や初期消火が最も重要なものであることから、夜間路上禁煙運動 など市民の自主的な活動と連携しながら、市民に対する火災予防等の啓発なども引き続き実施していくことが必要です。

一方、救急需要については、高齢者人口の増加や疾病構造の変化あるいは舞浜のアーバンリゾートなどの開発にともなう来訪者の増加など救急業務に対するニーズが一層高まるとともに、高度な救急処置も求められています。

そのため、救急救命士の養成や高規格救急車の導入など救急業務の高度化を推進し、医療機関との連携を図りながら救急出場体制の充実強化を図っていくことが必要です。



【施策の基本方向】

消防需要の増大や高度化への対応ができるよう、消防力の充実強化を図るとともに、救急需要の増大にあわせた救急救助体制の充実強化を図ります。

【施策の内容】

消防力の充実強化

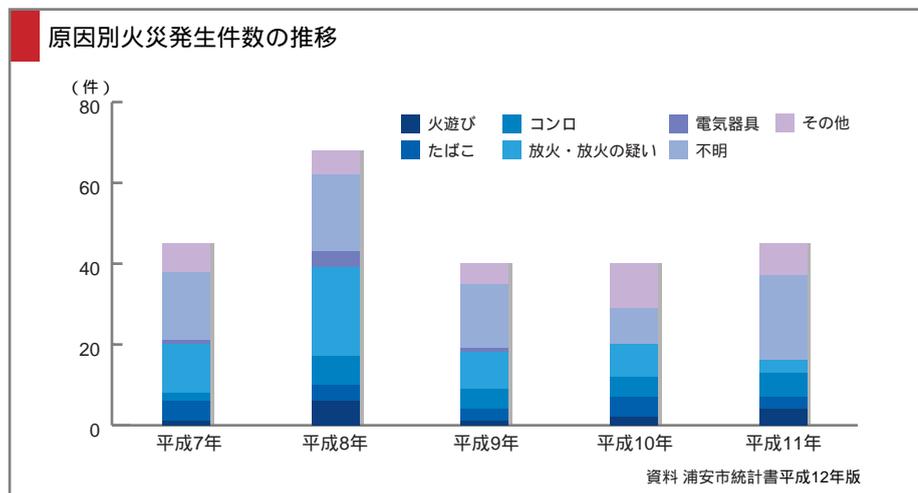
初動消防力の強化を図るため、消防車両の増強、更新や消防団施設の充実と消防団活動への参加を促進します。

また、人口増加などに対応するため出張所の整備を図るとともに、老朽化した消防本部・署庁舎については、新通信指令システムを導入した庁舎として建設を進めます。

さらに、耐震性貯水槽などの消防水利の整備を推進します。

救急救助体制の充実強化

新町地域の住宅開発にともなう人口増加やアーバンリゾートへの来訪者の増加に対応するため、高規格救急車の計画的導入と救急救命士の養成など救急救助体制の強化を図ります。





3) 防犯体制の確立

【現状と課題】

近年、都市化の進展などにより、人々の生活環境が大きく変化し、市民の連帯感や家族の絆が弱まる傾向とともに地域社会が育んできた自主防犯や相互扶助の意識は低下しつつある状況といえます。

こうしたなか、浦安市においては、地域住民相互の協力による犯罪の予防活動を積極的に推進し、防犯協会を中心として警察と連携しながら地域ぐるみの防犯活動を行ってきました。

今後は、すべての市民が犯罪から守られ、安心して暮らすことができるよう、防犯施設の整備、拡充をはじめ、市民一人ひとりの防犯意識の高揚など、関係機関と家庭、学校、地域社会が相互に協力し合い、防犯活動や防犯体制を一層強化し、明るい地域社会をつくっていく必要があります。

【施策の基本方向】

犯罪のない安全な生活環境をめざして、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【施策の内容】

防犯体制の強化・充実

防犯協会を中心に市内の防犯関係団体及び警察と連携をとりながら、地域ぐるみで犯罪防止の啓発活動を推進するとともに、防犯関係団体の連合化を促進し犯罪防止に努めていきます。

また、新町地域における交番の設置について関係機関に要請していきます。

このほか、犯罪予防の観点から街路灯の設置や公園などの整備において、外部からの見通しを確保するなど、防犯に配慮したまちづくりを推進します。



4) 排水・治水対策の充実

【現状と課題】

雨水排水や治水対策を推進することは、円滑な都市活動や快適な生活環境を築く上での基本的な条件のひとつといえます。

浦安市では、広域的な地下水汲み上げにより元町地域を中心に、昭和30年代から地盤沈下が進行したため、雨水の自然排水が困難となり、排水機場などによる強制排水を余儀なくされています。また、急激な都市化の進展は、雨水の流出形態にも大きく影響し、集中豪雨による都市型水害を引き起こす危険性があります。

こうしたことから、市における排水・治水の安全を確保するため、水防対策本部や排水対策本部を設置し、水防体制を整備するとともに、排水機場や雨水導水管など排水施設の整備を進めてきたところです。また、1990年度（平成2年度）に排水基本計画の全体的な見直しを行い、当代島地区より整備を進めているところです。

現在、排水機場13ヶ所、ポンプ場7ヶ所を設置して内水排除にあたっていますが、今後も、排水機場の排水能力の向上や雨水導水管などの整備を推進していくことが必要となっています。

また、旧江戸川では、高潮や地震などによる水害から市街地を守るため、千葉県が高潮対策事業を下流部から行っています。さらに、護岸整備とあわせた市街地整備について市川市、県との間で検討が行われているところですが、市の水害対策を進める上でも旧江戸川の護岸整備の早期完成を促進していく必要があります。

【施策の基本方向】

水害から市民を守るため、雨水の排水処理能力の一層の強化・充実を推進するとともに、県などと連携しながら、治水機能の向上を図ります。

【施策の内容】

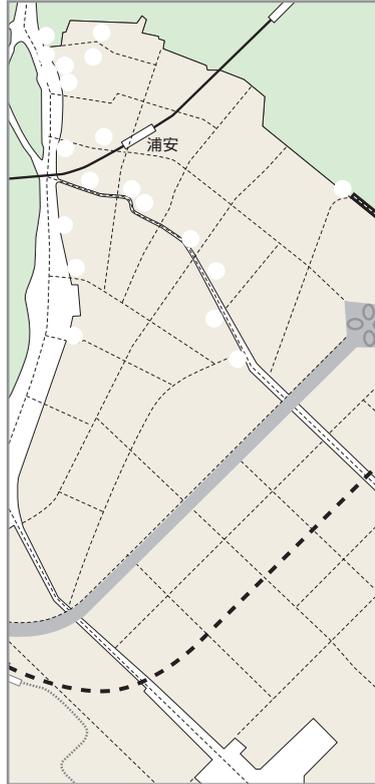
排水・治水能力の向上

雨水排水能力の向上を図るため、効率的な排水系統の構築とこれにともなう雨水導水管の整備を進めるとともに排水機場などの処理能力の向上を推進します。

また、高潮や地震などによる水害を防止するため、旧江戸川の高潮対策事業の護岸整備を促進していきます。



ポンプ場配置図



ポンプ場排水機場

名 称	総排水量 (m ³ /min)	設置年度
猫実排水機場	600.0[1,200.0]	S50
堀江排水機場	600.0[300.0]	H3(S43)
境川排水機場	300.0	S47
当代島排水機場	180.0	S59
堀江第二排水機場	150.0	S63(S58)
小川丸排水機場	80.0	S41
船込川排水機場	60.0	S49
五丁歩排水機場	60.0	S53
江川橋排水機場	60.0	S49
山城屋排水機場	53.0	S39
本沢前排水機場	26.0	S42
浦安橋ポンプ場	18.0	S60
東寅ポンプ場	14.0	S43
さかえ屋横 中継 ポンプ場	13.0	S36
重田用品店前ポンプ場	21.4	S63
新橋横ポンプ場	9.0	S63
青葉幼稚園裏 中継 ポンプ場	1.4	S40
船込川(中継)ポンプ場	0.9	S57
猫実四丁目排水機場	90.0	S61
船込川第二排水機場	120.0	H12
合 計	2,456.7	

注 〔 〕は当所設置年度 〔 〕は総排水量 資料 土木課



5 多様な機能が生み出す魅力あふれる産業都市

5 - 1 魅力ある観光・リゾートを振興する

1) 舞浜アーバンリゾートの振興

【現状と課題】

舞浜地区のアーバンリゾートゾーン については、海面埋立事業の当初からレジャーランドという土地利用が計画され、この土地利用計画に沿って東京ディズニーランドやホテル群、舞浜駅前の複合型商業施設 の開発が進められてきました。さらに、2001年（平成13年）9月4日には新たなテーマパーク として東京ディズニーシーが開園しました。

これらの開発により、浦安市のイメージは大きく向上し、市民の雇用機会の拡大や市への財政面においても大きく貢献している状況です。

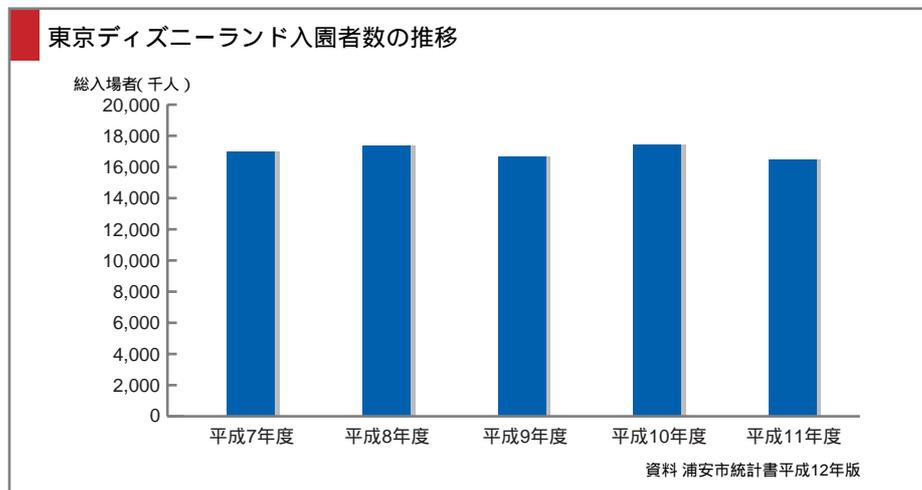
市が今後もより魅力あるまちとして発展していくためには、舞浜アーバンリゾート ゾーンがより地域に適合したものととして発展していくことが必要です。

【施策の基本方向】

舞浜アーバンリゾート ゾーンは、市の魅力や活力を高める大きな要素となっていることから、地域住民の生活空間との整合性を図りながら、アーバンリゾート ゾーンとして振興していきます。

また、来訪者の増大にともなう交通問題については、関係機関と協議しながら適切な対応に努めていきます。

さらに、舞浜地区のアーバンリゾート ゾーンを観光資源として市全体のまちづくりのなかで生かしていくことについて検討を進めていきます。





2) 観光漁業の振興

【現状と課題】

浦安市においては、長い間、浅海養殖業とあわせてはぜ釣りや投網など観光漁業が栄えてきた歴史があり、漁業権が放棄され埋立が進められた現在も、はぜ釣りや遊船などの観光漁業は、三方が河川や海に囲まれた浦安市の特色ある産業として存続しています。

今後も、歴史を残す観光漁業を東京近郊のなかでうるおいや魅力を感じ市民にも親しまれる産業として振興することが課題となっています。

【施策の基本方向】

観光漁業振興のあり方などを検討するとともに、観光協会との連携を強化するなど浦安に残された魅力ある産業として観光漁業の振興を図ります。

【施策の内容】

観光漁業の振興施策の充実

観光漁業の振興指針を含む産業振興ビジョンを策定し、関係機関との連携を強化しながら、観光漁業の総合的な支援を図ります。

また、これまで検討してきた観光漁業基地構想 については、観光漁業を取り巻く環境の変化などを踏まえながら、その位置づけについて検討を行っていきます。

船釣活動者の推移

		浦安市		
		昭和63年	平成5年	平成10年
延べ船釣客	(万人)	16.9	17.3	19
うち遊魚案内業者利用者	(万人)	16.9	17.3	13
船宿など遊魚案内業者	(業者)	28	28	25
釣船数	(隻)	45	60	51
釣船の年間平均使用日数	(日)	150	157	176
1日当たりの延べ釣客数	(人)	1,127	1,102	1,080
釣船1隻当たり日利用者	(人)	25	18	21
釣船1隻当たり延べ利用者	(人)	3,755	2,883	3,725

資料 漁業センサス(農林水産省)





5 - 2 新しい時代に対応した地域産業を振興する

1) 商業・サービス業の振興

【現状と課題】

商業・サービス業は、浦安市の中心的産業で、市内の総事業所数の大部分を占めています。

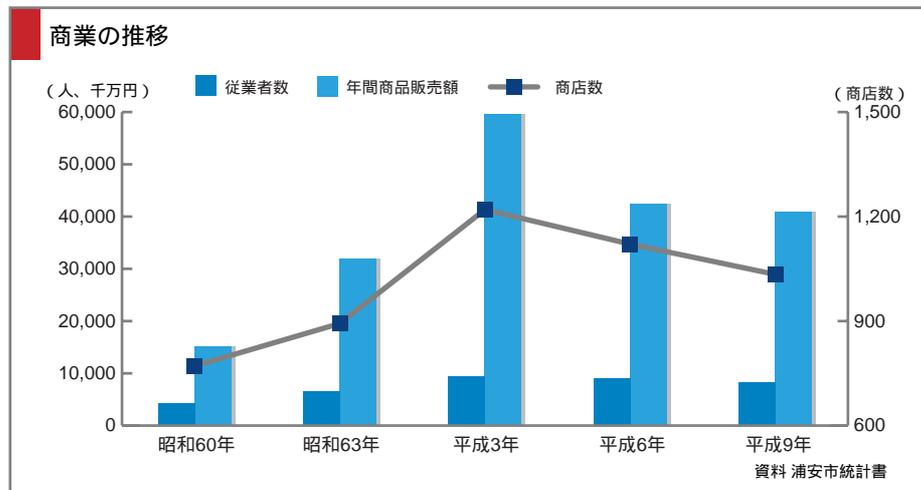
商業については、新浦安駅周辺における大規模な商業集積の形成や舞浜駅前の複合型商業施設 など大型店の進出にともない地域密着型の小売業の衰退、活力の低下がみられます。

このような状況のなか、中小の商業者に対し、商業経営アドバイザー派遣事業をはじめ、資金融資など経営安定を図るための様々な支援事業を行ってきました。

小売業を取り巻く環境は、消費者の低価格志向や規制緩和による大型店との競争など厳しいものがありますが、魅力ある個店づくりはもちろんのこと、消費者ニーズ に対応し、地域の特性を生かした特色ある地域商業の振興が課題となっています。

また、市内には東京ディズニーランドや国際級ホテル群などのサービス業のほか、医療、福祉、教育関係や情報通信など日常生活に密着し、市民生活を支える公共性の高いサービスを提供している事業所もあります。

これからは、このような、市民生活を支える公共性の高いサービス業を支援していく環境や基盤の整備が求められています。





【施策の基本方向】

地域の特性を生かした地域商業や市民生活を支援するサービス業の振興を図るため、商工会議所と連携しながら、経営基盤の強化など事業活動の支援を推進します。

また、特色ある商業・サービス業の振興や新たな企業活動の支援に取り組んでいきます。

【施策の内容】

商業・サービス業振興施策の充実

商業・サービス業の振興指針を含む産業振興ビジョンを策定し、社会情勢の変化に対応した商業・サービス振興施策を実施していきます。

経営の安定化と基盤の強化

商工会議所と連携を図りながら、事業資金の融資や利子補給制度を充実し、事業者の負担を軽減し経営の安定化を図るとともに、経営相談などを開催し、時代に対応した経営の促進と人材育成などを支援します。

特色ある商業・サービス業の支援

経済的支援や公共施設整備など商業環境の整備に努めるとともに、活性化に取り組む活動を支援し地域の特性を生かした特色ある商業を支援していきます。

また、医療、福祉や教育関係、情報通信分野など市民生活を支援する公共性の高いサービス業の振興など、様々な分野における新たな企業活動の支援方策について検討を進めます。



2) 工業の振興

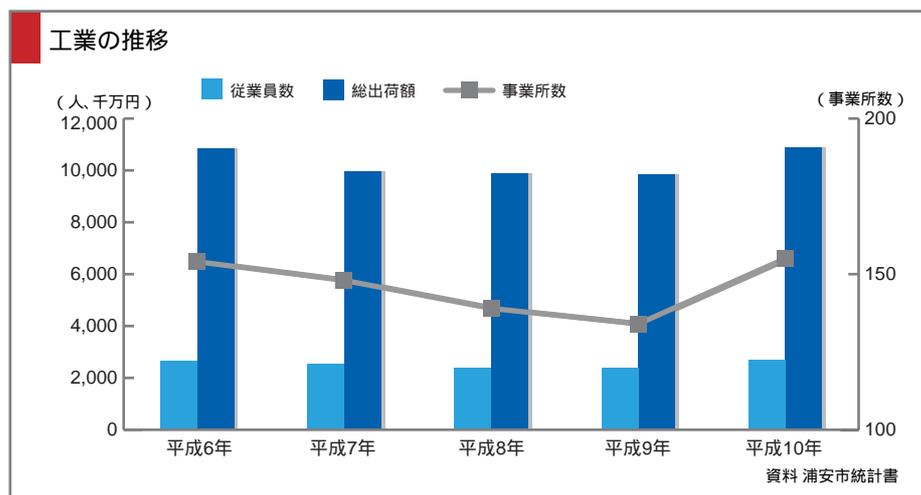
【現状と課題】

浦安市の工業は、魚介類を加工する食料加工業から埋立事業により鉄鋼流通基地が形成したこともあり、鉄鋼業、金属製品製造業などへと工業の中心が時代とともに移り変わってきました。

製造業の事業所の内、10人未満の小規模な事業所は約半数を占めており、景気低迷の影響もあって、全体の事業所数や従業員数、製造品出荷額はここ数年、減少傾向が見られ、後継者の育成を含めた中小企業の経営安定を図る総合的な対策が求められています。

また、埋立事業の大きな柱のひとつである鉄鋼流通基地は、市民の就業の場としての機能を担っている一方、今後、時代潮流や社会経済情勢の変化にともない、大きく変わっていくことも予測されることから、これらを的確に把握し、変化にあわせた対応も考えておく必要があります。

一方、元町地域の住・工混在地区では、住環境との調和を図りつつ、工業振興を図っていくことが課題となっており、千鳥地区の工業用地の活用を踏まえた操業環境の改善に取り組んでいく必要があります。





【施策の基本方向】

近年の経済状況を反映して、工業の活力は停滞傾向にあることから、市内の中小企業経営基盤の強化を支援していきます。

鉄鋼団地や港、千鳥地区の流通・加工・業務業については、周辺地区との調和を図りながら振興を図っていきます。

また、元町地域の住・工混在地区では、一部移転を行いながら、操業環境の向上に取り組んでいきます。

【施策の内容】

中小企業の経営基盤の強化

工業振興指針を含む産業振興ビジョンを策定し、社会情勢の変化に対応した工業振興施策を充実していくとともに、中小企業の経営の基盤を強化するため、融資制度の充実化や人材育成などを支援します。

住・工混在地区の工場等移転の促進

元町地域の住・工混在地区に存在する工場などについては、事業者の意向を把握しながら、中小企業の振興と周辺市街地の環境改善の観点から、その一部について千鳥地区への移転を促進していきます。



3) 就労環境の向上

【現状と課題】

経済を取り巻く状況は、規制緩和、高度情報化 や技術革新の進展など大きく変化しています。一方、少子・高齢化 の進行や女性の就労意欲の高まりなどにもない、高齢者や女性の就業者の増加が予測されます。

このような構造変化のなかで、人が生きがいをもって主体的・創造的に働ける環境づくりや健康で安心して働ける環境づくりが求められています。

特に、女性の社会進出が進んでいくことや、高齢化の進行、障害をもつ人の自立促進、中高年齢者の再就職など、就労意欲のある市民は増加していくものと考えられることから、シルバー人材センター、(仮称)障害者福祉センターなどと連携し、就業のために必要な知識、技術の修得支援を促進するとともに、仕事と子育ての両立の支援や就業情報の提供など、市民が就業しやすい環境の整備とその支援を関係機関と調整を図りつつ促進していくことが必要です。

また、豊かでゆとりある労働環境を実現するため、勤労者の健康の保持、増進や労働時間の短縮、雇用の場における男女平等などを啓発するとともに退職金制度の利用促進など勤労者福祉の向上を図っていくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者や障害をもつ人を含め、すべての求職者に対し、関係機関と調整を図りつつ雇用機会の拡大と雇用の促進を進めます。

また、勤労者の生活の安定と勤労意欲の向上を図るため、勤労者福祉を増進していきます。





【施策の内容】

雇用の安定と拡大

仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリー・サポート・センターの設置を図ります。

また、幅広い職業選択ができるよう、パートサテライトの実現に向けて関係機関に要請していきます。

障害をもつ人の雇用促進を図るため、(仮称)障害者福祉センターを活用しながら就業支援を行うとともに、事業主に対し雇用を働きかけていきます。

高齢者雇用を促進するため、シルバー人材センターの充実を図るとともに、定年制の延長、雇用就業機会の確保など就労意欲に応じた、働く環境の整備を国・千葉県などの関係機関に要請します。また、中高年齢者の再就職支援などを関係機関に要請します。

労働者福祉の増進

働く意欲にあふれ健康で安心して働ける環境づくりを促進するため、労働安全衛生教育や最低賃金制度、労働時間など労働条件の確保、改善による労働環境の整備を促進していきます。

また、市内の中小企業や個人営業で働く勤労者の福利厚生の実施を図るため、事業主に対して退職金・年金制度などの利用を促進していきます。

4) 消費生活の向上

【現状と課題】

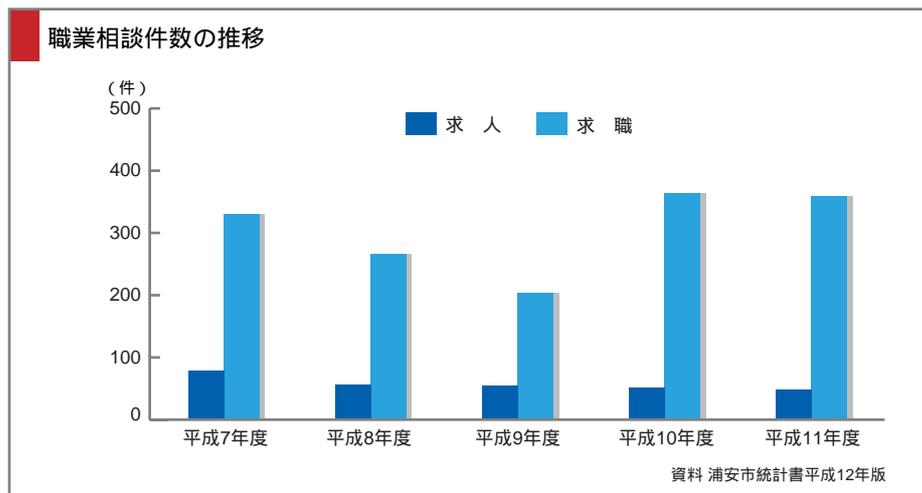
国際化 や情報化 の進展や規制緩和の推進など、私たち消費者を取り巻く社会環境は、ますます多様化・複雑化してきており、市民生活が便利で豊かになってきた半面、消費者トラブルの増加と複雑化を招いています。

また、環境問題の深刻化にともなって、これまでの大量消費、大量廃棄といった生活を見直し、省資源、リサイクル、再商品など地球環境に配慮した消費生活への消費者自身の自覚と社会的責任が求められています。

さらに、生産物や食品への関心の高まりなど、安全で豊かな食生活への関心も高まっています。

豊かな消費生活を実現していくためには、消費者一人ひとりが自らの生活や社会の動向を見つめ、適切な商品やサービスを主体的に判断し、選択できる自立した消費者となっていく必要があります。

浦安市では、消費者モニター制度 や消費者相談、講習会の開催など多様な事業を行ってきましたが、今後も、適切な消費生活情報の迅速な提供や消費者教育などの一層の拡充、充実を図り、安全で安心できる消費生活の実現に努めていく必要があります。





【施策の基本方向】

安全で安心できる消費生活を実現するため、自らの判断に基づき合理的な意思決定を行い、被害を未然に防止できるよう消費者の自立を支援するとともに、市民、事業者、行政が相互に協力して消費生活環境を改善していきます。

【施策の内容】

自立した消費者の育成と支援

高齢者や若者向けの講座の充実や消費者教育、消費生活相談窓口の充実を図るとともに消費者団体などの市民の自主的な活動を支援します。

また、消費生活相談や啓発教育、情報収集など消費者行政の拠点として消費生活センターの充実を図ります。

安全で安心できる消費生活の実現

消費者モニターの育成・支援や事業者、生産者との交流を促進し、地域啓発の充実を図るとともに、消費者団体と連携し、多様化する商品に関する情報や商品テストあるいは危害情報など消費生活情報のネットワークを確立し、迅速な情報提供を行います。

また、食生活の安全性の確保を図るため、事業者や関係機関との連携体制の充実を図るとともに、グリーンコンシューマー活動への支援やエコマーク商品等の利用促進など環境に配慮した消費者行動を促進します。

さらには、小売価格動向調査の充実や表示適正化の推進など適正取引の確保に努めます。



5 - 3 まちの活力を支える拠点づくりを進める

1) 駅周辺地区の整備

【現状と課題】

浦安市が東京湾岸ゾーン の魅力ある都市として発展していくためには、市内3駅周辺地区がそれぞれの特性を生かしながら、地域の経済活動の核としての役割を担っていくことが重要です。

浦安駅周辺は、自動車交通の混雑緩和や駅前広場の拡充、バスサービスの改善、自転車利用等への対応など交通機能の強化や、本市の都市拠点のひとつとして東西線の高い利便性を生かした新しいまちづくりを進めることが課題となっています。

京葉線新浦安駅周辺地区は、新都心の形成を目標に行政と民間事業者の協力のもとに計画的な整備が行われ、大型商業施設や業務施設、公共施設など多様な機能の集積が図られました。

この地区では、市民広場やペDESTリアンデッキ などの都市的空間が整備されましたが、今後は、駅前公共用地を活用した行政サービスの展開やまちの成熟化に向けて、まちのにぎわいをどのように創出していくのが新しいテーマとなっています。

舞浜駅周辺地区は、東京ディズニーランドやホテル群を中心とするアーバンリゾート ゾーンの玄関口ばかりでなく周辺住民の通勤・通学の拠点として機能しています。

今後は、東京ディズニーシーの開園やモノレールの運行など、ますます来訪者によるにぎわいが高まることが予想されますが、近隣住民向けの日常生活機能が少ない状況を踏まえ、アーバンリゾート ゾーンの玄関口としての機能と市民の生活拠点機能との共存を図りながら、民間開発の誘導と公共施設の整備を図っていく必要があります。

【施策の基本方向】

市内3駅周辺地区については、地域の特性を踏まえながら、それぞれに特色をもった拠点地区となるよう取り組んでいきます。

【施策の内容】

浦安駅周辺地区の再整備の推進

既存の商業集積を生かしながら、駅前広場の整備など交通機能の改善を図り、市の都市拠点としてふさわしい、魅力ある地区の形成をめざして再整備に取り組んでいきます。

新浦安駅周辺地区の整備

公共施設のあり方などの検討を踏まえながら、駅前行政サービスの充実を図るため駅前公共用地の活用や整備手法などについて検討を進めます。

舞浜駅周辺地区の整備

駅山側や鉄道高架下の民間開発を的確に捉えながら、市民の利便施設の整備を誘導していきます。

また、駅へ集散する歩行者系の動線を確保するため、海側の駅東側で計画している歩行者専用道路の整備を進めるとともに、山側公共用地の活用について検討を進めます。



2) 海辺の交歓拠点の整備

【現状と課題】

新町地域では、業務機能と居住性が融合した複合機能都市にふさわしい都市環境を備えたまちづくりが進められており、このまちづくりのなかでシンボルロード南東部海側に位置する地区を海辺のコアゾーンとして位置づけています。

海辺のコアゾーンは、市内3駅周辺地区の都市拠点やシビックセンター地区に続く、5つ目の拠点として位置づけ、個性的な商業施設群や総合公園、水際線関連施設など様々な機能を集積して、まちのにぎわいを創出し多彩な生活体験ができるような海辺の交歓拠点として計画されています。

これからは、市全体として魅力と活力のある都市となるよう、各拠点の個性化を一層図っていく必要があり、そのためにも、海辺に立地する地区の特性を生かし、交流、文化、催事、商業、交通ターミナルなど、海辺のコアゾーンへ導入する機能や事業化に向けた協議を関係機関と進めていくことが課題となっています。

【施策の基本方向】

海とのふれあいの少なくなった市民が水辺を利用して憩い、やすらぎ、交流し、多彩な生活体験ができるような魅力あふれる交流・交歓の場として、新たな都市拠点として整備が図られるよう積極的に検討を進めます。

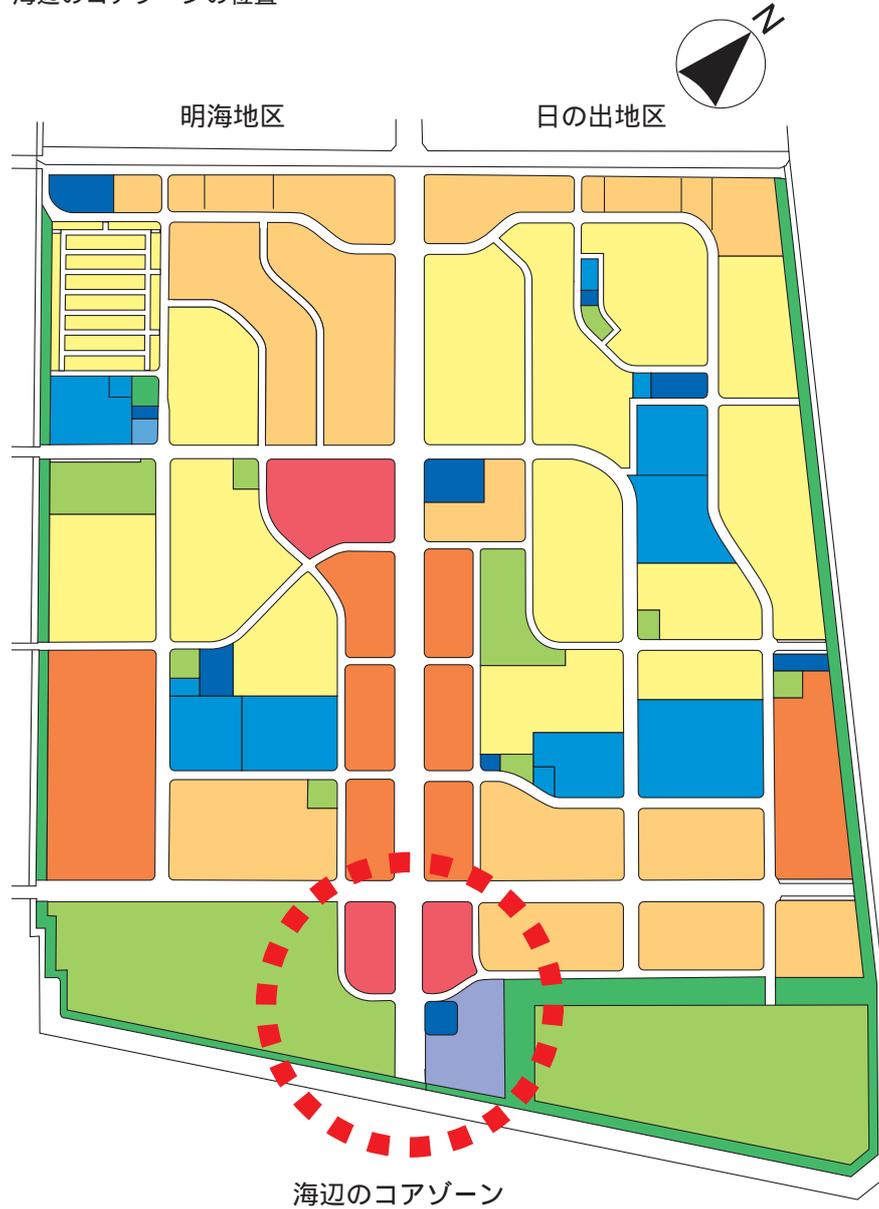
【施策の内容】

海辺のコアゾーンの整備促進

整備の具体化に向け関係機関と協議を行いながら、整備のあり方や誘致の方策について検討を進めます。



海辺のコアゾーンの位置



計画実現のために



1 市民主体のまちづくりの推進

【基本的考え方】

市民の価値観の多様化や少子・高齢化の進行など、時代潮流などの変化を背景にして、身近な地域社会に対する市民の関心が高まり、様々な活動を通じて、自らがまちづくりに積極的にかかわっていきこうという意識が広がるとともに、行政に対するニーズも多様化、高度化する傾向が強まるなど、新たな対応が求められています。

こうした市民の意欲とニーズにこたえ、個性と活力のあるまちづくりを推進していくためには、「まちの主演は市民一人ひとりである」という考え方を基本に、市民のまちづくりへの参加を推進することが必要であり、市民と行政とがパートナーシップに基づき協働してまちづくりを行うことが重要です。

このため、市民の要望や地域の実情に応じた行政運営が進められるよう、また、市民一人ひとりが自分の住む地域に関心をもち、主体的にまちづくりに参加していけるよう、市民参加の制度的な整備を図ります。

市民参加システムの整備

行政の様々な分野で、計画段階から施策、事業の実施、評価段階に至るまで、多様な市民参加の機会を確保するため、まちづくりに市民自らが自覚と責任をもって主体的に参加できるように、条例化を図るとともに、制度の整備やしきみづくりを進めます。

情報公開と提供の充実・整備

浦安市の諸活動を市民に説明する責務を果たすと同時に、公正で開かれた行政を展開していくため、行政情報の一層の公開を図ります。

さらに、市民のまちづくりへの参加をより一層推進するため、広報紙などによる情報提供の充実を図るとともに、CATV、コンピュータ、また、新たな情報通信機器など様々な媒体を活用し、身近で分かりやすい情報の提供に努めます。

市民の主体的なまちづくり活動の促進

ボランティアやNPOなどの市民活動が活発に行われるよう、相互の交流と連携を促進します。

また、市民の主体的・自主的な活動組織と行政との役割分担と責任を明確にし、協働してまちづくりに取り組めるよう、しきみづくりを進めます。



2 都市経営の視点に立った行財政運営

【基本的考え方】

少子・高齢化の進行や環境問題の顕在化など、浦安市を取り巻く時代の潮流は、大きな変化を見せており、市民の価値観も多様化しています。

このようななかで、市民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目的とし、地方公共団体の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念とする、地方分権が進展してきています。

限られた財源や人的資源のなかで、多様化、高度化する市民のニーズに適切にこたえていけるよう、これまで以上に、総合的かつ弾力的な行財政運営が必要です。

また、地方分権が進展するなかで、柔軟かつ創造的な都市運営と分権に対応した体制づくりが求められています。

このため、時代の変化へ柔軟に対応し、多様なニーズにこたえ、政策課題を着実に実行していく、分権時代の自治体にふさわしい行財政運営を推進します。また、効率的な行財政運営を推進し、将来にわたる財政の健全性を確保します。

創造的な行政推進体制の整備

地方分権が進むなかで、個性豊かで自主性、自立性の高い行政運営を推進するため、主要な施策、事業について、条例化など、しくみづくりを推進します。

地域社会の課題を自治体自ら総合的に解決していくため、企画調整機能の強化を図るとともに、新しい政策課題や重点施策に迅速かつ適切に対応していく組織づくりを推進します。

また、時代潮流などの変化に対応した専門実務能力や政策形成能力をもった職員を養成するため、職員研修制度の充実を図ります。

さらに、職員が様々な情報を共用できる環境を整備するとともに、各種の情報システムやデータベースを構築するなど行政の情報化を推進し、高度な市政運営を図り市民サービスの向上に努めます。

計画的な行政運営の推進

基本計画に掲げる目標を着実に実行していくため、実施計画を定め、具体的な事業内容と進捗状況を明らかにし、事業の計画的推進を図るとともに、行政評価システムを導入し、施策や事業の成果を重視した行政運営を推進します。



効率的な行財政運営の推進

市民ニーズの的確な把握や事務事業の見直しを通じ、組織の簡素効率化や職員定数の適正化、外郭団体などの運営の合理化を図るとともに、受益者負担の適正化や事務事業の委託化を図るなど、行政改革を積極的に推進し、最小の経費で最大の効果が発揮できる行政サービスの提供に努めます。

行政の効率化や市民サービスの向上を図るため、PFI など新たな事業手法の導入を進め、民間活力の活用に努めます。

また、市民ニーズに対応した施設機能の見直しを図り、施設の有効活用と再編整備を進めます。

企業会計的手法を導入し、職員のコスト意識を高めるとともに、予算・決算時の財政状況を、市民に分かりやすい方法で情報提供していきます。

さらに、監査機能を充実するため、外部監査制度の導入について検討を進めます。

健全な財政運営の推進

将来にわたり、活力ある市政運営を継続していくため、長期的な見通しのもと財政構造の適正化に努めます。

また、徴税努力による市税収入の確保に努めるとともに、市自ら創意工夫を積極的に行い、財源確保の強化に努めます。

市役所庁舎の建設

1974年（昭和49年）に将来人口8万人を想定して建設した市役所庁舎は、仮設庁舎での対応など狭隘化が進むとともに、老朽化や耐震上の課題も抱えています。

このため、人口増加や情報化に対応するとともに、市民に利用しやすい、開かれた庁舎となるよう、将来のあるべき機能やシビックセンターコア地区における配置計画など多面的に検討し、建設を進めます。



3 広域的な連携

【基本的考え方】

広域交通網の整備や情報化の進展などによる市民の日常生活や経済・産業活動の広域化は、行政区域を越えた対応を必要とする様々な課題を引き起こしています。また、複雑化、多様化した今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡みあって展開しており、課題解決のための広域行政の必要性を高めています。

今後も、都市の成長や時代潮流などの変化にともない、様々な新しい都市課題が発生すると思われませんが、これら都市課題のなかには、その解決のために広域的な対応を必要とするものも少なくありません。

このため、行政区域を越える広域的な視点に立って、近隣市などと協力し、多面的な連携を図ることで、効率的で効果的な行政運営をめざします。

また、国や千葉県レベルでの対応が必要な課題については、国、県と連携して相互協力を図ります。

関係自治体との連携強化

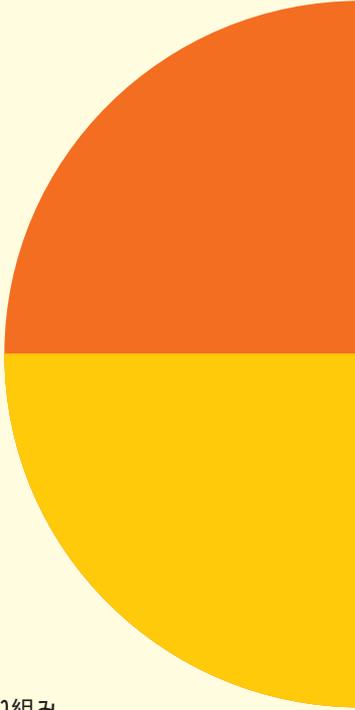
船橋市、市川市、浦安市の3市で構成する、京葉広域行政連絡協議会において、各市に共通する行政課題の効率的、効果的な解決を図るとともに、災害時の協力をはじめとして、より広域的な対応が必要な行政課題については、他自治体との多様な連携を図りながら、その解決に努めていきます。

国、県との連携強化

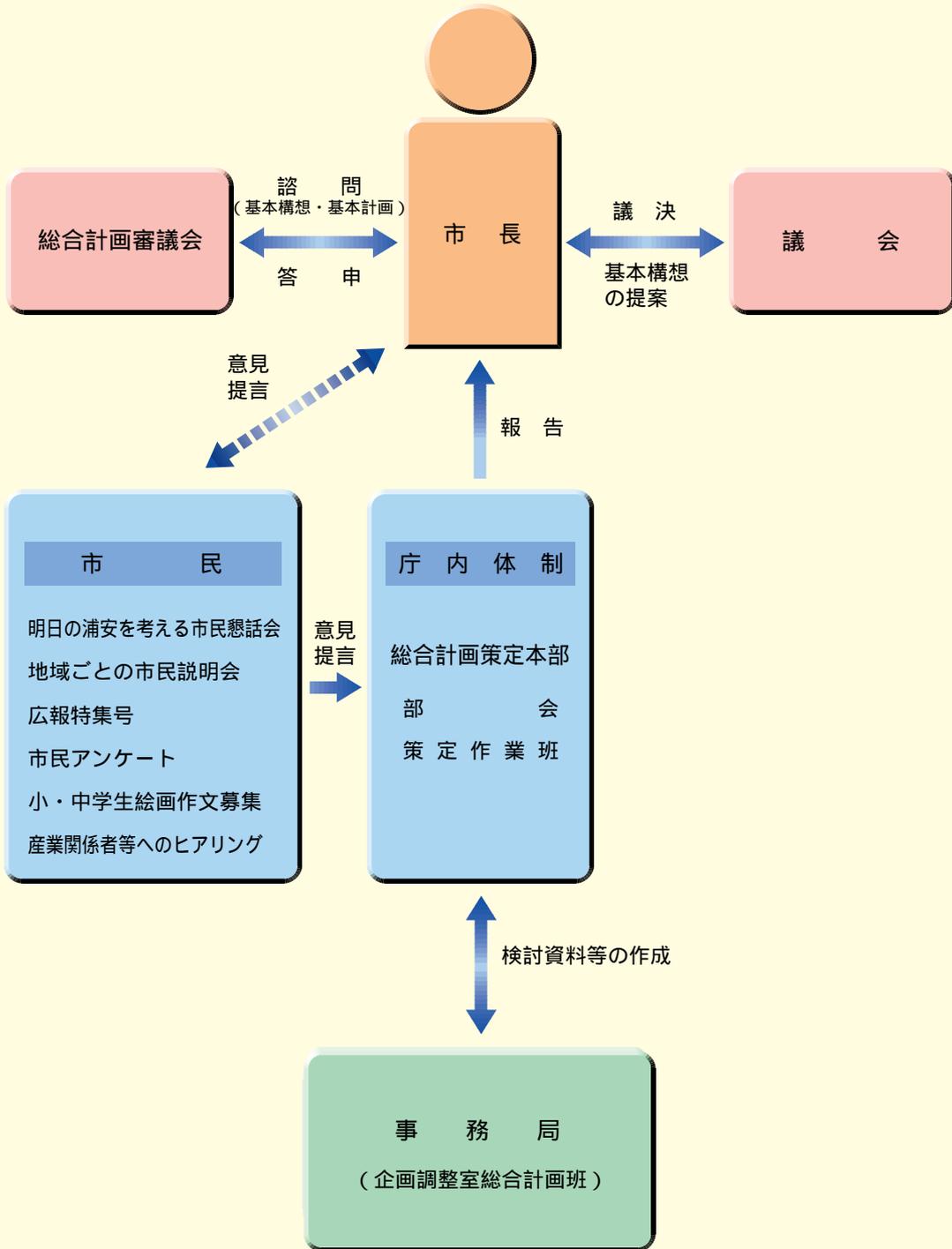
広域的な課題の解決にあたっては、国、県と連携し、相互協力を図ります。

また、国、県との役割分担と責任の範囲を明確にし、国、県の責任において行う事業については、迅速かつ適切な対応を要望します。

資料編



- 1 浦安市総合計画策定のための組織体制
- 2 浦安市総合計画策定要綱
- 3 浦安市総合計画策定に関するこれまでの取り組み
- 4 浦安市総合計画(基本構想/基本計画)についての諮問および答申
- 5 浦安市総合計画審議会条例
- 6 浦安市総合計画審議会および総合開発審議会委員名簿
- 7 明日の浦安を考える市民懇話会設置要綱および委員名簿
- 8 浦安市総合計画策定本部設置要綱



1 目的

この要綱は、浦安市の今後の総合的な計画行政推進の基礎となる「浦安市総合計画」(以下「総合計画」という。)の策定に関し基本的な事項を定め、策定を円滑に推進することを目的とする。

2 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成する。

- (1) 基本構想は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第5項の規定に基づき、長期的な展望の下で、まちづくりの基本理念、将来都市像、土地利用構想、施策の大綱等を明らかにするものである。
- (2) 基本計画は、基本構想で明らかにされたまちづくりの基本理念、将来都市像などに基づき、市の将来目標達成のために必要な具体的な施策の体系を定め、今後の行財政運営の指針とするものである。

3 目標年度

- (1) 基本構想は、平成11年度を初年度とし、目標年度は平成32年度(西暦2020年度)とする。
- (2) 基本計画は、平成13年度を初年度とし、目標年度は平成22年度(西暦2010年度)とする。

4 策定方法

- (1) 総合計画の策定に当たっては、「浦安市総合計画策定本部」を設置し、広く職員の参加を求め、全庁を挙げてこれに当るものとする。
- (2) 広範な市民の意見を反映させるため、市民懇話会の設置、市民アンケートの実施及び総合計画審議会への諮問等を行い、計画策定過程における市民参加を促進する。
- (3) 今後のまちづくりに関し、専門的な立場から指導、提言を頂くため、学識者による懇談会を設置し、この中で得られた結果を、総合計画の策定に反映させていく。

5 策定の時期

- (1) 基本構想は、平成11年9月ごろを目途に原案を策定し、議会の議決を得るものとする。
- (2) 基本計画は、平成13年6月ごろを目途に策定するものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日改正)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日改正)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日改正)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月1日改正)

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附 則(平成13年3月1日改正)

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。





	庁内体制	市民参加	学識者	審議会・議会
平成6年 11月 30日			第1回テーマ別懇談会（平成7年6月8日まで6回開催）	
平成7年 7月 1日	浦安市総合計画策定要綱制定			
7月 15日		市民アンケート実施（～31日）		
7月 25日	第1回策定本部会議			
10月 6日	課題等ヒアリング（～11月8日）			
10月 30日			第7回テーマ別懇談会	
12月 8日		産業関係者等へのヒアリング（～平成8年1月31日）		
平成8年 1月		明日の浦安を考える絵画・作文募集 同 作品展（～22日）		
平成9年 2月 24日			学識者懇談会 浦安市専門委員懇談会	
3月 10日				
3月 15日		総合計画策定に向け広報号外発行		
4月 10日		第1回明日の浦安を考える市民懇話会		
4月 22日	第2回策定本部会議			
5月 7日	全部会・策定作業班合同会議			
5月 24日		第2回明日の浦安を考える市民懇話会		
5月 27日	第3回策定本部会議			
5月 29日			第8回テーマ別懇談会	
6月 19日	各部会・策定作業班合同会議（延べ5回、～7月9日）			
7月 6日		第3回明日の浦安を考える市民懇話会		
7月 24日	各策定作業班会議（延べ11回、～9月17日）			
10月 20日				総合開発審議会
11月 26日			学識者懇談会	
平成10年 2月 9日	各部会・策定作業班合同会議（延べ6回、～2月17日）			
2月 19日		産業関係者等へのヒアリング（追加分）		
2月 20日	第4回策定本部会議			
3月 27日		第4回明日の浦安を考える市民懇話会		
5月 15日		基本構想素案の広報号外発行		
5月 19日				全員協議会
5月 21日				総合開発審議会
7月 1日	第5回策定本部会議			
7月 15日				第1回基本構想に関する特別委員会
7月 28日				第2回基本構想に関する特別委員会
8月 6日				第3回基本構想に関する特別委員会
平成11年 6月 15日	第6回策定本部会議			
9月 28日				第1回総合計画審議会
10月 15日				第2回総合計画審議会 （基本構想案を諮問）
10月 29日				第3回総合計画審議会
11月 12日				第4回総合計画審議会 （基本構想案について答申）
11月 29日				12月定例会に基本構想の議案を提出
12月 8日				基本構想に関する特別委員会
12月 17日				基本構想議決
平成12年 1月 15日		基本構想について広報号外発行		

	庁内体制	市民参加	学識者	審議会・議会
2月 24日	第7回策定本部会議			
4月 24日	策定作業班会議（5回、～25日）			
5月 27日		第5回明日の浦安を考える市民懇話会 ・総合計画策定のこれまでの取り組み等について		
7月 1日		第6回明日の浦安を考える市民懇話会 ・私の考えるこれからのまちづくり -課題と施策の方向性について-		
8月 3日	基本計画策定に向けた各課ヒアリング（～10日）			
8月 5日		第7回明日の浦安を考える市民懇話会 ・施策の重要性や優先順位について ・地方分権、地方の独自性という視点からの「浦安らしさ」について ・まちづくりにおける市民と行政の役割分担や協働のあり方について		
9月 13日	基本計画策定にかかる主要課題の意見調整（部長級、～18日）			
平成13年 1月 19日	第8回策定本部会議 ・基本計画策定に向けた今後のスケジュールについて ・基本計画素案のフィードバックについて			
2月 15日	第9回策定本部会議 ・基本計画素案に対する意見の状況について ・リーディングプランの考え方について			
2月 26日	第10回策定本部会議 ・基本計画素案のとりまとめについて			
3月 17日		第8回明日の浦安を考える市民懇話会 ・基本計画素案について		全員協議会
3月 27日				第5回総合計画審議会
3月 28日		基本計画素案の広報号外発行		・総合計画策定のためのこれまでの取り組みと今後のスケジュールについて ・基本計画素案について
4月 3日				全員協議会
4月 17日		基本計画素案市民説明会		
4月20日～22日		20日 日の出公民館 21日 文化会館 22日 中央公民館		
4月 28日		第9回明日の浦安を考える市民懇話会 ・基本計画素案についての意見等について		
5月 28日	第11回策定本部会議 ・基本計画素案についての意見等および修正方針について			
5月 30日				第6回総合計画審議会 ・基本計画素案についての意見等および修正方針について
6月 4日	第12回策定本部会議 ・基本計画（案）の決定について			
6月 8日				浦安市総合計画審議会へ諮問
6月 16日				第7回総合計画審議会 ・浦安市総合計画(基本計画)について
6月 26日	浦安市基本計画 決定			浦安市総合計画審議会から答申



浦企第75号
平成11年10月15日

浦安市総合計画審議会
会長 馬場孝一様

浦安市長 松崎秀樹

浦安市総合計画(基本構想)について(諮問)

このことについて、浦安市総合計画審議会条例(平成11年浦安市条例第1号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

浦計審第4号
平成11年11月12日

浦安市長 松崎秀樹様

浦安市総合計画審議会
会長 馬場孝一

浦安市総合計画(基本構想)について(答申)

平成11年10月15日付け浦企第75号をもって諮問のありました浦安市総合計画(基本構想)について、浦安市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、平成11年10月15日付け浦企第75号で諮問のありました浦安市総合計画(基本構想)について、慎重に審議した結果、これを概ね妥当であると認めますが、次の2点について配慮くださるよう要請します。

また、基本構想推進にあたっての意見、要望についても併せて付記しますので、十分尊重されますよう要請します。

- 1 基本理念「市民と行政が協働するまちづくり」の表現について、市民と行政が協働してまちづくりを進めるというイメージがより伝わるよう、考慮していただきたい。
- 2 基本理念「人間尊重のまちづくり」の表現について、人権が保障されると明示していただきたい。

(基本構想推進にあたっての意見、要望)

- 1 地方分権が進み、地域が自らの問題を自らの責任で解決していくことが必要となっているので、健全で創造的な行政運営を進めていただきたい。
- 2 「まちづくり」を推進するにあたっては、市民個々のコミュニティ意識の高揚を図っていただきたい。
- 3 情報の提供を適時適切に行うことが市民参加の基本なので、各種の広報媒体を活用し、基本構想の内容をわかりやすく市民に周知していただきたい。
- 4 少子・高齢化、高度情報化、地球環境問題の顕在化、犯罪の低年齢化、女性の社会進出、ボランティア活動の活発化など、社会経済情勢の変化等に的確に対応した施策を展開していただきたい。
- 5 高齢者・障害者福祉の充実、生涯スポーツの振興など、市民が生き生きと暮らすことのできるまちづくりを進めていただきたい。
- 6 市民のいこいの場となる水辺環境の創出、舞浜地区の集客力の地域産業への活用、古き良き面影を残す旧市街地の再整備など、浦安市の持つ個性を生かしたまちづくりを進めていただきたい。



浦企第41号
平成13年6月8日

浦安市総合計画審議会
会長 馬場孝一 様

浦安市長 松崎秀樹

浦安市総合計画（基本計画）について（諮問）

このことについて、浦安市総合計画審議会条例（平成11年浦安市条例第1号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

浦計審第4号
平成13年6月26日

浦安市長 松崎秀樹 様

浦安市総合計画審議会
会長 馬場孝一

浦安市総合計画（基本計画）について（答申）

平成13年6月8日付け浦企第41号をもって諮問のありました、浦安市総合計画（基本計画）について、浦安市総合計画審議会条例（平成11年浦安市条例第1号）第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

答 申

新しい基本計画である「浦安市総合計画（基本計画）」は概ね妥当であると認めます。ただし、計画を具現化するにあたり、次の事項に留意されますよう要請します。

- 1 本計画の主旨と内容を様々な機会を通じて市民に周知すること。また、各種施策の実施にあたっては、市民に積極的に情報を提供するとともに、意見を聴くなど、広く市民の理解と協力を得ながら推進すること。
- 2 組織や推進体制を整え、その適切な運営を図ること。また、財源的な裏づけをもたせた実施計画を策定し、整合性を保ちながら効率的に施策を推進するとともに、市民のニーズに対応した施策を迅速かつ柔軟に推進すること。
- 3 2010年を目標とする長期計画である本計画は、社会経済状況の変化や市民生活の実態の変化に対応して、適切な時期に見直しを行うこと。
- 4 まちづくりの主角は、自覚と責任ある市民であり、多数の人々の協働作業によってよいまちはつくられる。このため、計画の具現化に向けて、市民、企業と行政が英知や活力を結集し、一体となって取り組むことができるよう、積極的な市民参加の推進と民間活力の活用を図ること。



浦安市総合計画審議会条例

（平成11年3月29日
条例第1号）

（設置）

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、浦安市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、答申する。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、総合計画の策定が完了する日までの期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取）

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（浦安市総合開発審議会条例の廃止）

2 浦安市総合開発審議会条例（昭和44年条例第19号）は、廃止する。

（失効）

3 この条例は、総合計画の策定が完了した日にその効力を失う。



「浦安市総合計画審議会」委員名簿

	氏名	所属団体・職業等	在任期間	備考
関係団体の代表者	内田 芳光	商工会議所副会頭	H11.9.28～H13.6.28	
	大塚 満子	婦人の会連合会会長	H11.9.28～H13.6.28	
	岡本 孝夫	自治会連合会会長	H11.9.28～H13.6.28	副会長
	辻畑 泰子	母子保健推進員	H11.9.28～H13.6.28	
	寺田 エク子	民生委員児童委員協議会会長	H11.9.28～H13.6.28	
	野崎 實	体育協会会長	H11.9.28～H13.6.28	
	藤岡 順次	国際交流協会会長	H11.9.28～H13.6.28	
	横山 清美	浦安くらしのネットワーク代表	H11.9.28～H13.6.28	
	駒田 浩治	青年会議所直前理事長	H13.4.3～H13.6.28	江口氏の後任
	江口 隆定	青年会議所理事長	H11.9.28～H13.4.2	
	長松 周二	小中学校PTA連絡協議会会長	H13.5.30～H13.6.28	後藤氏の後任
	後藤 佳宣	小中学校PTA連絡協議会会長	H11.9.28～H13.4.25	
学識経験者	飯塚 昭男	選択出版(株)代表取締役	H11.9.28～H13.6.28	
	牛島 千尋	駒澤大学文学部社会学科教授	H11.9.28～H13.6.28	
	大塚 進	元浦安市職員	H11.9.28～H13.6.28	
	神田 禎之	政治ジャーナリスト	H11.9.28～H13.6.28	
	木場 弘子	キャスター	H11.9.28～H13.6.28	
	齋藤 広子	明海大学不動産学部助教授	H11.9.28～H13.6.28	
	田中 宏尚	元農林水産省事務次官(自主流通米価格形成センター会長)	H11.9.28～H13.6.28	
	服部 アキ	人権擁護委員	H11.9.28～H13.6.28	
	馬場 孝一	明海大学名誉教授	H11.9.28～H13.6.28	会長
	平方 俊夫	なぎさ楽園施設長	H11.9.28～H13.6.28	

所属団体・職業等は策定完了時のものです。

「浦安市総合開発審議会」委員名簿(基本構想素案検討時)

任期: 1号委員 平成9年8月1日～平成11年3月31日
任期: 2号委員 平成8年8月1日～平成11年3月31日

市議会議員	渡辺 一男	学識経験者	金川義雄(故)	学識経験者	高梨喜好
市議会議員	田嶋好太郎	学識経験者	醍醐金太郎	学識経験者	三宅利正
市議会議員	津留佐和子	学識経験者	大塚一郎	学識経験者	板倉敬一
市議会議員	村山嘉助	学識経験者	関根米吉	学識経験者	杉山弘
市議会議員	空岡信耶	学識経験者	金子誠一(故)	学識経験者	田中宏尚
市議会議員	金子喜一	学識経験者	前田順吉	学識経験者	飯塚昭男
市議会議員	田中邦明	学識経験者	田中栄二	学識経験者	梅原祥子
市議会議員	篠原歳雄	学識経験者	川村四郎	学識経験者	宇田川市郎
市議会議員	平野芳子	学識経験者	武士孝	学識経験者	及川つる子
市議会議員	秋葉要	学識経験者	大塚満子	学識経験者	小泉芳雄
		学識経験者	野崎實	学識経験者	江口隆定

会長 副会長
任期 平成10年7月31日まで

明日の浦安を考える市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 総合計画を策定するにあたり、明日の浦安を考える市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、これからの市政の方向や望ましい市民生活像のあり方等、必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議等)

第5条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会に座長を置き、座長が進行する。

3 座長は、委員の互選により定める。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部企画調整室において処理する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

氏名	所属団体・職業等	在任期間	備考
石橋 清 治	帝都高速度交通営団監事	H9.4.10～H13.6.28	
井出 信 子	ケアマネージメント研究所	H9.4.10～H13.6.28	
太田 裕 実	元国際交流協会会員	H9.4.10～H13.6.28	
大塚 正 治	体育協会副会長	H12.5.27～H13.6.28	
野崎 実	体育協会会長	H9.4.10～H11.3.31	
大森 洋 子	国際交流協会副会長	H12.5.27～H13.6.28	
藤岡 順 次	国際交流協会会長	H10.4.1～H11.3.31	
濱野久雄(故)	国際交流協会会長	H9.4.10～H10.3.31	
神田 禎 之	政治ジャーナリスト	H9.4.10～H13.6.28	座長
木村 英 紀	消費生活相談員	H9.4.10～H13.6.28	
小林 由 美	ボランティア会会長	H9.4.10～H13.6.28	
塩谷 祐 司	青少年相談員連絡協議会会長	H9.4.10～H13.6.28	
島田 富 美	女性政策推進懇話会委員	H9.4.10～H13.6.28	
相馬 和 子	婦人の会連合会副会長	H9.4.10～H13.6.28	
谷尾 博 保	前消防団副団長	H9.4.10～H13.6.28	
成田 幹 夫	小中学校PTA連絡協議会副会長	H12.5.27～H13.6.28	
青木 友 子	小中学校PTA連絡協議会会長	H9.4.10～H11.3.31	
平山クリスティーナ	在住外国人会副会長	H9.4.10～H13.6.28	
藤本 一 美	専修大学教授	H9.4.10～H13.6.28	
舟田 香	美浜中学校校長	H9.4.10～H13.6.28	
保戸田松夫(故)	自治会連合会会長	H12.5.27～H13.6.28	
木ノ内八郎(故)	自治会連合会副会長	H9.4.10～H11.3.31	
牧野 毅	医師会会長	H12.5.27～H13.6.28	
鈴木 吉 太郎	医師会会長	H9.4.10～H11.3.31	
丸山 純	千葉大学工学部都市環境システム学科	H9.4.10～H13.6.28	
宮沢 君 子	(株)スーパーネットワークキュー編成課長	H9.4.10～H13.6.28	
村上 三 郎	商工会議所副会頭(浦安鐵鋼団地共同組合理事長)	H9.4.10～H13.6.28	
森 清 一	老人クラブ連合会会長	H9.4.10～H13.6.28	
市川 恵 子	介護支援専門員	H12.5.27～H13.6.28	公募委員
越 茂 樹	不動産管理	H12.5.27～H13.6.28	公募委員
柳瀬 希 実	建築設計	H12.5.27～H13.6.28	公募委員
内田 守	船橋市市街地改造公社	H9.4.10～H11.3.31	
片柳 友 志	浦安リーダーズクラブ前会長	H10.4.1～H11.3.31	
野口 太 郎	浦安リーダーズクラブ会員	H9.4.10～H10.3.31	

所属団体等については策定完了時のものです。



浦安市総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 浦安市総合計画策定要綱に基づき、浦安市総合計画の計画案を作成するため、浦安市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(策定本部)

第2条 策定本部は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 策定本部に本部長を置く。
- 3 本部長は助役とする。
- 4 本部長は、策定本部を統括し、また、会議を招集し議長となる。
- 5 本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、総合政策部長がその職務を代理する。

(策定本部の任務)

第3条 策定本部は、総合計画の策定に関する調整を行い、計画案を決定し、市長に報告する。

(部会)

第4条 策定本部に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長が指示する課題等について検討、調整を行い、計画案の立案作業を行う。
- 3 部会は、本部長が指名する者をもって組織する。

(策定作業班)

第5条 部会に、策定作業班を置くことができる。

- 2 策定作業班は、部会の任務が円滑に推進されるよう、計画案の立案に向けた資料の作成等を行う。
- 3 策定作業班は、本部長が指名する者をもって組織する。

(資料の提出要求等)

第6条 策定本部は、それぞれの会議において、必要と認めるときは、会議の構成員以外の者に対し、資料の提出を求め、または、会議の構成員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定本部の庶務は、総合政策部企画調整室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日改正）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日改正）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日改正）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項）

助役

収入役 教育長 総合政策部長 総務部長

財政部長

市民経済部長 保健福祉部長 建設部長

都市整備部長

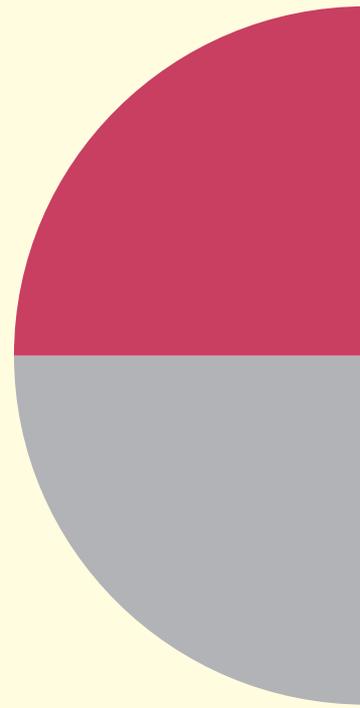
検査監理室長 議会事務局長

監査委員事務局長

教育総務部長 生涯学習部長 消防長



用語解説



あ 行

アーバンリゾート

都市近郊もしくは都市内の水際や高原などに立地する、テーマパークやホテル、マリナー、複合型商業施設などで複合的に構成された保養、行楽地。

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定めた国際規格のうち、企業などの環境対応のしくみ（環境マネジメントシステム）に関する規格。製品そのものではなく、製品提供の過程について統一基準を示す。環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を3年ごとに継続することを盛り込んでいる。

アイバンク

献眼希望者を登録するとともに、死後その眼球を保存し、角膜移植を希望する人にあっせん供給する機関。

アクセス

接近・到達、またはそのための手段のこと。コンピュータ用語では情報の出し入れを意味する。

アメニティ

生活の快適度のこと。都市生活の環境、居住性などに用いられる。

一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、長期的・総合的視点にたって一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について策定する計画。

遺伝子組み換え食品

遺伝子を組み換えることにより、生物の性質を変える技術を用いて品種改良、あるいは新規開発した農作物を遺伝子組み換え作物といい、そのもの、またはそれを原料とする食品を一般に遺伝子組み換え食品という。

違法駐車等防止重点道路

市、市民、事業者の三者が一体となって違法駐車問題に取り組んでいくことなどを定めた「浦安市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、重点道路を指定し、違法駐車危険性等について、ドライバーへの助言・啓発活動を行っている。

インターネット

TCP/IPプロトコルを使用して相互に接続されている世界的なネットワークの総称。世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報通信ネットワーク。ビジネスや日常生活でも幅広く利用されている。

海辺のコアゾーン

シンボルロード南東部海側に位置し、公園などの機能を生かしつつ、マリンセンターや水際線関連施設、誘致施設などの集積を予定している施設。

エイズ

後天性免疫不全症候群。HIV（人免疫不全ウイルス）によって生体の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症を起こしやすくなる。

エコ・セメント

最終処分場への埋め立て量を減らすため、廃棄物処理の残さの再資源化の一つとしてブロックやセメントなどに資源化を図るもの。

エコマーク

環境負荷の少ない商品であることを表示するマーク。環境にやさしいライフスタイルを提案するという意図から付けられている。

NPO

民間非営利団体などと訳される。利潤を上げることを目的としない、公益的活動を行う民間団体。活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流等多岐にわたっている。

O157

ベロ毒素を出す腸管出血性大腸菌の一種。大腸菌の多くは無害だが、O157は発症すると腹痛や下痢、血便を起こし、死亡する場合もある。感染力が強く、ごく微量でも経口感染して発症する危険性がある。1996年（平成8年）に感染症に指定された。

オープンスペース

公園、広場、河川、空き地など、建造物がない土地あるいは敷地内の空地のことで、防災上の役割も担っている。

オゾン層の破壊

オゾン層とは、成層圏内、地表面から20～25キロメートル上空のオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多くを吸収している。最近では南極をはじめとする地域でフロンガス等の物質により破壊され、オゾン層の濃度が減少している。そのため地上に達する有害な紫外線の量が増え、人体や生態系への影響が懸念されている。

か 行

介護保険制度

寝たきりなど介護を必要とする人に対して、保険料を主たる財源とする社会保障方式により、社会的支援を行うしくみ。

介護老人保健施設

入院治療は必要でないが、家庭に復帰するために機能訓練や看護・介護が必要な高齢者のための施設。

家庭教育学級

両親などが家庭で子どもの教育を行ううえで必要な心構えや留意点などを学習する機会を提供するために行われている事業であり、幼稚園、小学校、中学校でそれぞれ開催されている。

ガイドヘルパー

身体に障害をもつ人の外出時の付き添いを専門に行うヘルパー。

外部監査制度

地方公共団体が独立の第三者である外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受けること。

かかりつけ医

日ごろから信頼して相談や診察をしてもらえる医師。

核家族化

夫婦とその未婚の子どもとの家族や夫婦のみ、父子のみ、母子のみなどの核家族が増加していく傾向。

学校評議員制度

地域に開かれた学校づくりを推進するために、学校が保護者や地域住民の意見を参考にするとともに、その協力も得て学校運営を行うしくみ。

家電リサイクル法

正式には特定家庭用機器再商品化法という。指定家電（現在冷蔵庫、エアコン、テレビ、洗濯機の4品目）について、製造業者と小売業者の引き取り義務、再商品化実施義務を明示し、企業責任を明確にした法律。2001年（平成13年）4月より施行。

過密市街地

特定の範囲に住宅などの建物が密集している地区。ここでは、境川を中心とした堀江の一部、猫実の一部及び当代島の一部の地区を指している。

環境基本計画

環境施策の長期的な方向性と基本的な方針を定め、環境施策の体系化と計画的な推進を図るための計画。

環境基本条例

環境基本法の理念にそって地方公共団体の環境保全施策に関する最も基本的な事項を定める条例。

環境負荷、環境への負荷

人々の活動が大气や水、森林など環境に与える影響。

環境ホルモン

エンドクリンともいう。体内でホルモンと類似した作用を示すことにより、ホルモンシステムに影響を与えることが懸念されている化学物質。定義や影響実態、作用機構等は未解釈の部分が多いが、一部のプラスチック可塑剤や農業、経口避妊薬の原材料が挙げられ、生殖器の萎縮や精子数の減少、行動異常などの影響が指摘されている。

観光漁業

生業であった漁業を多様な形で観光に結びつけたもの。釣船、投網船、屋形船など。

観光漁業基地構想

釣り舟や遊船等の観光漁業の振興を図るため、境川河口の船たまりと関連用地を観光漁業の拠点とする構想。

感染症

原生動物、細菌、ウイルスなどの病原体に感染することによって発症する病気。

救急救命士

電気ショックによる心臓蘇生や点滴注射など、一般の救急隊員より高度な救命措置をとることのできる国家資格を持った救急隊員。

行政評価

政策、施策、事務事業について、事前、実施中、事後に一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度及び成果を判定すること。評価の結果についての公表も重要である。

協働

共同の担い手として、適切な役割分担のもと、協力して働くこと。互いに成果と責任を共有しあう、対等な協力関係が前提となる。

郷土博物館

郷土に愛着や誇りをもてるよう、市に残された貴重な文化財資料を活用して、市民自ら郷土の歴史を学び理解することができるようにした郷土学習のための拠点施設。2001年（平成13年）4月1日開館。

業務機能

直接的な販売、生産を行わないオフィス、事務所などの都市機能。

近隣公園

誘致距離500mまたは1近隣住区あたり1箇所配置が望まれる標準規模2.00haの都市公園。

グリーンコンシューマー活動（緑の消費者活動）

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入する行動を通じて、消費者の立場から各種の環境問題に取り組むこと。

グループ診療

脳卒中の後遺症や骨折、難病などで寝たきりの在宅療養者を対象に、往診できる医師がグループになり、在宅療養者の病状が悪化したときに、主治医が不在でも他の医師が訪問診療に当たる往診体制。

グローバル

全地球的、全世界的、世界中にまたがるさま。

ケアマネージメント

介護保険制度において、要介護・要支援の認定を受けた人に必要な介護サービス計画の作成やそのための個別ニーズの評価、また、サービス計画に即したサービスの実施やサービス提供の管理、ニーズの再評価などを行うこと。

景観ガイドライン

良好な都市景観の形成を目的として、建築物などの形態や色彩などを規制、誘導するための指針。

経常的経費

自治体の行政活動を支えるために、毎会計年度において継続的かつ恒常的に支出される経費。

健康寿命

人生において、寝たきりなどにならず、健康に生活できる期間。

健康センター

市民の健康づくりの拠点として1999年（平成11年）10月に開設した総合的な保健サービスの拠点となる施設。また、在宅介護支援センターやデイサービスセンター、訪問看護ステーションを併設し、さらに、急病診療所や休日救急等歯科診療所も併設した、保健、医療、福祉が連携する総合的な施設である。

建築基準法42条2項に該当する道路

建築基準法では、建築物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないが、建築基準法の適用を受けることになった以前（本市では昭和25年以前）から、既に建築物が建ち並び使用されていた幅員1.8m以上4m未満の道路に限り、道の中心線から2m後退したところまでを道路とみなす。これを一般に「42条2項道路」と呼んでいる。後退した部分は道路なので、建物はもちろん門・へいなどをつくることはできない。

建築協定

住宅地の環境や商業地の利便性を維持、増進するために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等の規準について、区域内土地所有者等の全員の合意により締結される協定。建築協定は建築基準法による認可を受けて締結され、建築協定の認可等の公告のあった日以後に、協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても効力がある。

高規格救急車

現場から病院までに到着するまでの間、救命活動するための設備を有する救急車のこと。

公債費

自治体が必要な財源を調達するために負担する債務を地方債といい、その履行のために毎会計年度負担する元利償還金などの費用。

交通結節機能

いくつかの交通機関を結びつける機能、駅やバスターミナルなど。

高度情報化

コンピュータによる情報処理技術の発展と通信技術の発達が結びつき、コンピュータと通信システムが一体化されたネットワーク化が進展し、各分野で必要とする情報が情報サービスを通じて自由に利用できるようになっていく現象。

高齢者人口

65歳以上の人口。

国際化

政治、経済、社会などの諸事象が国際的な規模に広がっていくこと。

国際化指針

国際化に対応するため総合的、効果的に施策を推進していくための指針。基本理念として、「多様な文化と人がともに支え創造するまち・浦安」を掲げ、地球市民としての意識、世界に開かれた地域社会、市民主体の国際交流・国際協力、ネットワークで広がる国際都市の4つを基本目標としている。2001年（平成13年）策定。

国際交流協会

市民が主体となった幅広い分野における国際交流を進めるため、昭和62年に設立された任意団体。国際都市をめざす本市の主要な市民国際交流団体として、市と密接に連携しながら、幅広い事業を実施している。

子育て支援センター

就学前の親子の交流、遊び、情報交換の場。育児相談や子育て関連の専門相談、また、子育てサークルの支援など企画・調整も行う。

骨髄バンク

骨髄移植に際し、患者と提供者の組織適合性抗原（HLA）の適合率を高めるため、提供希望者のHLAを登録するとともに、移植に必要な患者に適合する骨髄液をあっせんする機関。

コミュニティづくり、活動

地域社会において、住民がそれぞれの関心に基づき、多様な組織をつくること。また、組織をつくりそれぞれの目的のために行う活動。

コミュニティバス

電車やバスのような大量輸送手段とドア・ツー・ドアの輸送が可能なタクシー、自家用車のような個別輸送手段の中間に位置するもので、従来大型バスでは運行できなかった住宅地など、バス利用が比較的不便な地域を対象に、小回りのきく小型バスを用い、きめ細かなサービスを提供する地域密着型のバス。

さ行

在住外国人会

外国人居住者の増加にともない、親ばく・相互扶助及び話し合いの場を提供したり、地域の中で日本人との積極的な交流を目的として、1986年（昭和61年）に設立された任意団体。市と密接に連携しながら講座や交流イベントなど、様々な事業を実施している。

財政構造の適正化

地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、将来に向けて効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会を実現していくため、財政収支を健全化し、これらに十分対応できる財政構造にしていくこと。

さい帯血バンク

さい帯血幹細胞移植において、使用されるさい帯血を採取、保存、提供する機関。

在宅介護支援センター

在宅の寝たきりの高齢者や障害をもつ人の介護相談に24時間体制で応じるとともに、介護機器の展示紹介、各種在宅福祉サービスの窓口案内を行ったりする機能をもつ施設。

在宅歯科診療

寝たきりの高齢者などで、歯科診療所で治療を受けることが困難な方に対し、歯科医師や保健婦、歯科衛生士などが訪問して歯科診療を行うこと。

酸性雨

石炭や石油の燃焼などに伴い発生する硫酸酸化物や窒素酸化物等を原因とするPH5.6以下の酸性度の強い雨。欧米等で植物や魚等への被害が問題となっている。

CATV

ケーブルテレビジョンの略称。有線テレビジョン放送施設。

市街地整備基本計画

区画整理、再開発などの面的整備や道路、下水道、河川などの都市施設整備を総合して、各事業間の調整及び投資財源との調整を図りつつ、市街地全体の整備に関する体系的プログラムを策定することを目的とする。

自転車利用環境整備モデル都市

自転車を都市の中の交通手段として位置づけその利用を促進するため、自転車利用環境整備によるモデル的な取り組みの輪を広げ、地域の創意工夫を生かした多様な事例の充実を図るため、旧建設省の主催により、「自転車利用環境整備のためのモデル都市」の公募が行われ、その募集に本市が応募し、1999年（平成11年）12月にモデル都市に選定された。

自転車等利用総合計画

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第7条第1項に基づき、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため策定する計画。

児童育成クラブ

小学校に在籍する児童で学校管理下外において、家庭保育に欠けるもののうち、特に必要と認められる児童を保護育成するための施設。本市では1年生から4年生までの児童を対象としている。

児童虐待

親などの養育者によって引き起こされた、子どもの心身の健康状態を損なうあらゆる状態をいう。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待など。

シビックセンター地区

元町と中町（第1期埋立地）の境にあって、市役所、文化会館、中央図書館、健康センター、郷土博物館などが立地する猫実地区と、公共施設の立地にもない機能集積が進む東野地区をいう。特に、市役所、文化会館、中央図書館、健康センター、郷土博物館、消防庁舎が立地する地区をシビックセンターコア地区という。

社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の一つ。市民が主体となって社会福祉問題に取り組み、その改善向上を図るため市民をはじめ関係団体などが自主的福祉活動を組織的に推進していくことによって明るく住みよいまちづくりをめざす民間組織であり、具体的な活動は生活福祉資金の貸し付けやボランティア活動の支援など広範多岐に渡っている。

社会保障制度

だれもが、どのような生活困難に直面しても、最低生活が確保され、安定した生活が維持でき、通常の社会生活を享受できるようにすることを目的とする国の制度。

住区総合交通安全モデル事業

国土交通省（当時、建設省）の所管する補助事業で、ロードビア事業とも呼ぶ。幹線道路で囲まれた生活地域内の通過交通をなるべく排除し、歩行者・自転車と車交通が安心して快適に利用できる道路整備。

住宅基本計画

市町村が地域特性に応じた住宅施策を展開していくための方向性を示す計画。住宅事情などに係る現状の分析や住宅対策の課題の整理また、住宅施策の方向性などを定めるもの。

住宅建設利子補給制度

住宅の新築やマンションを購入する市民で、その資金を住宅金融公庫から借りた場合、利息を市が一部負担する制度。利子の補給額は、住宅金融公庫からの借入れ金残高1000万円を限度とし、その額に年1%の率を乗じて得た額で期間は5年間となっている。

重点供給地区

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法」に基づき、都府県が「住宅及び住宅地の供給に関する計画（供給計画）」において「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」として定めている。本市では、堀江・猫実地区の一部、舞浜3丁目地区、日の出・明海地区、高洲地区が指定されている。

受益者負担

国や地方自治体が行う公共施設の整備により特に利益を受ける人に対し、その整備に必要な経費の一部、あるいは全部を受益の限度内で負担させること。

循環型社会

ごみを出さない、出たごみはできるだけ資源として再利用する、再利用できないごみは適正に処分するという環境への負荷が低減される社会。

循環型社会形成推進基本法

容器包装リサイクル法など個別分野で進められてきたリサイクル関連法を総合的に推進し、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みを定めた法律。この法律では、循環型社会の定義と意味を明確にし、廃棄物の処理についての優先順位をはじめ法制化した。また、国、地方自治体、事業者、国民の役割分担を明確にするとともに、国が「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成のための国の施策を明示している。2000年（平成12年）5月制定。

障害者一時ケア

障害をもつ人の介護を行う保護者、介護者が病気やその他の理由により介護ができない場合に、一時的に保護すること。

生涯スポーツ

市民一人ひとりが明るく豊かな生活を送るために、生涯を通じてそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、気軽に楽しく行うスポーツ・レクリエーション活動のこと。

小規模作業所

在宅の障害をもつ人であって、雇用されることが困難な方に対し、設備を提供して仕事を与えるとともに、生活指導を併せて行い、その自立を促すことを目的として、個人又は民間の団体が設置経営する施設の通称。

少子・高齢化

人口に対する高齢人口が相対的に増加する現象を高齢化という。また、出生率の低下や、それにともなう家庭、地域における子ども数の低下の現象を少子化という。少子化は高齢化が進行する一つの要因であることから、少子・高齢化という使い方をしている。

少子化

低い出生率のもとで、子どもの数が減る現象。

少人数教育

一人ひとりの個性を尊重したゆとりある教育環境を実現するため、少人数での学習、個別指導、ティーム・ティーチングなど多様な指導方法により、子どもたち一人ひとりが学校で楽しく学ぶ可能性を高めることをねらいとした教育。

消費者モニター制度

消費生活の実態について、消費者の声を聴きそれを積極的に市の消費者行政に反映させるための制度。市から委嘱された20人の方が消費生活に関する意見、苦情、要望などを市に報告するとともに小売価格動向の調査、アンケートへの回答、そのほか市が主催する各種研修会や行事などに参加する。

情報化

情報が大量に供給・消費され、社会活動のなかで人、物、金と比較した時に情報の占める重要性が増していく現象と情報が利用しやすいしくみが整っていく現象。

情報化基本計画

情報通信技術（IT）の飛躍的な進歩など、IT革命の大きな流れの中で先進的に情報化を推進していくための指針で、行政情報化と地域情報化を包括した総合的な情報化計画。2001年（平成13年）策定。

情報通信技術（IT）

コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術などをいう。

情報通信基盤

光ファイバーや衛星通信をはじめとする情報の物的伝送装置。

自立生活センター

障害をもつ人の自立を支援するため、身近な地域において行う在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援などのサービスを障害をもつ人が実施する、自立生活運動の拠点となる施設。

シルバー人材センター

定年退職後などにおいて、雇用関係に基づかない補助的・短期的就労を通じて高齢者がその能力を活用して社会参加するとともに、追加的収入の増加を図ることを目的としている。

心身障害者福祉作業所

在宅の心身に障害をもつ人であって、雇用されることが困難な人に、仕事を行うことや生活指導などを行うことにより、自立促進を図るための施設。

新町地域

日の出、明海、高洲地区の総称。

水防対策本部や排水対策本部

水防法第3条の規定に基づき、市が指定水防管理団体として水防に対処するため、市長は庁舎内に水防本部を設置し、水防業務を処理する体制をとることとされている。また、水防本部の設置に至らない排水災害の警戒態勢として、排水対策本部を設置している。

スクールライフアドバイザー

地域社会の教育活動に関する経験や児童の心理に関する深い造詣をもち、学校において児童と活動を共にして安定した生活が送れるよう援助したり、教職員や保護者への資料提供などを行う人。

スクールライフカウンセラー

児童生徒の心理臨床に関する高度な専門的知識・経験をもち、学校において児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助などを行う人。

生活習慣病

脳卒中や心臓病、がん、糖尿病、肝疾患、歯周疾患など、誘発要因として生活習慣が大きく影響しており、生活習慣を改善することにより発病や進行の予防が可能な疾患のこと。

生産年齢人口

15歳以上65歳未満の人口。

青少年センター機能

青少年の非行防止と健全な育成を図るため、青少年の悩みに対する相談活動や自立的活動の促進などを、関係機関と連携して行う拠点としての機能。

青少年相談員連絡協議会

青少年健全育成の地域の担い手として環境浄化活動をはじめとする健全育成活動を行っている、千葉県知事から委嘱された青少年相談員の市内における連絡組織。

青少年補導員連絡協議会

青少年運営協議会で協議された実施計画に基づき、少年非行の未然防止のため、街頭補導活動に計画的に従事したりする、地域における青少年健全育成のために教育委員会から委嘱された青少年補導員の連絡組織。

精神障害者デイケア

在宅で療養している精神障害者が通所し、施設等で日常生活訓練や機能訓練などを行うこと。

総合的な学習の時間

小学校3年以上に設けられ、各学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動や従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間で、これにより、ボランティア活動などの体験的な学習や地域の人の参加による学習、また、小学校でも英会話などが実施可能となる。

た 行

第二東京湾岸道路

東京都大田区城南島から千葉県市原市廿五里（ついへいじ）に至る延長約50kmの幹線道路で、東京外かく環状道路等と一体となって自動車専用道路ネットワークの一翼を担う道路であり、平成6年12月に地域高規格道路の候補路線に指定されている。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（「男女共同参画者基本法」による定義。）

地域防災計画

災害対策基本法第42条及び浦安市防災会議条例第2条の規定に基づき、浦安市防災会議が作成する計画。市の地域ならびに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定する。

地球環境問題

地球温暖化、オゾン層の破壊、森林破壊、砂漠化、酸性雨など、人間の活動によって地球的規模で環境破壊されている問題。

地区計画制度

都市計画法に定められた制度で公園、道路等の地区施設の配置、建築物の用途、建ぺい率、容積率、建物の高さなど都市計画に定めることができる。

窒素酸化物（NOx）

窒素と酸素の化合物。空気中での燃やす過程で必ず発生し、人の健康に影響を与えるが、近年は特に自動車からの排気ガスが大きな発生原因となっている。

知的障害者通所更生施設

18歳以上の知的な障害をもつ人が通所し、日常生活の基本的な習慣の確立や自活して社会生活を営むことができるよう指導・訓練を行う施設。

知的障害者通所授産施設

18歳以上の知的な障害をもつ人で雇用されることが困難な人が通所し、自活に必要な訓練を行うとともに就労の場を提供し自立を促進する施設。

知的所有権

人間の精神的な創作や産業活動などの知的活動から生じる成果に関する権利のこと。特許、実用新案、意匠、商標などの工業所有権、著作権などがある。知的財産権ともいう。

地方分権

福祉やまちづくりなど身近な行政を、地方自治体が自らの判断と責任に基づいて自主的、主体的に推進できるように、中央政府から地方自治体に権限と財源を委譲すること。

低公害車

電気モーターとガソリンエンジンを組み合わせたハイブリッド車、圧縮天然ガス車、電気自動車、メタノール車の4種類。燃料電池車の研究開発も進んでいる。

デイサービスセンター

高齢者や障害をもつ人をバスで送迎するなどして、入浴、給食、日常動作訓練などのサービスを行う施設。

低床式バス

高齢者や子どもの乗降に配慮し、バスの乗降をやすくするため、バスの床面の高さを低くしたバス。一般的には、現在の各路線バスにおいて多く使用されている床面までの階段が2ステップ以外のもので、ワンステップ式、ノンステップ式などのバスがある。

低騒音舗装

舗装表面に反射する自動車走行に伴う騒音を吸音することにより自動車走行騒音を低減する機能をもつ道路工法。低騒音舗装は、空隙が20%以上あり、構造的に吸音材と同様の機能をもっており、また、雨水を浸透させるため水溜りによるスリップなどの交通事故の発生を防ぐことができるといわれている。

テーマパーク

一つのテーマに基づいて構成、演出された遊園地。東京ディズニーランドはその典型。

適応指導教室

心理的要因による不登校児童・生徒に対して、カウンセリングや学習・小集団活動を指導・援助し在籍校への復帰をめざすための施設。

デジタルネットワーク化

情報を0と1の数字の形に変換し、パソコンとパソコンの間で情報をやり取りできるようにした環境をいう。ネットワークをデジタル化することにより効率的な情報の伝送が可能となる。

電子自治体

情報通信技術を駆使し様々な行政サービスや行政情報を提供する自治体。

東京外かく環状道路

都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路で、東北道、常磐道など都心からの放射方向の幹線道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を円滑に分散導入するとともに、起終点を持たない交通をバイパスさせる役割が期待されている。

東京湾岸ゾーン

東京湾に沿った横浜市から木更津市にかけての帯状の地域。

特定優良賃貸住宅制度

中堅層向けの良質な賃貸住宅の供給を促進しようとする制度で、民間の土地所有者が建設する賃貸住宅について都道府県知事が認可し、認定を受けた賃貸住宅については、共同施設整備費の補助、住宅金融公庫融資の拡充などが行われる。また、家賃の減額のために家賃の一部が補助されることになっている。

特別養護老人ホーム

常時介護が必要であり、家庭での生活が困難な高齢者を入所させる施設。

都市・生活型公害

従来の産業活動により発生する公害とは異なった形態の、日常生活に起因して発生している公害。生活雑排水による水質汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染、近隣騒音、電波障害などがある。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画の決定権者は、原則として都道府県知事または市町村である。都市計画の案は2週間公衆の縦覧に供され、住民及び利害関係人には意見書の提出機会が与えられている。市町村が決定する場合は、都市計画地方審議会の議を経たのち、知事の承認を得て決定する。都市計画が決定すると都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に関係する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一つである。その種別は自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊道路の4種類に分類できる。

都市計画マスタープラン

都市計画に関して市町村が主体となって定める基本的な方針。1992年（平成4年）の都市計画法の改正により市町村に策定が義務づけられた。

都市景観条例

都道府県や市町村が、その全域または一定の区域について景観を保存し、または整備していくために、景観づくりの理念や目標、具体的な景観の保存、まちづくり景観形成の誘導、住民の意見の反映等に関し、必要な手続き、方策等を独自に制度的に定める条例。

土地区画整理事業

国土交通省の所管事業で、区域内の宅地を交換分合して整理（換地）することにより、公共施設の整備・改善や宅地の利用増進を図る目的で行われる事業。

な行

中町地域

海楽、東野、美浜、入船、富岡、今川、弁天、舞浜2・3丁目地区の総称。

ニーズ

（社会的な意味での）要求、必要、需要。

ネットワーク

個別のものを関連付け、網のように結び付けて相互の機能を高めること。コンピュータ用語ではパソコンとパソコンを接続し、それぞれの間でデータをやり取りできるようにした環境をネットワークという。

年少人口

15歳未満の人口。

ノーマライゼーション

すべての人が同じ人間として、住み慣れた環境の中で、ともに暮らせるようにすべきだという考え方。

は 行

パートサテライト

ハローワーク（職業相談所）の出先機関であり、パートタイム労働者の求人、求職が集中している大都市を中心に、情報の提供、職業相談、職業紹介等のパート就労に関する雇用サービスを総合的かつ専門的に行うために設置されているもの。

パートナーシップ

両者が互いに対等の当事者として認めあい、協調、協力する関係。

バスカードシステム

バスに乗るとき小銭を用意するわずらわしさを解消するため、運賃の支払いをプリペイドカード化したもので、他のバス事業者と共通で利用できる運賃収受方式。

バリアフリー

障害をもつ人や高齢者が行う諸活動に不便な障害（バリアー）を取り除くことの総称。例として、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたりすることが挙げられる。

PFI

従来、公共部門が実施していた社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金を導入して、民間事業者を中心に実施する方式。

ビーンズプラザ

ビン、缶、古紙、ペットボトルなどの分別を行い、ゴミの減量化、再資源化を図るための施設。千鳥地区のクリーンセンター内にあり、資源の再利用を目的としたさまざまな体験教室や講座・セミナーなどを行っており、市民がリサイクルを実践・体験できる場でもある。

ファミリー・サポート・センター

育児サービスを受けたい会員と育児サービスを提供できる会員を募り、有償で助けあうシステムを運営する場。

複合型商業施設

映画館、各種販売店、レストランなどを併設したショッピングセンター。アーバンリゾート内にあり販売店、レストラン、映画館や子どものための施設で構成されている。

物件費

報償費、旅費、交際費、委託料及び人件費として計上されるものを除いた賃金などの費用。

不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粉じんなど粒子状物質のうち、比較的長期間浮遊し人体に与える影響が大きい、粒径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のもの。ディーゼル車の排気ガス、工場のばい煙、道路粉じんなどが主な原因とされている。

フロンガス

炭化水素の水素を塩素、フッ素で置き換えた難分解性有機化合物の総称。冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品の洗浄剤などとして多用されてきた。使用後、成層圏に達したフロンは、オゾン層を破壊することが指摘されている。

文化資源の有機的ネットワーク

郷土博物館を拠点に、市内に点在する各種の文化財資料や伝統芸能などについて関連性をもたせて連携を図ること。

ペDESTリアンデッキ

立体的に構築された歩行者専用通路。

放射16号線

千代田区大手町一丁目から江戸川区東葛西九丁目に至る延長11,980mの都市の骨格を形成する幹線道路であり、本市の都市計画道路3・1・2号線と接続する計画になっている。

訪問看護

看護婦などが在宅の寝たきり高齢者などを訪問し、介護に重点をおいた看護サービスを提供すること。

ホームヘルプサービス

日常生活に支障のある高齢者などがいる家庭を訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問して提供する、介護・家事サービス。

母子福祉推進員

母子家庭や寡婦の人を対象に、いろいろな悩み事（生活上の問題や子どもの事など）を解決するための手伝いをする、身近な相談員。

ボランティア、活動

個人の自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動。また、それを行う人のこと。自発性、無償性、公益性、創造性が活動の基本的性格となる。

ま 行

密集住宅市街地整備促進事業

国土交通省の補助事業で、老朽建築物等の密集地区において、良質な住宅の供給、居住環境の整備、防災性の向上等を促進するため、老朽建築物の除却、建替え及び公園等の整備を総合的に行う事業。

緑の基本計画

1994年（平成6年）に都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した緑の総合計画。

緑のネットワーク（水と緑のネットワーク）

公園、緑地の整備を図ると同時に、公園を結ぶ沿道の緑化や緑地、海岸、河川等の空間を保全し、うるおいのある緑豊かな環境の創出を図ること。

民生委員児童委員

社会奉仕の精神をもって、地域社会の生活に困窮している人だけではなく、児童や心身に障害をもつ人、あるいは高齢者などのことで問題をもっている人々に対して、身近に相談や助言指導にあたる地域の奉仕者。

元町地域

当代島、北栄、猫実、堀江、富士見地区の総称。

や 行

夜間路上禁煙運動

浦安市において、毎年11月15日から翌年の4月15日までの5ヶ月間、日没から夜明けまで路上での喫煙を禁止する運動。昭和25年頃から行われている運動で、期間中はジャランポーと呼ばれる鉄輪をつけた鉄棒や提灯をもった自治会役員と消防団が夜の街を巡回し路上で喫煙している人に注意を促したり各家庭に火の用心を呼びかけている。

容器包装リサイクル法

正式には容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律という。消費者に分別排出、市町村に容器類の分別収集、メーカーに再商品化を義務づける法律で1997年（平成9年）4月に施行された。

ら 行

ライフスタイル

生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らし方をさす。さらに、生活に対する考え方や習慣などの意味で使われることもある。

ライフステージ

人間の一生を段階区分したものの。通常は幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分ける。

ライフライン

都市活動の機能維持のための、上下水道などの水の供給処理網、電力・ガスなどのエネルギー供給網、道路・鉄道などの交通網、および通信・電話などの情報網を含んだネットワーク。

リハビリテーション

障害をもつ人や病気、事故による後遺症をもつ人などに、最大限の機能回復と社会生活への復帰をめざして行われる総合的な治療と訓練。

緑化協定

地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするもので、一定区間の土地所有者などの全員の合意により、緑化協定区域、樹木、植栽の場所、垣根等の構造等の必要事項を定めた協定。緑化協定には、都市緑地保全法によるものと、市町村の条例、要綱によるものがある。

老人福祉センター

無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。浦安市では「Uセンター」と呼んでいる。

人が輝き躍動するまち・浦安

浦安市総合計画

編集・発行 / 浦安市経営企画部企画政策課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実1-1-1

電話047-351-1111

浦安市ホームページURL <http://www.city.urayasu.chiba.jp>

デザイン / 株式会社アハ

印刷 / 株式会社ぎょうせい

発行日 / 平成13年12月



R100 古紙配合率100%の再生紙を使用しています



浦安市